

特70  
54

武藤嚴男

宇野東風

古城貞吉

肥



後文獻叢書

同編

第一卷

東京隆文館藏版

故國文獻

細川護成書



## 肥後文獻叢書序

元和偃武の後、徳川氏意を文教に用ゐて其治を輔けしより、大小の諸藩、亦これに倣ひて多くは學校を興し、學者を重用せり。元祿より寛政の際に至る、此間百餘年、驩虞の治、最も其盛を稱す。是の時に當り諸藩明君賢宰、前後其人に乏しからず。中に就きて我肥後靈感公の世、治化休明、多く其人を得たりしが如き最も其の比を見ざる所にして、或は政事經濟を以て稱せられたるあり、或は徳行道義を以て顯はれたるあり、學術文藝を以て知られたるあり、其他武技醫方測算等に至るまで特才異能の士彬々輩出して各々其技を獻したり。而して肥人樸實の風、此時に於て最も盛にして、忠厚の俗、實に此時に成れりといふべし。然れども世換り時移りては功利の見、詭遇の思、亦其間より生出せずとせず。明治維新の後に至りて又一變し、其流風遺澤の人に在るものこ、嘉言懿行の載記に存するものこ、亦均しく將さに湮滅して世

に聞ゆる所なきに至らんことす、豈亦哀しむべからずや。是に於て吾等後輩、不肖を顧みず、胥謀りて古人の遺書言行を蒐輯し、次第排印し、以てこれを不朽に傳へんと欲す。爰に名けて肥後文獻叢書といふ。敢へて自ら肥後の文獻制度、集成して此に存すと謂はざるも、後の君子、若し肥後の歴史、風俗、制度、文學、教育、技藝等に於て其信を考ふるあらんことせば、亦必らず此に於て搜羅するの最も捷徑なるを信するなり。由來肥人の俗樸茂を尙びて浮華を喜ばざりしが故に、其碩學鴻才亦多くは其の著述を世に公にすることなく、あたらし一生の心血を筐底に臧して、空しく蠹魚の蝕に飽かしたるのみならず、後世子孫、亦以て幽徳の潛光を發揚することを力めず、其遺書流落散亡して復た見るべからざるに至りしもの、極めて少しとせず、其の幸にして今尙子存するもの、多くは寫本に係るが故に、その流傳、亦甚だ弘からず、僅かに一二好古家に珍藏せらるゝのみにして、一般の讀書家に裨補する所鮮く、世人は全く其書の内容如何を知らず。甚しきに至りては其書目をすら聞知せざる

ものあり。然れば本叢書の世に出づる、一面に於ては以て古人樸學得力の處と、其の精神氣魄の如何とを窺ふを得べきと同時に、又他の一面に於ては、往時の風俗、制度、文學、歴史、教育、技藝等の大較と、その源委とを察するを得るの便あり。世上有心の士、本叢書に對して反覆沈潜せば、自ら其間に於て幾多の史料、幾多の教訓、幾多の趣味を發見するに難からざるべし。本書第一卷成る、乃ち當初世に發表したる趣旨書を節録して卷首に冠す。明治四十二年五月武藤巖男宇野東風古城貞吉同序

### 肥後文獻叢書例言

一本書は、もと肥後の文獻を保存するを以て、起見したるものなれば、専ら古人の遺書を校刊するを以て志とせり、書中時として疑はしき點ありとせり、敢へて私意を以て改竄することを爲さず、務めて疑ひを以て疑ひを傳へんことを期せり、故に假名遣、語格、字句等に於ける誤謬の如きも、多くは舊に仍りて、之れを改めず、其の最も疑はしきものは、時に旁注を加へたり、思ふに轉々抄寫の際に於て、訛誤を重ねしものも、亦必らず少からざるべし、

一文字上に於ける訛誤に對して、臆改を加へざるが如く、事實上に於ける誤謬に對しても、亦假令ひ明かにその誤謬たるを知るものと雖、亦敢へて反駁を加へず、唯時として一二の注意を示したるは、讀者の考察に便にせんが爲めに過ぎず、何となれば、事實を顯彰せんが爲めに、古人を培養するは、固より本書の目的にあらざればなり、

一本書は、もと三四同人の計畫に成りたるものにて、編纂の方法も、亦當初より一定の體例を立てたるにあらず、採逸輯散、得るに隨ひて、これを按排し、以て卷を成したれば、雜駁にして次序なきの議は、固より編者の甘受して辭せざる所なり、

一本書第一卷には、銀臺遺事四卷、同附録一卷、同拾遺一卷、官職制度考五卷、古城考三卷、祭禮通

考一卷、時習館學規一卷、玉山詩集六卷、玉山遺稿十二卷、二葉集抄二卷、志能數多禮七卷、都合十一種を輯録したり、その解題大要は、即ち左の如し、

銀臺遺事は、細川重賢公の事蹟を撰述せしものにて、著者は高本紫溟なり、紫溟藩命を奉じて本書を撰じ、寛政二年を以てこれを上る、齋茲公思召ありて、所々削除したまふ、紫溟乃ち意見書を當路に上りて、微意の存する所を條陳せしが、遂に定本たるに至らざりしものゝ如し、原本は現に細川家の北岡文庫に藏せらるゝが故に、本書はそれを底本として、公の削除ありし所は、括弧を加へてこれを示せり、

紫溟の意見書、及び當時用人たりし竹原勘十郎の書付は、均しく本書撰述の際に於ける實情を窺ふに足るべきものなれば、参考のためこれを附載せり、

紫溟は、名を順、字を子友と云ひ、敬藏と通稱せり、紫溟はその號なり、和漢の學に通じ、世祿二百石を食めり、夙に世を厭ひ阿蘇山中に隱る、阿蘇惟典迎へて賓師とせしが、重賢公の世に召されて藩學訓導となり、後遂に教授と爲る、文化十年十二月廿六日、七十六歳を以て歿せり、

銀臺附録も亦高木紫溟の撰に係る、序文を按ずるに本文は都べて紫溟の筆に成りしものにあらず、紫溟は人々より得たる材料を、其儘按排したるに過ぎざることは、本文中に特に一格を下げて、これより奥は云々と記し、又秩祿を以て云々と記したるを見て、これを知るべし、附録と名づけたる意も、

自ら其間に於て窺ひ知ることを得べし、

銀臺拾遺は、吉山壽安の序に由りて、高瀬武昭の撰なるを知るも、武昭の事蹟は明かならず、序に『高瀬武昭毎侍遊山翁膝下』と記せるが、遊山とは高瀬文平勝正の號にて、遊山に武隆、武陳、武毅、武數、隆輝、武綱の六子ありて、武昭の名見えず、姑らく後考を俟つ、

官職制度考は、垣塚文兵衛の撰に係り、熊本藩治の要領、官制組織、吏員の職務等を記述せり、行文晦澁なるのみならず、誤寫亦極めて多きも、肥藩寶曆の改正、其の組織制度を見るを得べきもの、獨り本書あるのみなれば、その價值亦頗る大なりとす、

本書は井田幸男氏藏本を原本として、熊本物産館本、及び河島豊太郎氏藏本を以て之れを校訂したり、垣塚文兵衛は名を尹長、字を成章と云ひ、東臯と號す、歩段より奉行所物書を経て根取に進み、祿百石を賜はりたるが、文政九年七月十三日に歿せり、

古城考は森本一瑞の撰にて、肥後及び豊後の内、細川家所領内なる古城二百七十五ヶ所につき、その所在、城主、及び事蹟等を考へたるものなり、

一瑞は名を昌榮、通稱を儀太夫と云ひ、致仕の後一瑞と稱す、可申、又松濱と號せり、加藤家の臣森本儀太夫の後なり、細川家に仕て世祿百五十石を食み、北條流軍學師範役たりしが、安永十年に老を以て致仕し、天明四年十一月朔日、八十歳にて歿せり、

本書は河島豊太郎氏藏本を底本として熊本物産館本、及び武藤傲男藏本を以て校訂を加へたり、祭禮通考は古屋昔陽の著にて、經義に據りて祭禮を考へたるものなり、昔陽は名を哥、字を公欸と云ひ、重次郎と稱す、昔陽はその號なり、明和七年に江戸に出で、漢唐注疏の學を以て生徒を教授せり、兄愛日に嗣子なかりしかば、その後を繼ぎ、江戸定詰外様御儒者と爲りしが、文化三年四月朔日、七十歳を以て歿せり、本書は古城貞吉藏本を原本とし、帝國圖書館本を以て、校訂を加へたり、時習館學規は秋山玉山の撰する所にして、藩學時習館の學則なり、玉山は名を定政、字を儀右衛門と稱す、玉山はその號なり、祿百石を食み、藩學の建設に力を致し、その教授と爲れり、寶曆十三年十二月十一日、六十二歳を以て歿せり、玉山詩集、玉山遺稿は、ともに玉山の著に係る、詩集はその生前に、遺稿は死後に上木せしものなり、二葉集抄は、從四位上阿蘇大宮司惟典卿の歌集にて、其子惟馨の集めたるものなり、もと十二卷なるを、浩瀚なるが故に、宇野東風その十一を抄録せしものなり、惟典卿は、和漢の學に通じ、特に和歌に長せし人なり、寛政五年九月二十六日、年六十二にて歿せり、このすたれは中島廣足の歌集なり、一より六までは板本あるも、第七卷はいまだ上木せられずありしが、彌富濱雄氏の藏本に由りて、本卷に登載したり、廣足は通稱を市太郎と云ひ、後に太郎と改む、

檀園、又は田翁等の家號あり、元治元年正月二十一日、七十三歳にて歿せり、

明治四十二年五月

編纂員識

肥後文獻叢書第一卷目次

銀臺遺事四卷	一頁
銀臺附錄一卷	七六頁
銀臺拾遺一卷	九四頁
官職制度考五卷	一〇五頁
古城考三卷	二二〇頁
祭禮通考一卷	三四九頁
時習館學規一卷	三五六頁
玉山詩集六卷	三六二頁
玉遺山稿十二卷	四一一頁
二葉集抄二卷	五一七頁
志能數多禮七卷	五四六頁



# 銀臺遺事

凡例

一此冊子政務にあらはれたる事はすこふる年のしたいによりてしるす先後する所をしらしめんとなり  
その餘は思ひ出るまゝにして詮次なし

一身よりして家々よりして國はきはまりたる次第なるにこゝには國の政務を首にあげたるは世のあま  
ねくしれるところをさきにせるなり江河の浩々たるをみんなのやうやく濫觴をたつねんことを思ふ  
のみ

一松井、米田、有吉三氏はいつれも萬石以上を領して譜代家老なりその外時の家老中老など嘉謀嘉猷さ  
こそはおほかりつらめしかれども帷幄の機密は末臣のこるへきにもあらずしるすへきにもあらずた  
た堀勝名ら加擢用のしたいはあらくしるしぬ

當時政府の附箋 此遺事中御家來中之姓名を出し候儀已に果候者は苦かる間敷當時存在之人は貴賤無差別一切姓名出し被申問  
敷候其外此節之しらへに可相者儀夫々付札之通可被相心得候

締了公御付箋 存在者姓名出し不苦候

# 銀臺遺事(一)

細川越中守源重賢君宗孝、靈雲院殿宣紀君第五の御子  
なり、御兄隆徳院殿宗孝の御養子として、延享四  
年、封を襲ひ、肥後の國拜豊後三郡の内、都て五十四  
萬石を領し、從四位下に叙し侍從に任じ、明  
和六年、左近衛權少將に轉任し、國を保ち給ふこと  
三十九年、御年六十八歳にして、天明五年十月二十  
六日、卒去まじ、武州品川東海寺中妙解院に葬  
奉り、御墓に靈感院殿前羽林次將中大夫徹巖宗印大  
居士と題す。

君の別館、芝の白銀臺にありしかば、世に銀臺  
侯とも申き、此冊子の名、それをかれり、  
一寛延元年の夏、初めて入國し給ひき、其冬家中諸  
役の者、心得べき條々、自ら書てしめさせ給ふ、  
其第一の箇條に、  
諸事清廉に取計可申段は、先代よりの趣之事に  
候、然る處、近年まゝ不直の輩も有之、難差通  
儀に付、其段申付候、此儀人の撰よろこからざ

るは、我等不肖に候哉、又は役頭々々の依怙最  
負よりの申立により候哉、正道を取失ひたる儀  
と存候、兎角私欲の筋專にて、申付置たる筋道  
違ひ候故、末方の者及迷惑候へども、末方の者  
は、役頭を恐れ、無是非不訴出候に付、第一我  
等爲に相成不申候、依て此以後、輕輩たりとも  
志有之者は、其人の高下によらず、支配々々ま  
で、存寄封印を用ひ差出可申候、國政の儀は、我  
等存念計にても不相行候、貴賤一和をもつて、  
治國に至候儀に候、何れも可相考事、  
都て我意を立て、權を争ひ、功を奪ひ候は、未練  
の至りと、深くいましめ給ふ、かゝりける後は、  
聊も存寄ある者は、皆封印の書付を奉りけ「れば  
下の情も能く上に通ひ、役々の司などいふものも、  
皆恐れつゝしみて、不法の事なかりけり」  
一同役數多あるもの、事を同じやうにせむとすれば、  
互にためらひて、職掌を闕如し、賢愚の分ちも見  
えず、おのづから世のおとろへとなり行く事、も  
ろこしにいへる陵夷のたぐひなるべし、かゝる理  
をや思召けん、寛延三年八日の頃、領分の郡代つ

かふまつる家士を、皆御前にめして仰らるゝ旨あり、云、

在中之儀、郡奉行共心得次第、抄方精粗可有候郡村之風俗は、其所々に違も可有候條預置候郡村は、一統の見合せなく、銘々存寄抄方可申付候事、

其日、老臣もまた申傳へたる事ありこゝに注す、御歸國以後御國中の儀、追々被問召候處在中之儀も、未だ抄方得斗無之様被思召上候、去々年被仰出候趣に付ては各委く心を付被申にては可有之候へども猶又怠なく取計、追々相改り候様可被任旨被仰出候、別紙頭書之御書付、各へ急度被仰渡にては無之、拙者方可申問旨にて御直に被遊御渡候付、寫之相渡候間拜見被仕、彌以無油斷取計可被申事、

八月

頭書

一在中風俗不宣、今以て下役人執計之内不直之儀も有之趣相聞え候、定て郡奉行ども委く心を付申にては可有之候へどもはきと改候程之事も無

之段は、未だ何れも心懸薄き故にては無之候哉其上善惡を糺候様成儀も不相聞候は廣き在々の事に候故、旁不審候事、

一郡奉行ども執計之儀下々之儀を委く不存知候ては問違之儀も可有之處、平生權高に心得候て下方の儀に疎く下役人之申立計を據として、執計申者も有之にてはなく候哉候へば不埒之至に候事、

但新役古役之差別無之、隨分無覆藏可申談候、一事を恐れ無事を好み、身かまへまでを仕候ては、支配行届可申様無之候此儀何れも覺悟之前たるべき事、

以 上

「夫民は邦の本なれば仕置のはじめ、ことさら是をこそ沙汰し給ひつらめ、夫がいよく本かたくして邦やすかりき」

一此國にて囚人を糺問するものを、穿鑿役と名付て、昔より徒の者の職なり、其身いやしければ、もろこしにいへる獄をひさぐ類なきにしもあらざりけるに、此役は大事の役なり、もし聞誤つことありて

殺間敷者を殺しては、再び生くべからず、天道の恐是に過ぎたることなし、せめては、所領もちたらん侍に申付て、其司とせよとて、寶曆元年、平

野權九郎、村上市右衛門といふ侍にぞ命じ給ふ、是を以ていよく推問私なくして、無實の罪かうむるものなかりけり、中にもこの權九郎時成といふもの、殊に其任に堪へたり、或時壹人の囚、白狀極まりて、此上はいか様の嚴科に處せらるるも、恨なきよし、手琴をもしければ、首切らるべきに究りけるに、權九郎いかと思ひけん、此囚の罪決せらるる事、今しばらく待ち給へといふ、時の奉行、如此罪明白なるうへ、何條事をかまへつべきといへば、權九郎いやしく、思ふ仔細有りて、あながちに申せば、其旨に任せたり、夫が三年計ありて、はたして首罪のものあらはれて、初の囚は命たすかりぬ、扱こそ權九郎見る所有けるよと、人皆感心しけれ、總て君の人を召仕ひ給ふに、各其器にあたれる事如此なりき、

一新規の寺社建立停止のよしは、おほやけの御掟なれば、領内にてもとより嚴重に沙汰有けれども、

猶いかさまにこしらへて、寺院めかしき所出来る事絶えざりしかば、寶曆三年四月、有司御旨をうけて、本寺々々に申傳へける、牒書

在中に居住之坊主之儀に付、先達て寺院一統及沙汰候處、段々願之趣も有之、今以不相究儀有之條、猶左之通、

一依願在中居住追々御免被成置又は前々よりの住所、川塘之障に相成、中興所替被仰付置候坊主之事、

右は其僧一代之居住は御免被成候、跡入相續難叶候事、但隱宅等之儀も右同斷、

一眞宗寺通寺と名付、在中所々に有之、又は往古寺跡と申傳候由を以て、致居住候坊主之事、

右は元祿十五年寺社本末改之節何方通寺と書出其通無仰付置候儀畢竟小庵を御免無成置候、然處自然と堂舎敷を建、門徒も有之内證其寺號を唱候由相聞、不届之至に候、依之此節は所を引拂可被仰付候へども、數年致居住急に參向きも有之間敷候條、當時之住僧一代は今迄之通御免被成候、後人相續難叶事、

但右之内、往古より譯有之庵室は、相續可被仰付候條、右類の庵室、二間梁に七間以上は停止之、且又相續以後、庵室に妻子は不及申、女人之居住可爲無用、尤相續之僧、當時住僧之子にて、母姉妹之類有之は、其節に至り相違次第、遂吟味及沙汰筈、

一在中へ前々小社小堂有之、堂守等之坊主据置度由、尤寺號唱不申、佛壇も不仕佛事說法も仕間敷由、下方より依頼、御免被成置候坊主之事、右は其社内、若は其堂社之近邊に、小家を建居住之分は、今迄之通、堂社も遙かに隔候て之居住は難叶候間、社内に品地有之は其社内に、品地無之は其近邊にて、相應之所柄に家を移し可申候事、

一元祿年中改之節書出に洩れ、又は其後いつになく庵室を構へ、在中に居住仕候坊主之事、右は急度其所引拂可申事、右之條々支配の寺々より可被申渡候、畏候書付、由來之書附をも、五月十五日限不洩様差揃、可被相違候、若相違之儀有之又は後年ともに沙汰

筋相背候僧は早速其所を追立候筈に候、惣て支配之寺々より兼て委敷可被申付候、違却於有之は、支配之寺々にも、可爲越度事、

かくて今迄違犯之者貳百人餘を、或は本寺或は師の房に返しやり、六十人餘は住居其身を限る沙汰せしかば、還俗して農民になるもの多かりき、一禮は尊卑を分つものなり、うやくしうして禮なからんは、いたつがはしく、はてはへつらひになり行きなん事をやおぼしけん、寶曆三年三月、有司申傳へける事あり、

御發駕前、監物殿へ御意有之候は、惣體御家中之面々、座席又は役方に對し、餘り敬過候歟と被思召上候、依之は自然とへつらひヶ間敷風俗も夫に應じ可申と被思召上候、尤人により、當時まで程能相心得候も有之、又は無禮之體之者も可有之候へども、敬不申様偏に申聞候はんごにては無之候、彼是見合候て、心を付候やうにと御意有之候、此段承置寄々申聞候條に、去三日監物殿へ御申聞候事、一家中之者之申狀、思ひくにして、一定ならざり

ければ、寶曆の頃文式を作りて組頭杯にさづけらる、元服婚姻よりはじめて、其事々々の文案あり、又公事之消息に用ゐる殿文字の品を分けて、うち見にも、其段其格とせしめたり、はじめはくだけたるやうに、人も思ひつれども、頼てならはしとなりて、事よくととのへり、

一狂氣にて自殺せし者は、昔より子孫相續をゆるされざりしに、君ふびんに思召て、寶曆三年、命じ給ふ事あり、其旨を老臣傳へて、家中にじらしむ、其詞に云、

亂心にて自殺之跡目、前々より相續不被仰付事に候へども、畢竟病氣之儀に付、此以後跡目相續可被仰付旨候事、

但右自殺之節、難通始末有之候は、病亂紛無之候とも、斷絶被仰付旨候事、

誠に氣血うけたるものゝ、病におかされんをば、如何がはせん、然るに自殺せし跡々は、老いて子にはなれ、幼くて父にはなれ、借老の契の夫にはなれ、悲しみのうちに、所領をさへ沒收せられて、寄方なき身とならんは、いか計のなげきぞや、し

かるに、此君の御情によりて、かゝる不幸にあひても、人なみに所領たびて、行末めで度召仕はるゝもの、今までもいくばくぞや、それらは子々孫々に申傳へて、此君の仁恩、しばしもわする間敷事なり、

一寶曆四年、熊本之城二ノ丸の内に、學校を建て給ひ、文を學ぶ所を時習館と名付、一族長岡内膳忠英を總教、秋山儀右衛門定政を教授として、訓導師、句讀師などいへるもの十餘輩あり、武を習ふ所を、東樹西樹と名付、數多の武藝の品を分けて、それ／＼の師有り、其數後は八十餘人に及べり、家中にて侍ほどの者の、年若からんをば、みなみな爰において文武の事をならはしめ、其内に分きて秀でたるを、常に館中に居らしめ、居寮生と名付け、是を養ひて、専ら勤學せしむ、たとひ農商たりとも、俊秀ならんものは、館榭に入る事を許さる、明れば寶曆五年正月七日、君學校に入らせ給ひ、定政孝經を講ず、畢りて文武の師を御前にめじて、ねんごろに、ねぎらひ聞え給ふ、是を例にて、在國の年の始には、かならず入りて講談を

聞せられ、又參觀のかごいで前、歸國のはじめには、先登城有りて、直ちに學校に入らせ給ふ、かくみづから勤めて導かせ給へば、其下たらんもの、誰かは志をばげまざらん、されば講日の聴衆など、年月に數をひて、所せまくなりたりければ、寶曆十年六月、重ねてかうくしき堂を建て、是を講堂として、尊明閣と名付、君みづから筆を染め、仰止といふ字をかゝせ給ひて、扁額とせらる、月の三八の日、講師一人、經書を爰に講ず、其日は家老一人、かならず席にのぞむ、忠英老を告げられし後は、是を總教と定む、備頭、番頭、奉行、目附などいへるたぐひ、役毎にかならず一人宛出で、東席に別坐す、老臣の嫡子以下、皆北面して講を聞く、其出入坐作を使番指揮して、威儀を正し、ものいふことなからしむ、講師の座には氈を設けたり、君入らせ給ふ日は、氈をば徹すれども、なほ君とさし向ひて坐せしめらる、是先王の道を君に告ぐるに、北面せずといへる禮を、おもひ給ふなるべし、

一寶曆七年、同十三年、館樹において、子弟の文武

の業を、みづからこゝろみ給ふ、是を例として、其後も折々御覽あり、江府にまします年は、春の末夏のはじめに、總教かならず是をこゝろむ、かくて、皆々勤め勵むうちに、殊に勝れたるを、年に一度、講堂に呼集めて、總教其聞え有るよしを稱揚す、又其中に勝れたるを撰びて、君に告奉る、寶曆十三年正月十五日、講堂に召て、君の褒賞に預るもの、百十人に餘れり、其うち五十餘人は、家の紋の服を給ふ、是よりして或は、二年三年の内には必此事あり、人數もひたすらに増して、今は年毎に勸賞を賜る事になれり、すべて此家中の子弟、才不才によりて、巧拙はあれども、形のごとく文武の業を、ならはざるものなく、或は經書詩文に長じ、或は武藝に名を得るもの多くなりたるは、まさしく此君の恩徳なり、されば安永六年の頃、國中の詩を集めて、樂洋集と名付て、梓行せしに、作者貳百餘人なりき、一國の集には多しやすくなじや、今は其數を二ツ合せたるばかりはありなん、

一寶曆五年亥の二月、諸士を御前に召て、衣服の制

度を仰付らる、されども事俄にしては、中々下々のわづらひならん事をおぼして、今より二年の間は、あり來りのまゝにてもあれよかし、寅の年より、堅固に守るべしとなり、たごへば侍の衣服は、總て表は紬木綿を用ひ、裏は帛をもゆるす、其外は裏表ともに布木綿たるべし、女の衣服も、大やう是に准ふ、たごし七十以上十歳以下、并隣師、出家は、制外たるべしとぞ、猶こまかなる制あれども、事しげれば略す、

一此國にて人をつみなふには、死刑、追放の二ツのみを用ひ來れるを、寶曆五年の頃より、管徒鬣の刑をはじめ給ふ、家臣堀平太左衛門勝名、御旨を請けて、刑法草書一卷をつづりて奉る、其序に云夫刑ハ、一人ヲ罰シテ萬人ヲ治ル道ナリ、一人ヲ殺スコト至重ナリトイヘトモ、化ヲ梗リ俗ヲ敗ルノ徒ハ、其天誅ヲ如何、故ニ唐虞三代以來、刑法アリテ、聖人ノ最モ重スル所ナリ、古ハ墨、劓、剕、宮、大辟ノ五刑ニシテ、異罪同罰、合セテ三千條也、漢ノ相國蕭何、律九篇ヲ造リ罪ノ輕重細微ニ分チ、音樂ノ調、十二律ノ外ニ出デズ、

正聲各和スルト云フニ比シテ、律ト云フ名始メテ起レリ、歷代損益アリトイヘテ、大槩此九篇ニ本ツクド云ヘリ、近代ニ及ビテハ、大明律尤モ其精詳ヲ極ム、

本朝公家ノ代、淡海公藤原不比等、和律十二卷ヲ作ル、其後武家ノ世トナリ、此律モ陵夷シテ、海内戰國ノ餘風ニ因循シテ今ニ至ル、我藩ニハ、死刑追放ノ二刑アリテ、盜者ノ初犯ヲ專ラ追放ニ行ハレ、郭外方幾里、或幾郡ト限リ、禁錮遠近ノ差アリテ、一旦懲惡ニ似タリト云ヘドモ、禁以外ノ地ニテハ、衣食ノ便ヲ失フコト彌切ナレバ、縱合惡ヲ改悛セント欲スル者モ、飢寒ニ堪ヘザルノ憂已ムコトナク、盜心遂ニ復生シ、所在ノ地ノ害トナル、如此ナルトキハ、何ヲ以テ惡ヲ懲シ、何ヲ以テ害ヲサランヤ、唯一國中ニ於テ、害ノ處ヲ遷スノミナリ、是白圭ガ水ヲ治ル、鄰國ヲ以テ壑トスルニ近カラズヤ、然レドモ初犯ハ死ヲ宥メ、再犯ハ死ニ處シ、其差アリトイヘドモ、已ムコトナキノ再犯ヲ死刑ニ處スルトキハ、則チ是ヲ罪ニ陷レテ殺スニ似タリ、

如此ハ其罪戻、彼ニ非ズシテ此ニアリト謂ハザルコトヲ得ズ、是舊典ナリトイヘドモ、治平久シク、今ニ至リテハ、時勢人情ニ齟齬シ、處置ノ當ラザルコトアリ、於此、君侯嚴命ヲ下シ、革メシコトヲ議セシム、大ナル哉、民ヲ恤ムノ徳、封内ニ布クコト、永々不朽ノ善政ト云フベシ、蓋シ今綿密ノ律ヲ作ラシメ、國ニ施サル、コト、其美言フベカラズトイヘドモ、恐クハ頼カニ行ハレ難カルベシ、故先ツ的大ノ弊ヲ救ハシメバ、其餘ハ類推スベシ、臣愚ナリトイヘドモ、敢テ固辭スルコトヲ得ザルノ職ニ列ス、故ニ今ノ刑法ヲ増損シ、コレヲ簡易ニシテ、僅ニ數條ヲ左ニ録シ、稽顙シテ執政ノ府下ニ呈ス、其精詳ナルコト大明律ノ如キハ、伏シテ後ノ君子ヲ俟ツト云爾、

寶曆四年甲戌夏五月

堀勝名頼首謹言

罪の輕きは、笞刑のみにてやむ、やゝ重きは、既に笞ちて刺墨し眉をそり、或は一年、或は三年、徒役に付く、是を徒刑となづく、徒刑のものは、あるかぎり一ツ小屋に養ひおき、日ごとに警固の

者引連れて、辰ノ刻匠作の所に至り、工匠の助けになるべきことをいとなませ、未の中刻には、また警固のもの連れて小屋に歸る、扱一日の賃金をさだめ置きて、其内三ツの二ツは、其日／＼にあたふ、今一ツは止め置きて、其者の年季満ちてゆるさるゝ時、都合してさづく、小屋のうちにてくつをうち、むしろを織るなど、己々が業をして、市にうることをゆるされ、年限満ちて歸る者は、さづけ給ふ賃錢と、己が手業の代をたくはへもち、是を本にして、かたのごとく世渡るわざにつき、前非を悔いて、良民となるものおほし、

「一此堀平太左衛門は、曾祖を平左衛門吉勝といひて、本は越前の者なりしを、君の御先祖妙解院殿、忠利公未だ豊前におはし、時、御家人になされ、御子光丸御曹司に付置かせ給ふ、此國に移らせ給ひては、所領二百石給り、其後加増して七百石になりて、光丸君家督まじく、肥後守光尚君になられられしかば、いよ／＼恪勤しけるに、慶安二年、吉勝當國にありける頃、守殿關東にて、御所勞以外の外なる由聞えければ、取物も取りあへず、關東

にはせくだりけるに、はや卒去ありて、御領に葬り奉らんとて、御柩のならせ給ふ道にて行あひ奉り、悲歎の涙をおさへ、御柩に向ひて申けるは、此まゝ御供仕べう候へども、今暫しなからへて、御跡の事をも、慥に見届參らせて、三年と申さん頃、必殉死仕りて、事のやうをも地下に告奉らんとて、其身はおつすがうて江戸へ下りぬ、其由聞えければ、此國の老臣ども大いにおどろき、吉勝か日頃奉公のさま、此家中に並ぶものなし、今守殿卒去ありて、御世次いごけなくまします、かゝる時節吉勝なくては叶ふまじ、急ぎはせ下りて、申なだめ候へとて、番騎衣笠形右衛門といふ侍を江戸へ差下し、書簡をも寄せてさま／＼に申とどめられども、用ひずして、身に承りたる職務を、夜晝となく勤めて、今は事はてぬとて、慶安四年三月二十四日、殿の菩提寺妙解院にて、腹切りて本意を遂げたり、遺言にまかせて、所領を子供に分ち給ふ、嫡子丹右衛門勝安、三百石、後加増して五百石、其子次郎大夫勝行、其子平太左衛門勝名なり、君の御家を繼がせ給ひける頃、勝名未だ小姓組の

頭にて勤仕しけるを、用人に移され、いく程なく寶曆二年七月、ぬけ出して大奉行になし給ひけるより以來、一國の仕置、此人とはからひ給はざる事なく、遂に中老を経て家老になし、所領をも加へ賜ひて、三千五百石に至り、國の政事を委任し給ふ事、凡三十年計、君の人を知らせ給ふ事の明らかに人に任し給ふ事の専らなりし事如此、勝名か其任にたへたる程は、此國の政事に付けて、おのづから見えければかならずしもいはず」

一寶曆六年の頃にや、郭外の角井といふ所に、醫學寮を建て再春館と名付、此寮明和六年郭内にうつさる村井見朴、岩本原理を師として、領内の醫者に醫學を勧めらる、また醫業吟味役といふ役を立て、領内の醫者共、年々療治せるうちに、大病奇疾は、醫案を書き、よのつねの病は、たゞ其人數をこらし、正月ごとに、かならず醫業吟味の許に遺すべしと、おきて給ふ、是より醫師も、益々書籍をかかんがへ、業を勵む事になりぬ、扱又醫道を學んもの、草のやう知らではあるべからずとて、建部といふ所に、藥園をひらきて、繁滋園と名付さま／＼の藥草を

植ゑて、物産を知る便りあらしむ、是皆仁慈の御心より出で、病惱を救はしめむ爲めなり、

一此國のおこな達、昔より月番といふことを定めて、番に當りたる人、其月の國務を沙汰す、又君國にまします時は、日毎に屋形に、出仕をもしつれども、江府にましますれば、家にのみ居こもりて、家中の者の賞罰をも、家にめして申渡杯せしを、かくては事の體たらくよからずやおぼしけん、奉行所とて城内に局務の所ありけるに、寶曆六年五月より家老ごも、日毎にそこにまうで、萬の事も沙汰すべきよし仰付らる、かゝりし後は、おとなたち、月番をやめて、日ごとの用番をさだめ、一人二人宛、必奉行所にまうでぬ、さて君の在國在府をいはず、侍以上の褒美のたぐひは、皆屋形にて申渡し、貶罰のみをぞ奉行所にて申渡しける、かくてこそ國務もいよ／＼滞りなく、事の體も所を得たりけれ、抑此寶曆六年の頃、領内の仕置を改められしこと擧げてかぞへがたし、是を此家中にて寶曆改正と云へり、此頃君の御心盡されける事、いはんかたなし、勝名以下心あひたる者から、

さま／＼書付物なども参りて、夜中にも御旨申請ければ、まごのみ給ふ間もなく明けはてける事常にありきとぞ、

一此奉行所といふは、むかしより有りけれども、さき／＼は奉行所を、物頭ものづかの兼帯などにせしこともありて、猶おろ／＼しきさまなりき、又勘定奉行、郡奉行杯をはじめ、其下の役迄、奉行の名を付たりしに、此改正のころ、もろ／＼の役の奉行といふ事をさだめて、専ら此役の名とし、段格杯も進めて、蒲地喜左衛門、清田新助、村山何某、志水才助杯いへる才ある者共を、ひた／＼とあげて此職に補し、撰擧、刑法、勘定、郡村など、職掌を分けられ、皆日毎にまうでしめて、其職分々の事を議す、又郡頭、勘定頭の局をも、やがて作りつゞけたり、たとへば家中のもの、いかなる事もありて、申状をさぐれば、組頭持ちて、こゝに來て奉行に渡す、奉行取りて、家老の座にもち行きて、事の様を申次ぎ、評議すべき由を家老申せば、奉行退いて根取などいふ者をめして、舊例をかながへさせなごし、又は勘定頭、郡頭杯を呼

びて沙汰する事もあり、議や／＼定りて又家老に告げて、大事をばかならず、君に申て、御旨を受け、小事は家老裁判す、家老、中老の座に大目附、奉行座には目附そひ居たり、家老の附屬に佐貳役あり、奉行に根取あり、何れも物書あり、かくてこそ奉行所も事調ひけれ、おほやけの職員、もろ／＼の周官杯は、天下の御政にて、はし／＼の國々にて准へいはん事は、かたはらいたけれども、有司を先にするとの、聖のをしへには叶ふべくもや、此時の奉行共の議定したる事は、今も人の口にありて目出度事多かりき、中にも志水才助清冬は、世々三百石を領したる士なり、清冬は父金右衛門致仕し、清冬家督したる日、すなはち奉行役に命じ給ふ、はたして其職に叶ひ、後には大奉行になされ、所領加賜ひ千石になし、猶役料貳千石をそへて、三千石の高にて、中老となれり、又蒲地喜左衛門正定は、世祿百石の侍にて、隆徳院殿の御時より近侍し、君の御代になりては、次番といふことを務めけるに事に觸れて非利のみ首ひければ納戸役の事を司りて有けるに、或時應野に具し給ひて、此犬しばし牽

きてよごありければ、犬は犬牽にこそひかせらるべしとてひかず、又あるとき御かたはらを掃くべきよし宣ひければ、それは掃除坊主にこそ申付めとてはかず、かく何事もむくつけにいひければ、おのづから御覺えもよからぬ様に、人も見なし、其身も役を辭退なごせしに、いく程なく、役料五百石の高たびて奉行になし、後は所領くはへたびて三百石、猶役料六百石添へて九百石の高になされ、ゆゑしかりしに、身にいたはる所ありて、辭職しければ、六百石の高賜りて、やすらはせたり、改政の時、殊さら心をつくして、此國にては平太左衛門と共に、高名なりき、大かた度量ある人にて、物語多き事なり、すべて此頃より、人の器用をあらびて、あながちに祿の多少、族の盛衰によらず、元より士たらんものは、いふにや及ぶ、緒方がし田添何某といふものは、農民なりしかごも、其道に委しかりければ、侍となして、領内の勸農を司らしめ、後は所領をも給ひたり、かゝる類あげてかぞへがたし、

一同じ年のことに、諸臣を屋形に召集めて、さとし

しめさるる旨を、みづから書きてさづけ給ふ、其文に曰、

士中知行代々相續之事、大體當國の高に應じ、古代之定有之處、中古より我等に及まで、新知加祿等も總て世祿に申付、當國不相應の高に至り、後年勤勞之者有之とも、可賞祿之く、數世前代の本意に背候、依之慶安二年以前之知行は、舊故の家に付、無相違相續せしめ、右以後之新知加祿は、代々相續之高を斟酌して可申付候、尤其身拔群の功勞によつては、舊故の家に准じ、或子孫の材藝によつては、あながちに世祿すべからず、新知加祿之儀に付、近年申渡置候趣も有之條、何れも爲存知申聞くるものなり、此條有來つる祿を減じ給ふ事を、君の御心には、はぢ恐れ給ふなど承りし事もあれども、誠に節度なくて叶ふべからず、古の祿を世々にせしも限りありての事なるべし、此君一代の内、人の器用にしたがひ、相應の祿をあたへて擧げ用ひ、又は昔より功勞ありしもの、子孫不肖にして、所領放たれたるを、ゆかりをたづねて扶持し、召仕ひ

給ひたるたぐひ、あげてかぞへがたし、初に此條の掟なかりせば、いかでこれらの事、心に任せ給ふべき、されば善政といはざらめや、

一右の條定められて後、慶安三年より此かた、御被官になされたる家は、親致仕をこひ、又は死にたる時は、家をつぐべき子の行状は、いふに及ばず、文學武藝の程を、委敷封事にして、組頭より奉る、父の功勞と子の材能とをはかり、拔群の者には、新祿とても減せられずして、親のまゝ給はり、さあらぬかざりは、譬へば千石の所領、九百石、八百石坏、程々にしたがひて給ひければ、勸懲いぢるしく、家中の子弟はぢらひ、勤め學びて怠らず、大かたは文學にもうとからず、武藝も二品三品、與儀を極めたり、殊に醫師、馬役などは、技藝をもつて奉公するものなれば、世祿すべからずとて、皆粟米を給へり、家をつぐ子不肖にして、業つたなければ、纔に口米をあたへ、猶其道を學ばしめ、年を経て、上達するにしたがひて、祿を加へらる或は親にまさりて、堪能なるものは、家督をつぐ日、親の祿に倍して給ひたゝもあり、是は稽

其醫事、以制其食、といへる本文の心にや、かゝりければ、これらも家業を、ますくはげまじけり、一家中の侍男子なうして、人の子を養ひ子にしつれども、さがりがたきよしありて、其養子に家をつがせざらん者の事につけて、寶曆六年の頃、被仰旨あり、老臣家中に傳へて云、

士席以上、養子願書付、奉達尊聽、願之通被仰付、養方に引取候上、御暇奉願、如願被仰出候へば、何方へも違無之、實方へ差返、別人養子奉願來候へども、一度父子の致契約候上は、病氣たりとも、容易に實方へ返候事は、有之間敷儀と被思召候、向後養子病氣等にて、御奉公難相勤體に候はゞ、其旨書付を以て御暇奉願、同居難成、久離に成候はゞ、右之旨趣、前以双方より、書付を以可被相達候以上、

六月 日

是も人倫を厚くせんとの御事なるべし、但當國にては、退身を暇といへり、又養子に娘をめあはする事は、さらでもありなんとおもふものから、今は天下のならばしとなりぬれば、あながちに禁じ給

ふべうもなし、其内にも、名義のかゝるところをやおぼしめしけむ、明和五年、老臣傳申御旨に云、

男子無之、婢養子被相願候而々、今までは往々娘と嫁娶仕らせ度段、被相願候事に候處、右之通にては、間々存違の輩も有之様子に付、以來は婢養子に仕度と、可被相願候、此段支配方へも可被達候以上、

明和五年六月

一往し延享四年の頃、母出奔の子は、家督相續、又は他の養子に遺候事も難成由、公義の御掟定められし後は、むつきのうちの子も、母かゝるまなきふるまひしつれば、罪に及されて、一生沈落せしを、君ふびんにおぼし召して、寶曆六年、家中に命し給ふ旨を、老臣傳へて云、

母出奔いたし、行方不相知、其子部屋住にて罷在、縦ひ幼少にて、右の譯不存とも、家督相續之儀は難成候、尤他へ養子に遺候儀も難成候事、但母、家女にて候はゞ、其沙汰に不及候、右之趣寄々、可相達候、

右之通先年従

公義御觸有之、御家中へも及沙汰候、然處御觸紙面は、大略之趣にて、御家中の面々は、一概に右之通可被仰付様も無之候に付、右體の儀有之節は、右の父子其子ともに、始末の様子、委細書付を以、頭々支配にも、如何相心得可申哉之趣、其時々可相達候事、

其後寶曆十年に重ねて公義より、向後出奔候とも、其子家督相續并他へ養子に遣候儀も、不苦この御觸ありけり、されば公も私も、御心を合せ給ひて、有がたかりける御代なりけり、

「一民の租税、さきくは其年の内に、三の二を納め、いま一ツは、明の年の七月を限りて、貢ぐ事なりき、世くだり、民の心も直ならざりけるにや、近き頃は、其一は春夏のほごに用ひつくし、七月になりて、俄にわかまへんとすれども叶はず、租吏責めさいなめども、誠に無き物なれば、せんすべ無く、上下のなやみとなりければ、寶曆六年より、定て其の年の内に、殘なく納めさせらる、おはよる民の情は、物のあらたまるをうけひかぬならひ、

ことに今迄のごかなりけるを、俄にきはしくおきてなんこと、いかゞありなんどて、上中おもひわづらひたれども、此頃は例の賦など、輕くならける折からなればにや、兎に角にいなむ者もなくて、やすらかにこと行はれけり、かゝりければ冬の程は、誠に事繁けれども、春にもなりぬれば、民の心ものごかにして、一筋に耕しくさざる業を勤めけり、これらや姑息をどめて、誠に仁政にも叶ふといふべからん、

一寶曆七年の頃、役々の條目をさづけ給ふ、其役たらん者、是を旨として守るべしとなり、されども是をあからさまにしては、あさくしくなりなむ事をおそれて、其後の者、封じてふかく秘し置、あらたに役につかんものには、まづ是れを見せしめ、又其役のぞかりては、封のまゝに、奉行所に納る杯細かに作法を立てられたり、是よりして役々のもの、詮とする所をしりて心まごひなく、職に死するの守あり、

「一家中の者の恪勤の程をも、つまびらかにしろしめさむとて、寶曆七丑の年、被仰付旨あり、老臣傳へ

て曰、

各當六月朔日より、來年五月晦日までの内、御奉公の趣等書付來年六月朔日より、三日までの内、可被相達候、尤以來年々不及沙汰候間、毎年右之通、可有御達候、被相達様之文案、則別紙相添候、

一今迄御奉公差出被相達來候衆、當正月より同五月二十九日迄の御奉公之趣は、是又被相達來候見合之通、差出相調、來年六月、前條之通、書付一同に可有御達候、以上、

四月 覺

私儀何御役、去六月朔日より、當五月晦日迄、日勤又は隔日罷出候内、當前一日も無懈怠出勤仕候、又簡様々々の儀にて、日數何日不參仕候、又忌中にて何日出勤不仕候、

一何月何日、爲江戸詰、此許被差立、何月何日、江戸着仕、當前之御奉公、或は簡様之儀相勤、當何月何日、江戸被差立、何月何日、此許に着仕、何日より出勤仕、當五月晦日迄の内、簡様

簡様、

一當年何十歳に罷成申候、  
一兩親有無年月付共に、  
一嫡子何之何某、當年何歳に罷成申候、替古事何々、何某之弟子にて、時習館兩榭に罷出簡様々々

右之通御座候以上、

何年六月

何之何某

何之何某殿

斯くて三年の内、一日も怠らず、恪勤せし者には、末が末に至るまで、かならず勸賞あり、其程に隨ひて、家の紋の服をもたび、銀錢をもとらせたり、是よりして、其身々々はいふに及ばず、子弟もいよく、文武の業をおこたらざりき、

一仁政は自經界始とは、孟子の金言なり、誠に田の境界さだかならずんば、いかで賦租もひとしかるべき、されども又後の世の暴君汚吏は、檢地といふ事をして、餘畝をさぐり、求めて、それに租税をせめはたらんとす、此二つは、事のさま似たれども、誠に仁と暴との違ひあり、さればおはやけ



の御掟に、檢地をふかく禁じ給ふ、雖有仁政なり、抑經界を正さんとするに、古の井田は、畝數定あれば、わづらはしからざるべし、今はさる事なれば、田ごとに名を付けて、夫をもつてわけなんとす、其名しるしたる物を、おほやけの御圖帳にならひて、見圖帳をぞいふなる、當國は前主加藤氏の見圖帳有りけるを本として、妙解院殿所領となしはじめ、あらため記されたり、夫よりこのかた百餘年、いたづらに文庫に收めおけるを、君の御時、取出られたれば、虫くひやふれくちて、物の用にたえず、これなくては、いかで經界を正さん、されども惡敷はからは、檢地にやまかふべからん、すべて田の廣狹をいはず、たゞ其名をのみ正すべしとて、田添源次郎とて、此道にかしこき男に命じ給ふ、源次郎打廻りて、沙汰しければ、さすがに廣き領内なれば、寶曆七年よりはじめて、明和六年まで、十三年の星霜を経て、やうく事はたり、かくてこそ經界正しく、租税ひとしく、畔を犯すのうれへなかりけれ、

一寶曆八年の頃より、領内におほせて、租税の内を

程々に隨ひ、糶ながら貢せて、凶荒の備とし給へり、されども一所にたくはへ置ては、頓の事あらん時、便なからんことをはかりて、そこ／＼に倉を立て納め置せらる「其數九拾七ヶ所となん」上にいざなはるゝ下なれば、百姓もおのが物のうちをも思ひ／＼にさ／＼けて、此倉に納めおく、かくて凶年は云ふに及ばず、すべて麥のみのりなど、おもふやうならで、夏秋の種乏しき所々へは、此糶をあたへて、民のうへをすくふ、又米の價たかくして、商人くるしむ時は、殿の御倉の米を取出、價をいやしくしてうりあたへらる、されば天明の頃、天下凶荒なりしにも、此國の民は、餓死するものなかりけるこそ難有けれ、扱も此糶をたくはふやうこそたやすからね、惡敷取はからへば、却て民のわづらひとなり、又は虫ばみなどして、徒になりゆく、かやうの事まで、細かなる掟あり、

一此凶荒に、えやみさへうちそひて、民うるになやみしかば、あまねく物を分ち給ひて、すくはせらる、其數若干あり「左に注す

「米五百貳拾石餘 糶五萬八千九拾石餘

粟貳千百參拾石餘 大麥四石貳斗  
蕎麥四拾貳石餘 銀貳拾貫目餘  
錢壹萬四百九拾參貫文餘

右天明癸卯甲辰兩年分

斯くても、かねて田畑杯も持たざりけるものは、猶さまよひければ、國府のかたはら白川の邊に、假屋しつらひてすへ置き下司をつけて、粥を煮させ、朝夕くばりあたへ、もし病むものあれば、醫師をして藥をあたへしむ、すべて此料は、右の員數の外なりき」

一此國の民は、むかしより蠶飼の業にうとかりければ、寶曆十年の頃、領内に申觸れて、桑を植ゑさせ、蠶飼の事をすゝめらる、されども糸を取べきすべを、しらぬもの多かりければ、繭にてもちて參らん者には、價を給ふべしと申ふれ、城下の市中に、糸取機織る所をさだめて、やう／＼見習ふやうにし、又島已分とて、本は志賀小左衛門といひし侍、今は致仕してありけるが、兼て此道に心ざしあるよしを聞しめして、事の様委敷傳へて來れとて、京へ登せらる、已分京より近江にくたり

て、織工をも召ぐして來りぬ、其後又糸をとる事に堪能なる女を三人迄、近江より呼下して、國中の男女に、其業々をまなばしむ、されども城下より遠き所の者はなほ習ふに便なからん事をおぼして、折々已分を差廻して、をしへさせらる、かくまで御心を盡されければ、今は領内のもの、あまねく此業を知りて、いとなむ事になれり、

一領内の山々を司る者、木を植うべきよしは、むかしより掟ある事なれども、年々にきりこる事はしげく、植うる事はおのづから、ゆるがせなりしに、水足五郎兵衛重房といふ侍、兼て栽培の道に、委しかりけるよし聞しめして、是に命じ給ひければ、たえず打めぐりて、其土地相應の木を植ゑさせ、養ひそだつる道まで、細やかにをしへさせしければ、皆よく生へしげれり、又城下よりはじめて、道ばた川岸などにも、いさゝかの空地あれば、楮櫨などいふ木を植ゑさせ、夫れ／＼の役人をたて、つかさざらしめしかば、年々に生茂りて、國用のたすけとなれり、

一おこなたち、家にて國務を沙汰したりし程は、そ

この筆役などいふもの、いたうしたり顔にて、君の家士の進退をも、おのが手に握りたる風情してうちくは財をもむさぼりしに、かく改正有りければさる事ひしと、やみたり、又其頃は其家の下部迄もいきほひ猛にふるまひて、人のわづらひとなりしを、おとな達、心うき事に思ひて、寶曆九年、時の奉行に示し合せて、國中に申流し事あり、左に記す、

御家中家來く、諸事相慎候様、主人くより被申付儀は、勿論之事に候、別て御家老中、御老中は、御役柄之儀に付、家來くも、兼て稠敷御申付有之事に候へども、間には心得違の者も可有之哉、外向にての儀は、右屋敷くへは、不相知儀も可有之候條、右家來く、町在其外にても、萬一法外の事有之候は、下々は勿論、刀差たりとも、總て無用捨、其筋に隨ひ、手強く取計、事により候ては、其所に押へ置、如何體にも取計、右屋敷くへ相知候は、早速役人罷出、引取申にて可有之候、其外輕き事たりとも、相替儀有之候は、善惡によらず、其所の

役方より、内々相知候様、御役柄と申候ても、其前の役人、遠慮可仕譯は無之事に候、此段内意申達置候間、支配くへも寄々可被爲知置候事、

一鷹を好み給ひて、御庭にも所々に、とやをしつらひ、朝夕もてあそび給ふ、されども狩に出給ひても、稼穡のさまたげとなりなん事をおそれ給ひて、御供の者共をば本道をうたせて、近習はつかを召具せらる、夫もかならず畔づたひして、假にも田畑の内に入間敷よし、又本道をうつものは、待遠にあらんずれば、その村、かしの小屋に、やすらひてもあれよかし、但茶一椀にてもこひたらん所は、かならず代をあたふべしと、深くいましめ給ふ、無下に間近く渡らせ給へども、耘るもの變らず耕すものやまず、道に行きあひ奉りて、君ともしらず、打過ぐるものもありけれども、狩裝束は主従同じさまなれば、誰とも見わかぬことこはりなれとて、ものどがめし給ひし事、一度もなし、又春の物のび立より、秋の實のりかり納むるまでは、川ぞひは驚なごを羽合せし、粟の穂風に

鶴イ本など聲うちしきるをも、皆餘所に聞なして、立

よらせ給はざりき、されば此事、家中にも制し給へば、寶曆十三年、老臣申ふれて云、

春作盛長之頃に成候は、鷹の網懸け等に罷出申間敷旨、被仰出趣相觸候通に付、此節に至候ては、何れも罷出不申にては可有之候へども、作方の隙をも被思召、

太守様にも、此節は不被遊御出御事に付、彌以右之趣奉承知、鷹の網懸に不限、張網等にも罷出不申様、觸支配方へも、可被達候事、

三月十一日

一國侍の江戸に勤番せるものには、月々の扶持米を、時のあたひをはかり、金子をもてたび來れるを、一本寶曆の頃明和六年の頃よりは、此國の米を運漕して給る事になれり、凡人の情、事の改る際は、うけがはぬならひなれば、はじめは兎に角に、つぶやく者もありけるに、君卒去の後、天明七年、米の價騰貴して「江戸殊更に甚しく、飢にのぞむものもありて、物さわがしかりけるに」、此家中のみぞ、其うれひ、なかりける、さてこそ君の遠慮の程もあら

はれ、ありがたかりし事なりけれ、

「一侍の乗馬持たる者は、其所領におほせて、馬草の料を納めさする掟なりければ、所領少きものは、民のわづらひとならん事を、いたはりおもひて、心ならず馬をも飼ひおかぬ者多く、百姓どももまた、己れが主の分限に隨ひ、料を出す事ひとしからず、又新たに馬をもとめたらん人の所領は、きのふまでなかりし事の、俄に出來にければ、心まごひしけるに、明和八年の頃より、あまねく國中に沙汰し、家中の所領のものには、少しつゞ此料を出させ、夫を勘定役の者請取て、馬もちたらん侍には、年の八月十二月にわかちあたふ、所領の高に合せて、馬の數も定ありけりとぞ、かく改めて掟ありけるにより、小身の者も、心安く馬を飼はせ、民もわづらひなかりけり、凡かやうの物、おし渡して出すべき程定りければ、民も兼て其支度をして愁訴もなし、野路の時雨の、所をわきて俄にふり來らんやうなるは、立寄るかげなき心地して、民のわづらひ大かたならず、かゝる理りをふかくしらせ給ふにこそ、

一明和六年九月、台命を松平右近將監武元君傳へ給ふ、其詞に云、

揖斐十太夫、當分御預所、肥後國天草郡之儀離島に付、唐船漂着等の節、其外人數船等入用の砌、且御用に付十太夫致渡海候節、往來船等、同人より申達次第、被差出候様可被心得候、尤平日指出被置候には不及候、以上、

君謹で領掌あり、速に家中に申觸給ふは、夫武士たらん者、其程々に隨ひて、物の具打物など、誰かは備へ置かざらん、然ども治れる世のならひ、家子郎等まで、出立せんには事たらぬものなきにしもあらざるべし、異國の船は、今もや漂着せんすらん、かゝる仰をかうふりては、片時も油斷すべからず、速に用意仕れ、然ども家貧しからん輩は思ふままには、力に及び難き事もありなんか、さあらん際は、用途興ふべし、但弓矢執る程のもの、武具全たからざるよし、若しあらはして申さん事は、ふかく恥ぢおもふべければ、其組の頭、ひそかに承りて取計ふべしと、世に難有御情に、みなく勇み立、馬の口取、陳具はこぶ雜人に至

に其式をつたへ、夫より歩小姓に教へさせられければ、堪能のものあまた出來、はじめて貝吹の役をおかれたり、是等はみな治世に武を忘れぬ設けなるべし、

一明和七年の頃、熊本城下度々火おこりしかば、物頭に命じ、組の歩卒を引具し、火を防ぐべき出立して、夜晝となく打廻り、盜賊ふせいのものあれば、問ひなごり、からめ杯しければ、城下火もこづまり、盜も少くなれり、是より定例として、物頭の内にて、三人宛えらびて、其年此役を勤むべき由を、かならず正月十一日に命せらるる事になりて、今もしかなり、又衣服の制度を犯せるものをも、此後より糾問せしかば、法令能く行はれたり、

一飲食を非し給ひし事は、又世にたぐひあるべしとおおはへず、天明二年の頃、家中に儉素をすむとて、老臣達申傳へたる事あり、左に記す、

諸事質素に可相心得旨は兼て被仰付置候通に候處、今年は非常の不作に付、四民共に困窮の年柄に付、彌以稠敷勘略仕候様被仰付、左の通、

るまで、思ひくりに支度しぬ、さて用意調ひたらん者をば、かつく名のらせて、着到に記す、明れば明和七年よりはじめて、年毎に一備宛、此手當を定められたり、はるかに程へて、天明三年、天草郡を島原城主に御預けありて、今は此事をやむべかりしを、治平久しき世には、武備おろそかになりやすし、猶此月日の旨を守れと有しかば、今以おこたらず、

一家中の番方數百人、其外に組々の指物の事、先々は人々、私にわきまふ定なりしに、かくてはひとしからぬ方も有りなるとて、明和七年悉く公物をもて制せさせて、一人々々にさすけ置かる、もし組替り、或は死などすれば、速に組頭受取て、奉行所に納む、是より組々の差別も、いちじるしく、且は事嚴重になりて、人々の心も怠りあへず、又此家中には、むかしより軍令の寶螺を吹者を定めず、時にごりて領内の修験者などを、用ひらるべしと聞えけれども、今は山伏共、其道はかくし、得たるものなかりしかば、家士横田勘左衛門景一とて、兵學に達したるものに命じて、先山伏

一平日の飲食、奢ケ間敷儀は、有之間敷候へども、此節は猶又心を附、勘辨可有之事、

一年始五節句、其外祝事に付、一類中集會候とも、吸物肴二種、料理は一汁二菜を限り、酒宴長せざるやう可被致候事、

一平日の出會、猶以輕くいたし、酒宴ケ間敷儀、一切無用之事、

一衣服の品、彌々質素可被相心得候、御制度を被相守候上は、仔細無之事に候へども、其内にも品を擇び、着用の輩間々有之、小祿の面々は、猶以不都合の至に候條、家類々々之衣服ども、急度其心得有るべき事、

一音信贈答、親類の外、一切無用の段、先年相達置候通彌堅可被相心得候、旅行の節、餞別土産も、同前たるべき事、

十一月  
右に添へたる覺書あり、

一太守様被召上物、朝御膳は御茶漬の飯、御香の物、御焼味噌、梅干之類にて被召上、御料理物は不及申、御汁も不被召上候、

### 銀臺遺事二

一 夕御膳は、御一汁、御一菜、  
 一 御夜食前、御吸物の外に、御有合の輕き御肴  
 一種にて、御酒被召上、御夜食は御香の物、  
 御焼みそまで、  
 右之通の御様子には、當時の御定規にて、御保  
 養の爲にも可被爲在候へども、兼て飲食の奢  
 侈を被遊御意候に付、御誠め旁の思召にも可  
 被爲在と、難有儀に御座候、乍恐右の御様子、  
 御家中の面々者不及申、末々に至るまで奉存  
 候はゞ、外々の心得にも可相成候に付、今年  
 柄の儀、彼是組々へも急度寄々被申聞置候様  
 存候、以上、  
 又一年天下凶荒して、家中の扶助など、例のやう  
 にあらざりける頃、朝の物に、例の味噌香の物、  
 參らせければ、其内一品を取のけ給ふ、御前に侍  
 ふもの共、儉約も限りは有べうもや候ひなん、夫  
 まではあまりにやと申ければ、いやとよ、今程は  
 家中の者共、難義たらんに、せめてはかゝる事を  
 もして、艱苦をともにせんとおもふなりと、宣ひ  
 じぞありがたき、

一 忠孝を賞せらるゝは、珍しからぬ事なれども、君  
 入國のはじめ、先づ善良の民をたづね、孝子忠臣よ  
 り、勤業の者にいたるまで、其程々に随ひ恩賞あ  
 りしより、風移り俗易り、恩賞に預るもの、年々  
 に多くして、四十年計の間に、ほとんど六百人に  
 及べり、中村忠亭といふもの、其行状を書つゞり  
 て、肥後孝子傳前後編として、世に流布せしかば、  
 爰には略す、又年老いたるものを、ことにあはれ  
 み給ひて、士にもあれ、農商にもあれ、齡九十に  
 みつる者あれば、其人の品に随ひて、衣服金銀の  
 たまものあり、又百歳以上は、年ごとに是を賜ふ、  
 初は年の六月、此事行はれけれども、夫までは又  
 半年なり、老木の風をまたぬためにもあれば、命  
 の内にこそとて、總て正月十一日を、定例となさ  
 れたり、又一年關東にて、尙齒會とて、七十歳以  
 上の人を招きて、終日饗應あり、御内の者共、其  
 齡なるをば、みなくめして酒賜り、三井孫兵衛親  
 和とて、其頃高名の能書あり、是も七十餘なりけ

るに壽字を篆文にかゝせて、夫を壽繪にしたる杯  
 を萬歳杯と名附、おのゝ引出物として、下賤の  
 ものには、金子にこの日の祝の料まで添へ賜ふ、  
 さてまた御内の女の、其齡なるをば、小君のもと  
 にめして、同じさまにもてなされたり、

- | 御客           | 家臣             |
|--------------|----------------|
| 有馬備後守殿 七十九歳  | 成瀬 尉内 八十一歳     |
| 柳生播磨守殿 八十二歳  | 野坂 源助 七十六歳     |
| 津輕 良策老 七十六歳  | 白かね 遠山瀬兵衛 七十二歳 |
| 森 宗乙老 七十二歳   | 奥田五郎助 七十一歳     |
| 森 雲禎老 七十一歳   | 桂 助四郎 七十歳      |
| 戸田 五助殿 七十九歳  | 蒲野 文助 七十九歳     |
| 水上楠左衛門殿 七十三歳 | 白かね 白井 平治 七十九歳 |
| 林 宇兵衛殿 七十一歳  | 白かね 吉澤 要助 七十二歳 |
|              | 林 庄五郎 七十二歳     |
| 寺田 百庵 八十三歳   | 雜人 七人          |
| 三井孫兵衛 七十八歳   | 五郎兵衛 喜左衛門      |
| 高安 是竹 七十三歳   | 甚四郎 平吉         |
| 馬場 孝義 七十三歳   | 喜右衛門 半兵衛       |
|              | 彌右衛門           |

谷口 櫻川 七十九歳 女 十九人

一 民に賦税の二ツは、いにしへよりある事にて、式  
 令にも、租庸調など沙汰せられしにや、されば當  
 國にて、賤き詞に、かゝり物といふは、賦のたぐ  
 ひにやあらん、其品數多有けるを、君聞しめして、  
 民の苦しきは、賦の重きによれり、いかにもして、  
 それを輕くせよとて、有司に仰せて兎角にはから  
 はせ、三品までのぞかれたり、其米一年に一萬五  
 千石斗なり、かく云へば、聊なるやうなれども、  
 寶曆四五年の頃、此賦ゆるされて、君卒去の天明  
 五年まで、三十二年ばかりの間、其高「を算ふれ  
 ば、四十五萬石餘」なり、猶行末は計なかるべし、  
 「又郡代の職務に用ふる料紙筆墨は、其郡の民共辨  
 ふる定なりしを、安永七年よりは、其料を皆國府  
 より下し賜ひて、聊も民よりは出さじめず、是も  
 年毎に、錢三千貫計の物にやあらん」、又田に虫多  
 く生ひて、苗をそこなふ年は、鯨油をあまねく  
 ばりあたへて、それを田にさして虫をのぞかしむ、  
 其料も又幾干ぞや、是等の物、おのづから領内の

民をうるほして、春雨のあまねき恵の如し、民草の生茂るも、うべならずや、

一 稲のいまだ熟せざるにかりとりて、糶米となす事、いづくにもある事なるを、明和六年の頃、此領内には、停止せられたり、されども所領の主、先祖祭杯に備へん料ならば、稻熟してかり納めん時、初穂をすみやかに貢ぐべしとなり、是は殊更聊なるものなれども、領内に おし渡しては、其数少からず 一て年ごとに貳千石ばかりは、其物になりたりとぞ「誠に凶年には、一束をだにたやすくえまじき稻の、色づくをもまたすして、いたづらなる物にせん事、空恐しき業なりき、

一 民の租税を納る事、年により所によりて、みのりよからずして、定式のまゝに事ゆく間じきは、検見をのぞみ申事あり、此検見こよなき大事なり、聊もからければ、民くるしみ、あまりにゆるみぬれば、民おこたる、鳥の子を握りたらんやうなるべしとぞ、されば君の御代に、様々の心を盡されて、見つもりためとて、二品の法を立て、兼用ひさせらる、たとへば見積りて田面はるく見渡

して、其賦を沙汰す、誠におほさかなる法なり、かくしても民うけひかず、猶あらがひぬれば、畝を分けて、みのりをためす、其法いたりて細やかなり、おほよそ民の事には、かく寛弘の度ありて、精密の規なくんばあるべからず、良法といふべし、委敷は短き筆にのべがたければ、もらしつ、

一 民の家宅は、地の善悪によらず、なべて其渡の上田になぞらへて、賦税を出すならひなりしを、古は一夫ごとに、五畝の宅をあたへきを聞く、さまざまは叶ふまじくば、せめて其地の程に随ひて、物を出させてよ、過分に責さらんは、すぐれたる不法なりとて、此御時より、制をあらためられたり、

「一いつの頃よりか此國の民、年貢合期せざるものは、所の庄官、其親族を召捕りて、水牢といふに入れて、責はたる習なりき、其牢のさまこそ、むけにいたはしかりつれ、四方に塚を、きび敷結び延し、内に膝を過る斗、水をたへたり、逋税の民あれば、其父母妻子を、是にこめて、水の中にたしむ、嚴冬の頃なれば、雪の夜、霜の朝、堅氷はだをつらぬきて、かの紅蓮大紅蓮のくるしみも、

是にはいかでまさるべきと覺えたり、かく老いたる親、幼けなき子をさいなまれて、ぬしは涙にくれながら、富家に向ひて、手をすり物を借り求むるなど、申もむねつふる有まさなりき、君此由を聞召して、大に驚き給ひ、おもはざりき我國にさまで慘酷の事あるべしとほとて、速に仰ながして、永く此事を停止し給ふ、かよりければ、民の責はなか／＼滞りなく、いちはやく納めけり、爰にしろ、民を責めさいなむは、愛しいことをしむにかかざるを事を、

一 仁愛の御心を以て、仁愛の政を行ひ給ひければ、民の寵も、年に増して賑ひ、誰すもむとはなれども、寶曆の中頃より、家ごとに殿様祭といふ事をはじめて、年に一度、かならずしけり、古の紀傳博士どもが、いかめしく申傳へたる、生祠などいへるも、かゝるたぐひにやと覺えぬ、其祭、定れる日はなくて、たゞおのが暇あるべき程をはかりて、一里示し合ひ、餅をつき酒を作るなど、其身の程に、随ひていとなみ、それを神に奉るごとく供して、其月は一里のもの、おのがわざをせず、

酒呑うたひて、此君の御代に、生れあひたる身のよろこびをのべ、一日の樂に、百日の勞をなぐさめけり、

一 ある國の生、年若くおはしましうが、召仕ふものをば、いかにえらび候はんかと、問ひ給ひければ、別の事も候はじ、我物好をたてず、人のよじと申さんものを、私なく用ひ給ふべうもや候はんを答へたまふ、常に誠によからん人をば、我は天に誓ひて、捨てまじとおもふなりとの給へり、かゝる御心ばへなればこそ、あまねく人の器用を盡されたり、たとへば菰市太郎安といひつるものなどは、堅固の昔うごにて、今の世に叶ふべしとは、誰もおもはざりしに聞召す所や有けん、奉行になし給ひてこそ、器用のほごもあらはれたれ、此たぐひ數多あれども、今世にある人は、おもふ所あれば、もらしつ、又昔御曹司にてましましける時、念頃にもてなご奉りたるものあり、惡敷あたりたるものも有けれど、御家繼せ給ひては、少しも差別し給はず、念頃なりしものも、不法あれば、速にこりぞけられ、つれなかりしものも、器量の程

に隨ひて、いみじく召仕はれたり、  
 一君御家繼せ給ひし初に、いかでさるべきものを得て、家中の仕置をも任せてんやと、おもひわづらひ給ひける頃、竹原勘十郎玄路といふもの有けるが、堀平太左衛門勝名こそ其任に叶ふべきものにて候、とく／＼厚祿をあたへて、あけ用ひ給へとすむ、又或者今一人をすむ、君もうち／＼は、今一人の方に、御心ひかれけるを、玄路あながちに執し申ければ、御氣色損じて、つと奥に入らんとし給ひけるに、御袖をひかへて、いさめ奉りし事、二度まで有ければ、つひに玄路が申に任せて、大奉行といふ職になし、政事を任せ給ひしより、年月につれて、其いさをしあらはれ、世にほまれある國となれり、是をや管仲が鮑叔といふべき、此玄路が先祖竹原下總惟政までは、當國阿蘇の累代の家人にて、侍頭したりけるが、天正の頃、阿蘇と相良との戦に、嫡子勘五左衛門惟房と共に討死す、惟房が子上總宗守、ゆるあつて阿蘇の家を退き、薩摩の國に往きて住む、文祿四年、幽齋君、豊臣家の仰せを受けて、薩摩に渡らせ給ひし時、

島津義久入道龍伯の御許にて、連歌ありけるに、宗守が嫡子市藏惟成、齡僅に入歳にて、執筆し、すぐれて利根のものなりければ、幽齋君、御あるじにこひうけ、召具して丹後國に歸り、所領百石たびて、側近く召仕ひ給ふに、萬にかしこかりければ、天下に隠れなき幽齋君の歌道を、此ものに傳へ、書札式をもをしへて、常に筆代とし給ひ、又武田宮内少輔信重幽齋君實方の姉、此主より弓馬故實、御宮家に相續せらる事ながければ、略すの弟子に付られて、弓馬故實、残りなく受傳へ、更に仰をうけて、伊勢流の仕付方を、一色一遊齋に學び庖丁の術を、大草氏に學ぶ、皆奥儀を極めたり、所領加へ賜ひて、貳百五拾石、後には致仕して墨齋と號し、玄可と名付く、夫より此かた、右の品々の道をも祿をも傳へて、玄路まで六代に及べり、玄路家の道は云ふに及ばず、才學もありて、世に多能のものなりければ、君の御時、用人になされ、參勤のたび毎に、かならず召具せられ、總て御側に恪勤せし事、三十年餘、賢をすゝめては、上賞を蒙るといふ本文によらば、更に殊なる加恩もあるべきに、役料こそ千石にもみちぬれ、所領

は僅に貳百石を加へ賜ひ、合せて四百五拾石のみにて、君の御代を過しつるは、いかなるゆゑなりしぞと、いふかるものもありけれども、はじめて勝名をすゝめける時、玄路申上る仔細ありて、後まで加祿を辭し申たりとぞ、其人今猶職にあれば、例の委敷はしるさす、

一明和七年冬の頃、君の寵臣、いさゝか不正の事ありければ、つみし給ふべき由、家老、奉行杯申けれども、御ゆるしなくして、其の年もくれぬ、法は人によりて枉ぐべからず、あながちに申行ひなるとて、明和八年正月十一日、奉行職のもの、朝とく參りたり、其朝も、夜深く鷹野に出給ひて、辰の刻計に歸らせ給ひ、いまだ御湯をも引かせられぬ程なりけれども、近習の者につきて、それがし御旨伺はんとて、參りたりと申させければ、御前の人をのけて、とく／＼と召す、奉行則事のよこを申けれども、猶うけひき給はざりければ、ひたすらに諫めて、御詞にあらがひ奉る事あまたたび、つひに申かなへて御前を立らけるに、けふしも、御具足の鏡餅參らすべきにて、次の間には近

習のもの共、膳具すゑならべて、評議の終るを、今や／＼とまじ居たる風情を見て、うちおどろき、日影をみれば、はや午の刻ばかりなり、御鷹野の歸り、夫まで朝御膳をもまゐらざりけれども、いかり給ふいろ、うみ給ふ色も、見えさせ給はざりきとぞ、

一治れる世のならひ、君と臣との間、おのづから遠ざかりて、國の老臣杯は、君の御前に召さるゝ事も間遠になり、側近き用人などいふもの、御旨を受けたりとて、萬の事を取計ふこと、諺にいふ虎の威をかる狐となりて、おもふまゝにふるまへども、君のあたり近きを恐れて、制するものもなきを、社の鼠にたとへたるは、唐も大和も同じ程の事也、君ふかく此わざはひを恐れて、仕置の事、近習外様のへだてなく、皆老臣に任じ給ひ、月に六日宛、用日と定めて、家老はじめて、奉行、目附、郡頭、勘定頭など、替る／＼御前に參りて、其職の事を、たゞちに申て、御旨を受く、又近習のものには、側近く召仕ふとて、外様のものに無禮すべからずとて、朝夕いませ給ひければ、何れ

もおそれつゝしみて、虎の威をかるべうもなく、社の鼠のそじりもたえて、政のすぢみだれざりき、一朝廷には、位階官職のすぢをわけられて、官位相當せざるは、位累にも、行守と申などひそかに承り及びぬ、夫になぞらへ云ふべきにはあらねど、一國一家の内にも、役と席との二ツは、さすがに定められずしては、事整ひがたかるべし、されば此家中には、家老、備頭杯の役席の外は、昔より大概段格を四品に分つ、着座、物頭、平士、輕輩といへり、君の御時に、夫が中の等級をわけて、着座に上、中、比あり、物頭は元來足輕五十人の頭より、十人の頭まで次第す、平士は所領あるものと、中小姓といふものとの違ひあり、是を大概にして、輕輩まで、程々の等級を定めらる、其役を命せられて、其席につくは、常の事なり、或は席上りて役下り、あるは役上りて席下り、又は其職に適ひたるものは、役をかへすして、席をすゝめ杯せられしかば、選舉の道自在にして、大方は、其人其職に適へり、又役によりて本役副役あり、權正といはんがごとし、さらに當分役あり、かり

に其役につけて、器用の程をこゝろみ、適はぬをばのぞき、かなひたるは、五年三年を経て、のち定役に命せらる、唐土に攝眞の沙汰あるがごとし、  
「一朝鮮のものゝ、我朝に聘使たらん用意を書きたる日觀要考といふものに、我國の事を評して、庠序もなく、四禮もなし、良知ありとて、いかでか道をわきまへしらん、士農工商の外は、醫を上司、僧これにつぐ、儒を末とす、たとひ祭酒たらん人も、尺寸の地なしなどゝ、あくまであざみたるは、我朝の風をしらぬ夷共、おのが國に引きくらべて、口にまかせて、荒涼いひちらすとは、おもふ物から、いはどいひぬべきふじなきにしもあらざるべし、然るに」當國には、學館をたて給ひける事は、さきに申たるがごとし、前教授秋山定政、一名儀、字子羽、玉山と號す、高名のものなり、君ことに寵遇ありて、關東參勤の度にも、かならず召具しなごし給ひて、ひたすら教育すべき暇もなかりき、斯て寶曆十三年、身まかりにければ、菽茂次郎といふものを、教授となし給ふ、茂次郎

名懸、字子厚、朝陽、孤山と號す、さきに申つる市太郎が弟也、父を久左衛門弘篤、號を慎庵といひき、同時に大塚丹右衛門久成、號を孚齋、致任して退野といひしものあり、此二人心を合せて、程朱の學を研窮して、すこぶる精奥を極めたり、其文集を慎庵遺稿とて、世に梓行す、茂次郎兄弟、幼けなきより庭訓にならひ、家學を傳へ、教授になりし時は、年いまだ三十にたらざりき、是より學徒彌盛にして、餘所の國より來りて、物學ぶものも多かりしかば、君の老臣計ひて、教授が許に塾を建て、遊學のものをするたり、隣國の教職儒臣、此門より出でたるものあまたありき、此家中の例として、本家ありて、別に子弟を召仕はるものは所領を賜はぬならひなれば、懸にも年毎に粟米五百俵をたび、物頭の一に座せしめたり、君卒去の後、猶加へ給ひて、六百俵、番頭格とぞ聞えける、其次に助教あり、訓導あり、皆程々に隨ひて、所領を賜ひ、物頭格にもなれり、句讀師は、専ら其役なるものあり、又は番方とて、暇ある侍共の兼帯にもし、遊倅をも加へ用ひらる、今の世

のならはし儒者を家業として、薬師、茶道にたぐへたるものとすれば、此國もさかなりけるを、儒の道は人の道なり、何條かたへの家業とさだむる法あるべきとて、武士も文任になし、文儒も武職に通はして用ひ給ひき、「かくいへば、おこがましけれども、はづか一國の家中に、かばかり儒道をもてなし給ひたる事を、朝鮮のえびすごもにしらせて、ひげ口ふたがまほし」  
一米田波門是著は、藝能多きものなり、弓馬、軍役皆奥儀を極め、殊に幼げなきより學問を好みて、詩の道を南郭に學びえて、其名高し、君命じて家集を梓行せしむ、四時園詩集とて、世に流布せり、書畫印篆まで人に勝れ、しかも心靜にして、きはめて無欲なり、長岡助右衛門是福とて、壹萬五千石領せし、譜代家老の弟なりしを、例の貳千俵賜ひて、中老までなされたり、年若き程に妻をうじなひて、二たびめとらず、唐の王維などが風情してぞ有りける、君も又なきものにして、御覺え淺からざりき、歳すでに六十を過ぎぬれば、幽閑をたのしまほしとて、わりなく致仕を望み申しと加

ば、なまじひにゆるし給ひ、家をば其子につがせて、猶老を養ふ料とて、八拾人扶持賜ひけり、かぶりし後は、みづから松洞と號して、西山のほとり、水石をかじき所に、幽棲をかまへ、避竹園と名づけ、風に吟じ月にうそぶきて春秋を送り、城下も頓て見渡すばかりの所なれども、年を経ても出でず、節々の屋形の慶賀も、人して申させけり、助右衛門妻は、君の御妹なり、其許に渡らせ給ひけるとき、あながちにめしければ、からうじて参りたり、君うち見させ給ひて、いかにやいかに、なんぢは誠の隠居にてありけるよと、くりかへし讚嘆し給ひて、上段なる所に召す、恐をなして登らざりければ、いや仕へてありける程は、さもありぬべし、隠居の身なれば、我上に坐したりとも、何かくるしがるべきとて、こひて御側に召して、盃たび、のどやかに物語し給ひ、興じ給ふ事なめならず、其時詩の續集を参らせよ、梓にもえらせんなど仰らる、君の寛大にして、人を愛せられし事、此たぐひにこそ、抑此波門、いまだ仕へてありける時、事にふれてはめさせ給ふを承りて、

あるもの、さまでいみじく候はんに、など平太左衛門にならべて、國務を任じ給はざりしかと、申たりければ、いやとよ麒麟に田はすかせられぬはと宣ひき」

一寶曆五年、當國の洪水こそ、おびたごしかりつる事なれ、六月朔日より降出たる雨の、このをたばねてつうがごとく、九日までをやみだにせず、川々の水、みなあふれけるに、芦北郡の瀬戸石山とか、たちまち崩れて、球摩川をせき留めければ、川浪さかまきて、山をつつみ、陵に登るといへる、いにしへのさま、眼前に見えける程に、やがて其せきをおしながし、一時に川下の方へ打出でければ、八代の萩原といふ所の堤數十丁、忽ち切れて、田も畑もみをになり、神社佛閣をはじめ、數多の人家流れうせ、溺死するもの數百人、目もあてられぬ有様なり、今年は君東にまじくければ、急ぎ其由を注進す、君則公義に言上し給ふ、其狀に曰、私領分肥後國の内、六月朔日より同九日まで追々強雨洪水、山崩損毛破損の覺、

一高貳拾參萬五百六拾餘石潮入石砂入洗剝山崩此

- 内貳萬千七百五拾參丁餘畑七千六百貳拾五丁餘、
- 一鹽 濱 九拾七町五反
  - 一鹽 塘 參千四百拾五間
  - 一川 塘 拾參萬貳百九拾間
  - 一井手塘堤 八萬七千八百九拾九間
  - 一水除石垣 八百五拾間
  - 一積 所 壹萬九千五拾七間
  - 一水除柵 四千貳百八拾七間
  - 一山岸崩所 壹萬七千四百拾參間
  - 一土 橋 百五拾五ヶ所
  - 一往還道筋 壹萬九千七百四拾六間
  - 一井 樋 百八拾七ヶ所
  - 一流 舟 百壹艘
  - 一流失番所 貳ヶ所
  - 一右同社 貳ヶ所
  - 一右同辻堂 八ヶ所
  - 一右同八代蜜柑木之内 貳百四拾本餘
  - 一流 家 貳千百拾八間
  - 一流 木 參千八百貳拾貳本
  - 一溺死男女 五百六人

一怪我人 五拾六人

一溺死牛馬 五拾八疋

右損毛破損の儀、水引以上相改、國許留守居の者より申越候、右損所郡村の内、芦北郡球摩川筋に有之候瀬戸石山、高サ貳百間、横百五拾間程崩落、川迎に有之候山に、右之崩さき、高貳百間、横百間程突上、是又崩落、球摩川突埋候間、洪水却而逆流仕、水かさ參四拾間程、積上小山杯は、山上を水打越候程の水勢、半時餘も右の通にて、無程右突埋候所を、洗切押落候水勢、一同に川下に溢候故、塘上道幅拾五間餘、根張四拾間程有之候塘筋、悉崩申候、右者先祖越中守入國以後、遂に無之損所にて、別て水先の村に及亡所、溺死の者も多有之候由、注進仕候に付申上候、以上、

寶曆五年八月五日

やうく水は落けれども、渺々たる曠原となりて又もや雨ふり水かさまさらば、其わたりの里人は皆魚の餌となりぬべくぞおぼえたる、されば此堤速に築かずんばあるべからずと老臣評議す、抑此



川は、木綿柴川とて世に聞えたる大河なるが、しかも球摩の高山より落ちて、流れの急なる事矢をいけるがごとく、萩原の堤は其的になぞらへたれば、是を築きとめむ事又なき大事也、前國主加藤肥後守忠廣朝臣の時、加藤右馬允正方とて文武兼備の老臣心力を盡して築立たり、今の世には正方程のものあるべくもなし、如何せんとおんじわづらひたるに、稻津彌右衛門頼勝とて郡目附なりけるもの進出で、其正方とて鬼神にては候まじ、同じ人ならんには、それがしたらん程の事何條得せぬ事の候べきと云、實に此男は言葉に恥づまじきものなりとて、君に其由告げ奉りければ則ち頼勝に任じ給ふ、頼勝承りて凡男女年十五以上、土をはこび石を負ん者には、皆錢をさらすべき由、郡中に申ふれ、其強弱を三品にわか「つたごへば、男上 百五銅 中 八拾四銅 下 七拾銅 女上 八拾四銅 中 七拾銅 下 五拾六銅」其の品にしたかひて、錢を右の定にて、日毎にあたへければ我もくごきほひ集る男女數萬人なり、頼勝遠慮を廻して水際より三四十丈こなたに本の廣サ貳拾餘丈、いたゞき

四丈五尺ほどの堤を數十丁築きたり、斯てこそいかなる大雨にも、水あふれずして、川ぞひの里人も夜を安くいね、おもふまゝに農業をいごなみたりけれ、此堤を築くこと、頼勝夜晝はせめぐりて下知をなし、かの門を過ぎて入らずといへる様なりければ、民も悦び勇みて頓て頌を作りて、口々にうたひく、土石をはこぶ「こゝに伊形庄助、名質字大素とて高名の詩作りあり、是を聞きて、詩經の雅頌のたぐひなりとて、韻語にうつして湯々九章とす、既に樂洋集に入れて、世に梓行せしかば爰にはもらしつ、又され歌に取なしたるものあり左に記す、

いづれの年にか有けん、卯月さつきの雨久しく降續き、萩原の堤崩れにければ、松江城岡の里皆淵瀬もわかすなりにけり、家を流し身をながしたる人、いくら斗ともしらす、いにしへにもかかるためしは、いとまれなる事になん、熊川の水かさまさる五月雨に  
まつ江の城は沖のなかじま  
熊川やゆふ葉のつゝみ水こえて

なみのそこなる岡のへのまつ  
たらちねのゆく方をとへばしら浪の  
八百の汐合に立さわぐみゆ  
浪のうつ磯邊の芦のあしも手も  
いはにくだけてふせる子はたぞ  
ゆく川のこの水そこはちの里  
ははのすみかどきくはまことか  
わだつ海のもくづとならばもろごもに  
我も水泡とけなまじものを  
或曰父はを流し、妻子をうしなひ、ある  
ははらから友だちなご流し、一かたならず、  
かなしめるひとの心なるべし、  
君聞召て、ふかくなげかせ給ひける餘りに、誰か  
この水ををさめてんやと、のたまひければ、稻津  
某が承りて、しぬるを弔ひ、いけるを憐みつゝ、  
堤を築きて、田畑のあれたるを正して、よくと  
のへければ、民みなよろこびて、神の如く、佛の  
やうにぞうやまひける、則ちうたへる歌を、萩原  
堤築の歌といふ、其歌にいはい、  
ともつきは、堤つきなるべし、堤ぎ、ともとい

へるは、此國の民の言葉にして、つゝみとも、  
ともとも兼ていへるになむ、  
秋の田のいなづの神のなかりせば  
しぬるいのちをたれかたすけん  
萩原のつゝみつくごやたをや女の  
はなすり衣まくり手にして  
たをや女の我身にしあれどいくひ打  
石をも引かむせなによりでは  
あなたふと君は神かもほさけかも  
しぬるいのちをすくひ給へば  
萩原やつまごひかねてなく鹿の  
こゑきくらんかつゝみつくいも  
あはれなり妻戀かねて鳴しかの  
人目づゝみをなかにへだてゝ  
あけのたすきあるの前だれ誰とだに  
しらぬ人をかけて戀ひつゝ  
わぎも子はけふもつゝみをつきはぎの  
ころもたちぬふひまやなからん  
白糸のよるこそきぬをたちぬはめ  
つゝみつく日はいくかもあらじを

しぬるいのちいくとこいへば佛とも  
 神ともなごか仰がざらめや  
 けふいくかくしげの小櫛とりも見ず  
 身を八代のつとみつくいも  
 うたのこゑきけばなづかしから衣  
 たちぬふ手さへわすれてぞきく  
 わがせこがからき思をなぐさめて  
 甘きもちひを贈りてしがな  
 わぎもこがおくりじもちの甘ければ  
 からきこわざもしられざりけり  
 かね馬にねたき男をうちのせて  
 心地よげにもおととしてしがな  
 しにもいきも君が心にまかすれば  
 神とやいはん佛とやいはん  
 今よりは紙このてら身につけじ  
 川じわたれば人わらへなり  
 稻津某の下司に、いとほらあしき男なん有ける、  
 兎もすればはらだちて、杖をふり立てつゝ、いか  
 りけるに恐れて、うたを作れり、それが名をばけ  
 にけちとなん呼びければ、うたの頭におきて

けはしくも晝飯くふ問もあらせじと  
 杖ふり立てゝいかるきみかも  
 になひかね引きかねにける石よりも  
 君がこゝろの角ぞはげじき  
 けづるこもあくるこもなきくろ髪  
 とけぬうらみはいふかひもなじ  
 ちくはくの撫し我身ぞあらちをの  
 あらきたぶさのつゑなふれそね  
 いなつの神といふ事を頭に置きて、  
 いたづらにしぬるいのちをながらへて  
 嬉しき世にもあひにけるかな  
 なみのうへ磯邊のつとみ今よりは  
 うごかぬくにかためにぞつく  
 つとみてふつとみはあれど嬉しさを  
 袖につとむはこれのはぎはら  
 のの末に山のきはみにすむ民も  
 みなおり立ちてつくつとみかな  
 かみつ瀬の清き流をくむからに  
 心にこれるたみはあらじな  
 みつぎものまたととこほる秋もあらじ

耕すたみのちからつくして  
 かくて民の力を盡しけるを、稻津の神いたくあは  
 れみて、公に申て、御くらの錢を出して、民にあ  
 たへられしかば、昔よろこびて、此塘は、海山の  
 石を引きもて築きたれど、公の金の塘なりといへ  
 りければ、  
 うみの石山の土もてつくめれど  
 つくはこがねの堤なりけり  
 塘つき終りて、松を植ゑられける時の歌、  
 山となる磯のつとみに松うるて  
 ちとせのすゑも波はこさじな  
 是は文字をあはせられたれば、歌めきたり「あのやい  
 なづさまは佛か神かしぬるいのちをたすけさすな  
 ごとぞうたひける、此事はてゝのち、君ここに悦  
 びおほし召され、頼勝にさま／＼恩賞を賜りけり、  
 あるときの家宴に、君自ら此うたをうたはせ給  
 ひけるよしを、頼勝傳へ承りて、難有かたじけな  
 こととて、涙をこぼし、老の後まで、是を思ひ出に  
 して、凡君の臣たるもの、此國にみち／＼たれど  
 も、まろしく其名をよまよばせ奉りしものは、お

そらくは我のみならむと、人にもかたりて、よろ  
 こびあへり、此彌右衛門頼勝といひつるものは、  
 世々三百石を領したる侍也けるが、天性心たけく  
 して、しかも智慧あり、隆徳院殿の御時、領内の  
 租税ととこほりて、國用足らざりけるに、頼勝自  
 ら薦めて、臣に此事を任せ給ひなば、三年の内に  
 は、ゆたかになし奉らん、若其時にいたりて、申  
 じし事違ひなば、腹つかふまつらんと、あながち  
 に望申ししかば、郡頭といふ役になされけるに、  
 みづから國中を打廻り、庄官などの邪なるものを  
 推問し、中にも各の重きものを、數人からめさせ  
 て、首きりたりければ、其類のもの共、雀の鷹に  
 あへるごとく、皆息をつめてかどまり、今日は彌  
 右衛門此あたりに來べしなご聞えては、色をうし  
 なひて、うつし心もなかりき、日頭それらが爲め  
 にいためられし民共は、よろこびの聲、ちまたに  
 みてり、されば濁れる水の、俄にすみたらん心  
 地して、物事あらたまりぬべく覺えた「る程にい  
 かなる故かありけん、いまだ二年も経ざるに、郡  
 頭の役をやめられ、頼勝も番方と云ふものにな

れ、いたづらにこもり居たるを」君の御代になり  
て、郡目附といふものになし給ひければ、はたして  
其任に叶ひ、かゝる際にもたやすく功なりにけり、  
一ここに阿蘇大宮司といへるあり、神武天皇の第二  
の御子、綏靖天皇の御兄を、神八井耳命と申奉る、  
天が下しろしめさるべかりけれども、事のよしあ  
りて、御弟綏靖天皇にゆづり奉つらる、此命の第  
六の御子、健盤龍命、火の國の國造にくだらせ給  
ふ、是則阿蘇大神也、景行天皇、筑紫巡狩し給ひ  
し時、大神御夫婦、阿蘇津彦、阿蘇津媛とあらは  
れ給ひしかば、太神の御孫、惟人命に勅して、其  
祭を司らしむ、是れ大宮司の元祖にして、今惟典  
に至るまで七十九代、連綿として絶えず、後奈良  
帝の御宇までは、國郡數多領し、勅をうけて、内  
裏造營などをもつかふまつり、時の大宮司惟豊宿  
禰、從二位に經のぼり、目ざましき事なりしに、  
天正の頃にや、從四位惟種宿禰、世をはやまして、  
世繼の子いまだ幼なかりし程に、世の亂打續き、  
家たちまちおそろへて、矢部といふ山の奥に、身  
を隠し居たるを、前國主加藤主計頭清正朝臣、も

とめ出して、かたばかり所領をよせて、其家をつ  
がしむ、かゝりけれども、さすがに皇別神孫のたぐ  
ひまれなる家なれば、代毎に鷹司殿の執奏にて、  
五位よりすゝみけるに、今の會祖正四位友隆宿禰、  
久しく都にありて、なれむつびけるゆゑか、吉田  
兼連の執奏にて叙位せしかば、其後何となく、よ  
のつねの社司はふり子などの様に、人も思ひな  
たるを、今の惟典宿禰、あながちになげきて、古に  
返さまほしき由を、君にうつたへ申たりければ、  
君領掌まじくして、さまざまにはからひ、鷹司殿、  
輪門の宮などに愁訴し給ひ、年を重ねて、からう  
じて事なりぬ、さればこそ惟典思ふまゝに、鷹司  
家の執奏にて叙任し、君の御代に從四位迄經のぼ  
り、其子のいとしきなきをも叙爵して、伊豫守にな  
されけり、又妙解寺、泰勝寺とて菩提寺あり、こ  
の住持を、皆紫衣の和尚となし、中にも妙解寺は、  
代々公卿の君達を申下して、嗣法となし、其外神護  
寺などにて、必僧綱にのぼる寺院あまたあり、そ  
れらもみな先規のまゝに沙汰せらる、中にも大梁  
山勅賜大慈禪寺といへるは、開祖を寒巖和尚と

て、後鳥羽帝第三の御子、順徳帝同母御弟也、叡  
山にて出家し、台教をきはめ、改めて道元禪師に  
禪をまなび、ふたたびまで入宋して、名師碩徳に  
あひなごして、たぐひなき智識なりければ、龜山  
帝、殊に御信仰ありて、紫衣震翰を賜はり、官寺  
になされけり、世に之を法皇長老とぞいふなる、  
しかりける後は、世々紫衣の一本寺にて、京の五  
山など、同じ程の事なりしに、關東御治世のは  
じめ、いかゞしたりけん、其由いひあげざりけれ  
ば、寒巖より七十七世の住持白堂、參内せんとして、  
京へ登りしを、越前永平寺よりさゝへ申事ありて、  
むなしく歸寺し、猶御答蒙りなごして、八十八世  
龍谷和尚は、永平寺の下につけられ、當時の御掟  
のまゝにして、和尚位にのぼる事になりぬ、斯て  
九十一世太初和尚、君の時に當りて、さばかりの  
古跡なれば、常恒會をおこなひなん事を願ひて、  
關東におもむくとして、君に其由うつたへ申けれ  
ば、君殊に執しおぼし召、寺社御奉行、及關東の僧  
録達に、御使ありて、念頭に頼聞えさせられけれ  
ば、遂に免牘給はりて、太初本意とげたり、すべ

てかゝるたぐひに用ひ給ひたる資財は、おびた  
しき事なりき、御身は常におごりをしりぞけて、  
此際の事には、いさゝかも吝ならざりけり、是唯  
事の廢れたるをおこし、絶えなん事を憂ひ給ふ、  
御心ばへにして、神にへつらひ、佛にまよひたる  
ふこは、露ばかりもまじまじせず、さればいはれざ  
る祈禱、よしなき追福をば、みな永くごめられ  
たり、まことに寺院の齋會に、酒を用ふる事を、  
一切禁じ給ひつるなど、風俗のためにも、いとめ  
でたかりき、

銀臺遺事(三)

一君常に公義をうやまひ給ふ事、世に勝れたり、新春佳節はいふにおよばず、月次の慶賀、御願の参拜など、數十年聊も怠り給はず、殊に有徳公の御徳をしたひ給ふ事ふかくりき、事にふれて、徳廟はかくこそ遊しつれ、さはなかりつるなど、宣ふ事多かりき、

一若くまじくける程より、學文を好み給ひ、常に書籍を遠ざけ給はず、狩に出で給ふにも、かならずもたらしむ、日ごとに朝御膳すみては、かならず書を御覽あり、又月に六度の會業ありて、近侍の人々を召つごへてよみ給ふ、およそ會讀は、あらかじめよみおきてこそ、其甲斐もあれとて、したみといふ事を、一度もおこたり給はず、されば御身一代に、會讀ありける書籍、經史子集數百卷におよべり、其内論語、詩經、書經、左傳、漢書、などをばくりかへし、あまたとび讀み給ふ、もし會の日さはる事あれば、かならず日をかへて、六度の數を滿て給ふ、又其書の難儀をば、皆考へて、

手づから書加へ給ふ、今も文庫に手澤の残れる書、數しらすありとなん、

一經書を尊とみ給ふ事殊に深く、かりにもたふみに置給はず、常にもろ／＼の書を、うづたかくつみ置かる／＼にも、かならず經書を上におかせらる、又すて巻の次第をみださず、つませられしかば、近習のもの、聞き夜にも、こそくさくすして、ごりたがへざりき、

一詩を好みて作らせ給ふ、遺稿數卷あり、樂洋集にもいさ／＼かのせたり、御年若くまじくしごき、服部元喬、高野關亭など召して、詩會度々ありき、此人々をば、先生とて尊み給ふさま、もろこしにいへる、布衣の交りのためしなどにやと覺えき、殊に元喬は、詩のみにはあらで、萬の事をもとひはからせ給ひければ、贈肥後侯序とて、心をつくして、書たるものなごもあり、其文集にのせて、あまねく人のしる事なれば、こゝに略す、號を南郭とて、其比天下に名高く、かなたこなたにもてなされしものなり、身いたく老いかぶまりては、世のまじらひも、ものうしとて、いづくへも参らざ

りけれども、細川殿は、今の世の賢き國主にて、老をよく養ひ給へば、並みにいふべきにあらずとて、たゞ此殿のみにぞ、絶すまうで來ける、身まかりし後は、其妻子わびしき住居して、事問ふ人もなかりしに、君のみありし世の事わすれ給はず、常に音づれさせ、其孫のいとけなくてありけるに、五人扶持をさへあたへ、大輔殿治年の召おろしの御衣をも、年毎に賜りなごして、つひには御家の士の養ひ子となし給ふ、又蘭亭が娘も、はやく父に別れて、よるかたなかりしを、小君の御許にめさせ、あはれみはぐみ給ひて、今は姙になされたり、

一常に御けしきさはやかにして、晴わたりたる空に、朝日のさし出でたらんがごとくなりき、一とせ披雲閣の會集に青天開鎖西と遊したるや、よく御氣色にかなひぬらん、

一御力つよくして、武藝をもさま／＼習熟し給ふ、中にも月馬は、すぐれさせ給へり、いまだいとけなくおはせし頃、御殿父靈雲院殿より、附け参らせられたる侍に、木原惣兵衛正明といふものあり、

竹林流の射藝に達したりしかば、君十年餘り、おこたらず是に學び給ふ、漸々二十をも過させ給ひて、元文五年の頃、此惣兵衛、身にいたはる所ありて職を辭し、肥後に歸るべかりしかば、君とし頃の名残を惜み給ひ、重ねてあふまでのわすれがたみに、手並の程をも見せばやとて、家士溝口三五といふ者を手つがひにて、八寸的を矢數百五十射させ給ひけるに、百四十九筋當りて、たゞ一寸ちぞあだ矢はありけりとなん、惣兵衛老の後は歸雲といひけるが、つねに此事をかたりて、感賞し奉りき、

「又常には七歩五厘ばかりの弓を引かせ給ひけれども、まことには強弓にてまじ／＼き、其よこは附録にみえたれば、こゝに略す」馬は大坪解龍二流のおくぎをきはめ給ひ、世の馬のりとて、それを業にしたるものも及ばぬ際なりき、

「猿樂俳諧をなごさめにし給ふ、いづれも堪能なりき、又物産を知る事を好み給ひ、鳥獸草木の、すこしもさまかはりたるを、皆うつし繪にせさせ給ふ、虫などは、かひおかせて、日にそへてかはり

行くさまを御覽じけるに、はては蝶になるものお  
ほかりけり、此圖を躍淵海錯など、部類を分けて、  
數十巻もやあらん、されどもかやうの事につけて、  
財費し給ふ事聊もなし、或時大名のさぶらひ來た  
まひて、物語のついでに、飼鳥の事になりしかば、  
重賢もかたのごとく好みて候、是にいらせ給へと  
ておくのかたにこそなひて、數多の鳥ども見せ參  
らせらる、次の日其大名のもとより、きのふは珍し  
き見物して悦入候、たゞし籠のあまりおろそかに、  
覺え候に、折節こゝに候ひけるとて、美しき籠十  
二三參らせられたり、其籠は、皆朱にぬりて金を  
ちりばめ、色々の紐をつけて、心もおよばず結構  
せり、君御覽じて、御志の程忝う候とて、使を遣  
し、頓て庫に納めさせて、一ツも用ひ給はず、其  
後珍しき鳥求め出候へども、籠の候はぬと申人あ  
りければ、此籠を取出して、三ツ四ツたびぬ、其  
餘は今も御庫にありとなん、常に我は鳥をかひ、  
草木を植ゑさせて、其さまを見る事をこのめども、  
籠と盆とは好まず、世には鳥よりは籠、植物より  
は盆をこのむ人多きぞと宣ひき、是や櫃を買うて

玉を返すのたとへならん、猿樂し給へるにも、鳴  
物など皆御内のものつかふまつり、其内には堪能  
もありけれども、それによりて勘賞かうふりしも  
の一人もなし、たゞ文武の業をつとむるものは、  
御覺えも深く、殊に御恩かうふりし事、さきにい  
へるが如し、  
一此君土木の好み聊もまじまじ、今其一ツ二ツを  
あげてしるす、領内なみ野といへるは、方六七里  
ばかりの萱野なり、むかしは筑紫野とて、武藏野  
と、東西に名をならべたりなど、所の人はいひ傳  
へり、君の參勤には、いつも其野を行きかひ給ふ  
に、しばし駕をとどめ給ふべき陰もなければにや、  
笹倉といふあたりに、むかしより旅館をまうけた  
りけるを、御覽じて、御身ひとつのために、民を  
わづらはして、此館をたておかん事、恐れあるわ  
ざなり、道行つかれたらんには、芝草のうへにて  
事たりぬべしとて、寶曆四年、名残なくとさきのぞ  
ける、又國府の屋形南面に、三階に作りかさね  
たる樓ありて、遠望勝れてよかりしを、不用のも  
のなりとて、同じ六年こぼたせらる、殊に國府よ

り一里ばかりへだて、水前寺村といふ所に、成趣  
園とて、致景勝れたる別荘あり、砌より清き泉わ  
き出で、やがて廣きわたりとなり、舟をもうかべ  
たり、向には富士の形に芝山をつきなどして、當  
國の内にはたぐひなき所なり、君も此景趣をば殊  
にめで給ひ、政事のいとまには、常にこゝに遊び、  
參勤の道すがら、他所の勝景を御覽じて、わが  
水前寺にはいかゞあらんなどのたまはせしとぞ、  
かばかり執し思召せば、こと所はいかにもありな  
ん、こゝばかりは、つくりもみがくれぬべう覺えけ  
るに、おもひの外、むかしよりありける廣き別館  
を、皆こぼたせ、たゞ酔月亭とて、いさゝかなる亭  
のありけるをのみ残されたり、それも水のうへに  
をかしく作り出したる所をば、こぼたせられしか  
ば、なみ／＼の人の心には、無下に淺間敷くぞ覺  
えける、是につけておもひあはせたる事あり、一  
とせ參勤の道に、江州醒ヶ井にやごらせ給ひける  
に、其宿いたく荒れて、わびしき所なりければ、  
大野萬平といふ近侍のもの、今宵の御宿のいふせ  
さよ、何とてかゝる所には點しけんといふを、聞

しめして、さなおもひぞ、總て人は衣食住の三ツ  
さへたりぬれば、其上をねがふは皆おごりなり、  
衣は寒暑をしのぎ、食はうるをやめ、居所は雨露  
にぬれざる程にだにあればたれり、今宵の宿も、  
それには餘りあり、何かいふせく思ふべき、兎に  
もかくにも、人はおごりを制すべきことわり、よ  
く／＼心得べしとさとし給ひき、かゝる御心にて  
まじ／＼ければ、うへも峻宇彫牆の御好みなかり  
しなり、  
一國主の常に居給ふ所は、おほむね金銀珠玉をもて、  
かざりもあるべうとなるに、この殿のありさまこ  
そ、思ひの外なりつれ、壁をば澁を引きたる紙をも  
て張らせ、疊のへりも、やがて澁布を用ひらる、欄  
まなどいふ所には、雲間水紋などを彫する事、常  
の事なるを、こゝには何のやうもなく、しの竹を  
間遠にうたせたり、一とせ江戸龍口の館焼して、  
新にいとなませられける時、客殿の柱などは、節  
なき材をえらび、用ふべしと申ものありしを聞し  
めし、唯堅固ならん事をおもふべし、見かけのう  
るはしからん事をおもふは、よからぬ事なりとて、

其えらびやみにき、又梯の下など、聊も不用の所あれば、棚をしつらはせられ、少しもいたづらの所なからしめむとなり、

一殿の御服の料は、都の呉服所にて撰びて、上の品を奉らす定なりしを、君の御時、次の品を奉らすべき由仰遣さる、君常には、袖木綿をのみめしけるを、御年老い給ひ、御病さへつきぬれば、人々いさめて、やうく世の常の綿などいふたぐひを奉りたり、それも垢つけば、あらはせてめしけり、

一或時關東にて、御身にひととき大名二三人ともなひ給ひて、君の別荘に遊び給ひしに、餘所りわりごは、さまざまのものとりしたためて、きら／＼しかりしに、君のは例の二品なりければ、扈從のものども、いかゞはせんなどいひあひけれども、俄にはせんすべなくて、其儘参らせしに、君は露はぢらひ給ふ氣色もなし、やがてまろうと違、わりごとり出てもてなご給ひけり、夕さり歸らせ給ふ道すがら、さてもけふは、客人達の御もてなしにて、味能ものたうべて候、去ながら、今より後は

かゝる事、ひし／＼とやめ給へ候へかし、我も人も、家子郎等數多もちて候へば、筒様の事に奢をしりぞけてこそ、心よく扶持をもし候はめと宣ひける、此たぐひの事、常にありしかば、其頃の大名達、此殿に見参ありて、歸らせ給ひては、家老用人などせめて、各も承り候へ、けふも細川殿、かくこそ申されつれ、かくこそふるまはれつれ、是なん賢人といふものならんなど宣ふは、いつものことなりきとぞ、又見参の時も、此殿をば先生、親父さまなどあがめ給ふかた／＼多かりき、

一臺所の一月の料を、兼て定めおかれて、もし其料つきぬる時は、客人招請などを、しばしとぞめて、更に儉約し給ひ、其さだめをこえぬやうにし給へり、

一或時大輔殿の方にて、御酒参らせられければ、是は能き酒なり、常に是を参らんは、過分にや候べきとの給ひ、しばしありて、去ながらおことは鷹を好み給はねば、是程の事はゆるしてもありなんか、我は鷹のつひへもあればと宣ひき、

一御参勤のほどにてやありけん、或宿にて夜になり

て、例のやうに御酒参らせたるに、いかにして取違へけん、調味に用ふべき七年酒を参らせければ、も、とかくの仰もなし、其殘を近習に賜りて、はじめてそれと知りぬれば、臺所に其よし告げるに、膳部大に驚きて、畏りて申ければ、いや我のみたるは、毎の酒こそ覺えつれと宣ひき、

一江府にて雨のふりける日、登城し給ひけるに、御傘に参りたるもの、あやまりて傘の爪を御ぐしに打當てたり、下城まじ／＼ければ、供頭、御前に出で、けふの御傘の者を、いかゞ申付候はんやと伺ひければ、今日は常より、時刻おくれたりと覺えければ、急ぎ参りしほどに、我あやまらたるにてこそあれと宣ひき、又御鷹野にて、調度もちたりし下部、いかにしけむ轉びて、調度をさんざんに打損せしかば、御氣色いかゞあらんと、近習のもの、恐れ／＼其由申ければ、其ころびたる下部は、怪我はせざりしやとのみ仰せられき、

一御手跡は、はじめ細井文三郎號を九草といひしもの、御手本参らせたり、監より出るとかや申へからん、或時水戸治保卿、此君の人となりをしたは

せ給ふあまりにや、常に住給ふ所の額の文字を、あつらへ給ひけるに、辭退まじ／＼けれども、あながちなりければ、玄々亭と遊して参らせらる、其頃かゝる事、是のみならずありければ、こひ給ふ方の御名も文字も、わすれたればかひなし、

一寸陰を／＼いふ本文、常にのたまひ、しばしもいたづらにまします、御よはひかたふかせ給ひても、日課忘れ給はず、御内のものども、宿番つかふまつる程も、なす事なくてはあるべからずとて、書を讀み手習はせ、さる事もえせざるものは、せめて網を結ふわざをもせよ、猶やむにはまさりなんと、おきて給ひければ、宿番する程も、皆おのれ／＼がわざをしけり、

一近侍のものどもに、其事彼事を學べなどおほせある時、生質さることなく、齡も程過候、今よりはいかでかなご申せば、さこそおもふらめ、されども唯ひたすらにまなび候へば、我も一切の事にさかからず、然れども人十たびすれば、己百たびすといへる理りをおもひて、若かりし程より物に怠らず、かたのごとくつとめぬれども、今六

十に餘るまで、一としてなしたたりと思ふ事なし、さりとて猶倦心はなきものを、まことになんぢらは、行末はるかなり、學ばず何事かはならん、事を左右にさせてせざらんものは、にくさげなりと、常にさとし給ひければ、近侍のものども、齡の程をいはず、諸藝をまなびぬ、或時何がしといふ近習のものに、梳の職を命じ給ひけるに、其者もことより其事に不堪なりければ、辭し申ければ、もゆるし給はず、同職の者をおきて、日ごとにこれにのみ梳らせらる。一日のうちゆるぎとけなきするを、いく度もその人にゆはせられしかば、あるもの何とて彼にのみ命じ給ふぞ、堪能のものも候にと申ししかば、實にかれは不堪なり、さればこそひたすら梳らすれ、すべて若きものは、物毎にしならふが能きぞとのたまひき、後にははたしてかこつつかふまつりたり、おほよそ髪をば、不堪のものにゆはせたらんは、心煩はしく覺ゆるならひなるを、たへしのびてかくはからはせ給ふ御心ばせのほどは、萬事えぬ事とて、おもひすてまじき由を、若きものごもにさとし示し給ふ

御心なりけん難有こそ」  
 一 いまだいとけなくおはせし程より、晝寐し給はず、日長き頃などは、いたくつかれ給ひては、書をひらげながら、几によりて、しばしまごろみ給ふのみなりき、馬めし給ふべき日など、晝のほど、事しげくしてかなはざれば、たてあかしをさせて、夜中にも乗り給ふ、總て學び給ふ程の事は、必ず熱し給ふ、又其程より勤儉は、古の人のをしへといふ事を、ふかく執し給ひきとぞ、  
 一 下賤のものをさしてわれとよぶは、賤しき詞なれども、今はやむ事なき人も、おのづからのたまひけるに、此君はかりにも、さはのたまはず、近習のものをも、かならず名を呼び給ふ、是は其初め、秋山定政が、我は自らを呼ぶ詞にて、人をさすべき詞に非ずと、諫め申しを、御生涯守らせ給ひきとぞ、  
 一 馬を好み給ふ事、世にすぐれたり、草飼口取の樣まで、委しく知し召たり、されども駿足を求めず、常に宣ひけるは、馬は乘人だに能ければ、たとひ齧馬なりとも、其生れ附きたる程の業は出づる者

なり、乘人桃尻ならば、駿足も要なし、されば我は其馬の程々に隨ひて、性を盡せん事をのみ心とすれば、馬の善悪は、さまで思はずとて、代料二拾兩に過ぎたるをば、求め給はざりければ、皆々足色をかじかりき、實にや人を仕ひ給ふにも、夫々の器量のほどを盡させられたり、其御心の物にも及べる成べし、  
 一 一とせ領内柳水と云所より出たる馬を、頓て其名に呼びて、ことに愛し給ひ、參勤に引かせられけるに、川を渡す所にも、船嫌ひせしかば、馬役、口取、數多打寄りて、兎角しけれどもならず、君御覽じて、初めに悪く取なせば、永くくせになる物なり、そこ退き候へとて、御自ら口取らせ給ひぬれば、すらくと乗りたり、斯る業まで、いつなれさせ給ひけるにや、人皆驚き合ひたり、  
 一 靜證院大夫人は、紀州大納言宗直卿の御女にて、隆徳院殿に嫁し給ひ、君の御養母にてわたらせ給ふ、御齡は同じ程の事にまし／＼けれども、うやまひつかふまつり給ふ事、誠の御母の如し、此國にまします年は、嚴寒の頃、かならず御鷹の鳴を

參らせらる、其鳴ははらをわりてわたをぬき、小豆をすまなくつめて、口にもふくませなき、かくすれば、日を経ても味替らずとなん、たとへば、鴨二ツ參らせられんには、先づ四ツかくの如くしつらへ、二ツを飛脚にて江戸へ參らせ、其飛脚のもてつかん日數をかぞへて、残る二ツを調せさせ、うや／＼しく座してきこめす、是大夫人に侍食し給ふ御心ばへにして、且は味のそこねもやすると、恐れこころみ給ふなり、一とせ例のごとく、こころみ給ひけるついでに、配膳のものに向ひて、是にこめし小豆をば、いかどはすると問はせ給ふに、こるものなかりければ、調味せしものにとへとて、問はせらるゝに、いつもすて候ことたふ、其由申上げれば、たちまち御けしきかはり、なんてうさる奇怪のふるまひするやうやある、それ小豆といふは、五穀のたぐひならずや、これ天の人を養ひ給ふたなつものなり、然るをいたづらにはふり捨てるもがら、天罰のなるまじいからせ給へば、御前に伺候せし用人ども、それを粗略にするにては候まじ、君の御拳にて、とらせ給ふ

鳥の内には、こめたるものなれば、下部らにくらはじめん事は、勿體なしとて、清淨ならん所に納るにてこそ候はめと申しよかば、いやとよ人の食料にせんに、まさりたる清淨なる事やある、かゝる事申汝等も、心得たがひたりとて、彌御氣色あしく、以後のこらしめに、其小豆を捨てしものども、急度慎み居よと、申付べしとありしかば、みな籠り居る事七日ばかりして、やうく御ゆるしかうふりけり、常にも供膳の事に付て、あやまちせし事はさまざまありけれども、聊もとがめ給ふ事はなかりき、或時御一族の人、侍食せられけるに、其膳の箸、末そこねてありしかば、配膳のものに取かへて來べき由を申されければ、君きこしめし、いやとよ、それは本を末になして、用ひられよ、あらはにはんには、膳部などの罪かふらんは、不便なるにこのたまふ、又昔より殿の御膳の料は、稻の品定りて、領内よりみつがする掟なりしに、かくては下のわづらひとなりなん、只よのつねの貢の中にて、しかるべきを參らすべしと、仰付られたり、又或時朝夕のものに、白き眞砂の

多くまじりたる事のありけれども、いろまがひぬれば、膳部も見とがめず、其まゝ參らせしに、配膳のものゝ目をもしのびて、ひそかに眞砂を御袖に入れられて、知るものなかりしに、御衣の事とりまかなふもの、いつも、御袖のそこに、かゝる眞砂あるにこそあやこければ、申に心つきて、御膳まるるさまを、よく心付けて伺ひ見て、はじめてそれと知られたり、總て米穀は、粒々皆辛苦なる理を、ふかくしめしめるにや、一粒なりとも、いたづらになる事を、恐れつゝし給ふ、あるとき御鷹野にて、柴折りしきて、かれいひまゐりける折から、一粒地にこぼれたれば、小堀治助爲貞といふ近侍のもの、ひろひていたゞきたうべけるを御覽じ、甚だ御威あり、すべて米穀の、人の口に入るまでは、いかばかりか民の辛苦をつむらん、汝よく此理を辨へたりと覺えて、誠に神妙なり、我も常に疊に落たるをば、かならずひろひてくひぬ、盤にこぼれたるは、膳部のもの、よも捨つまじと、其まゝおく事もありとのたまひき、一右に申つる大夫人、婦徳ましく、常に經書を

好み給ひ、かたへの女房達には、ひそかにときても聞かせ給ひけれども、女の身にて眞名讀み給ふ事、ふかくつゝみ給ひて、御内のものにも知らせ給はざりき、殊につゝしみ深くまじりて、隆徳院殿うせたまひし日にあたりては、月毎に蔬菜をもまゐらす、又諸寺諸社に代參とて、御内のものをつかはされては、其ものゝ歸り來るまでは、茶たばこの類をもたち給ふ、初の程は、それとこるものもなかりけれども、度重りていちぢるしかりければ、女房達、いかなる御心にやと、とひ奉りけるに、女の身にて度々ものまうでせんも便なれば、代を參らせたり、さればこゝろばかりは、みづから拜み奉る思ひをなすなりとぞ、いらへ給ひけるごぞ、昔より家老、用人など、小君にまみえ奉れば、手づから熨斗を賜る式なりけるを、男女はみづからさづけすこを聞えつれとて、かならずものに入れて給ひぬ、かく物事に正しくまじりて、君聊も過ちあれば、かならずいさめ給ふ、君も内の政は、常に此御氣色を伺ひて、はからひ給ひけり、

一安永九年秋の末、當國にまじりける頃、靜證院大夫人、御なやみ以外の由聞えければ、君大きに驚き給ひ、急ぎ關東へ使者を參らせて、營樂のたぬ罷下度よしを愁訴し給ひ、從者共もみな旅支度して、使者のはせかへるを、今やとまぢけるところに、はや十月四日、かくれさせ給ふ由告來ければ、君の御なげき、申もなかくおろかなり、つれづれと喪にこもり給ふ頃、御匂にかく、  
枯芦の塙も寒し夜の鶴  
くだくしけれども、此大夫人の御事、又おもひ出でたる事あり、明和五年の頃、非常の事ども、さまじく打續きて、國用はとんど乏しからんとす、此事等閑に打過すべからず、いでや主從艱苦をもにせよとて、今年より五ヶ年を限り、さらに儉約して、君の御はらからを始め、したじき方々の分料家、中の賜ものまで、押渡して其數を減せらる、唯大夫人の御方のみ、親にて渡らせ給へば、其沙汰なかりけるに、大夫人きこしめしてかゝる際には、我とても、もれぬべきかは、なみく減じ給へと、ひたすらにのたまへば、君もいなみがたく



て、其御旨にまかせ給ふ、かくて安永二年の冬にも  
なりしかば、君の御使として、堀平太左衛門を、  
大夫人の御許に参らせられて、ありつる事もはや  
五年の期過ぎて候、このごの暮よりは、むかしに  
かへし奉るべき由を、仰せ遣はされければ、大夫  
人より隣臣草野兵太夫御使にて、仰かたじけなう  
承りはべる、たゞし此五年の間、雨風などさほは  
事多して、御領の貢も豊ならずと聞え侍り、又さ  
りし頃焼けうせたりし龍口の屋形、ふたたび作り  
出され、きのふけふまでに、やうく事はてぬる  
に、白金の御曹司を、公方の御所の見参に入れ奉  
るべき御催し、御元服の御くはだてさへありて、  
めでたき御事うちつごひたり、されば其用意いく  
ばくぞや、かゝる折しも、分料昔に返し給はらん  
事は、ゆめく侍るまじき事になん、たゞ此程の  
まゝにてこそ侍らめと、申させ給ふ、君謹みて聞  
じめし、重ねて平太左衛門を参らせられて、仰の  
旨かじこまり、誠に難有御情に候、この上はとか  
く申さんことは、其恐れ浅からず候へども、此度  
はことかたの分料、みな返し遣候に、御母公の御

許のみ、もこのまゝにて候ひなん事は、孝養の道に  
も違ひ、冥爵の程も、そらおそろしく候へば、ま  
げて御ゆるしかうふりて、本意のまゝに仕度こそ  
候へと、のたまひ遣されしかば、大夫人も、辭讓  
の御詞なくやおぼしけん、其旨に任せられたり、  
されども御身の分料とて、あながしこ外にすぐべ  
からずと、平太左衛門に仰付させ給ふ、又一とせ  
君中風の御心地とて、御足なやませ給ひける頃、  
物事御心みじかく、近習のもの共にのたまふ事も、  
例にかはりてあはたごしかりければ、大夫人其由  
聞し召して、身にやまひつきては、誰もさるなら  
ひにては侍れども、召仕はるるものども、いたは  
しきに、今少し御心せさせ給ひ候へかじと、いさめ  
させ給ひければ、君大に恐れつごみ給ひ、引き  
かへてのごやかに、昔のまゝにならせ給ふ、其頃  
は御齡も、はや六十に近くわたらせ給へども、兒  
の親を恐れたらんやうなりき、かゝる事見もし、  
聞もし奉るもの、この子この母といへる本文に、  
おもひあはせて、感涙をぬぐひけり、  
「一小君は、久我内大臣通兄公の御女にてわたらせ給

ふ、いかなる御事にや、御年さかりにまじくし  
頃より、御目を煩はせ給ひて、さまざま療治を盡  
させ給ひけれども、其しるしなく、つひにしひさ  
せ給ふ、されども君、聊もすさぶる御けしきまじ  
まさず、僧老の契たがへさせ給はざりしかば、小  
君も亦婦徳まじくして、御みづからは、日月の光  
をも、見奉らぬ御身とならせ給ふに、君未だ御子  
をわたりせ給はねば、いかならん女をも、とく  
く召し給へと、あながちにいさめ聞え給ひけれ  
ば、此井と申す女房をめて、この腹に御世つぎ  
生れさせ給ふ、今一人は、かもんとて、女の重に  
ていどけなきより、なれつかへ奉りけるものゝは  
らに、男子生れ給へども、三歳と申に、世をもは  
やうし給ひ、いく程なく、かもんも身まかりにけ  
り、此二人の外には、御側近くめしたる女房もな  
し、さても世には、かゝるたぐひには、祿多くな  
びて、榮耀を極めさするならひもありけるに、君  
の此女房達を、扶持し給ひけるこそ、えもいはず  
かすかなりし事なり、初めのほどは、二人扶持に、  
金拾兩にもみたざりしが、御子うみ奉りては、聊加

へられきとは、きこえられども、猶ももしかりき、  
大輔殿、御世嗣にさだまり給ひてこそ、やうく  
貳拾人扶持に、五拾兩なご聞えつれ、それすら  
世のためしにくらべては、九牛の一毛なるべし、  
「もろこしにも、婦に長舌ありなごいへるごどく、  
大名の側近くめし仕はるる女房は、口さかしく、  
人の上をもいひ、はては仕置をも、うちくごり  
はからふためし、なきにしもあらず、君深くかゝる  
事を悪み給ひければ、此女房達はいふに及ばず、  
御内にさふらふものは、はしたるのまでも、常に  
いまじめて、かりにも人の上なご、いふ事なかり  
き、  
一君の御姉、ある國の守の許に住給ひけるに、年久  
こくつけ参らせられたる、片山何某といへる侍、  
一とせ君の御はからひにて、役をうつさるべかり  
けるに、守殿、年頃なれつかへけるものなれば、  
返し給はん事、心うくやおぼしけん、御使して、  
今しばらくはかゝておかせ給へ、妻にてわたり  
給ふ御姉君も、さこそそのたもふものをと、いはせ  
られければ、君の御返事に、仰承り候、但し家士

ごもの役は、器量をはかりて申付る事に候、其片山は、此度の役に適ふべくおもふ仔細候間、御旨に任せがたう候、抑姉君のたまふやうこそ、心も得候はね、總て女の身にて、國務の事、兎にも角にも、ないろひ給ひこそ、兼ていさめて候ひつるを、いかでさる事宜ひつらん、重賢が身にとつても、面目なう候と、のたまひつかはされける、御はらからの御事さへ、かくいさめ給へば、御内の女房達、うへもおそれつゝしみけり、

一をのこの御兄弟は、隆徳院殿をはじめにて、御身共に四人わたらせ給ひき、さし次の御弟紀休主は、御心地世の常ならずして、はやうより引籠りてまします、季の興膨主は、御一族の家をつがれたり、御姉妹は、數多ましくけれども、かづゝ君に先だち給ひて、關東に清源夫人、當國に壽鏡院の御方までに、見なせ參らせられしかば、本より友愛深き御心に、猶更他事なく思召けり、一とせ清源夫人、此國の歌枕をも見ばやとて、くだらせ給ひければ、君の御よろこびなのめならず、もろとも、かなたこなたにわたらせ給ひき、これや老

らくの御おもひ出なりけん、君の在國のほどは、興膨主絶えず見參し給ふに、いかに寒き頃なりとも、君の御爐の邊には、さすがに恐れをなされければ、客殿の方に火熾しつらはせて、休息の所と定めおかれたり、一族の家をつがれては、おのづから君臣のたぐひにて、うとくもならせらるべきに、少しも御へだてなかりし事、大かたたくひなかりき、されば興膨主も、一すぢにうやまひ奉らる、ことにあはれなりし事は、天明三年、君關東の御首途の程にや有けん、興膨主に向はせ給ひて、おことの許に、茶室しつらはせられよ、やがて歸り來て、かならず住給ふ所をもみん、其折茶給はらばやとのたまひしかば、興膨主、難有御事にこそとて、なぐめならずよろこび、程なく茶室いとなませられ、おもふまゝに出來にけれども、君のわたらせ給はん時、はじめていれ奉らんとて、其身ばかりにも立入られず、明暮御歸國の程を待れるに、御所勞ありて、滯府まじく、同五年十月、つひに關東にて卒し給ひければ、其もふけもいたづらになりて、興膨主のなげき、いはんかた

銀臺遺事(四)

なし、やがて其年の十二月にこれも身まかり給ひぬ、紀休主も、うつゝなき御心にて、ひたすら君の御別を、なげき給ふなき聞えしほどに、御病もいやまして、同七年九月、むなしくなり給ひ、壽鏡院の御方は、君に一とせ先だされき、天明四年二月の頃なりき、

イニ靈雲院殿の御男子、都て八人なれども、四人は亡失、爰には後迄御存生の數を擧げて四人と記す、

一御鷹野にて鳥の落草を打かこまんとして、御供の侍ごもを、もよほさるゝには、かならず走りてくれよ、急ぎてくれよとのたまふ、是は侍程のものを、遊獵のために、おごそかにさしつかひ給はん事を、はぶからせ給ふなるべし、又外様のものゝ心ばせをも、しろじめさんごにやありけん、御狩のたびごとに、かならず番方を、一組二組宛めしぐせらる、或時晝のほど、しばし鷹をやすめておはせしに、そこに鶉の候と申ものありければ、たはぶれに投網にて、とらせ給はむとて、御臂にかけて、このびくりに立寄せ給ひ、はや間近くなりける時、かたへにありける番方のもの、いかど心得たがひけん、御鷹の折のやうに、やり聲をふと立てしかば、鶉おごろきて飛去りぬ、あはや御けしきそんじぬべしと、見奉るほどに、からくともわらはせ給ひ、聲はいらざりけるものをとて、御臂の網をおろさせ給ひければ、人々うちごよみ笑ひてやみぬ、其日の夕ざり、やすらはせ給ひける所に

て、近侍の者、あやまりて鷹の足緒に、そこさはり  
ければ、大きな御聲にて、こごとくしくしから  
せ給ひき、此二條をおろかなる心にかんがへ奉る  
に、外様のものは、御氣色そんする程ならば、恐  
れおもひて、畏りを申すべし、近侍は馴れ奉りて、  
つねの事におもひなし奉れば、御心おきなかりけ  
るにこそ、かりそめの事にも、かく御遠慮の程、  
大かたならざりき、されば御供のもの共も、皆勞  
をわすれたり、或時鷹匠御鷹をすゑて参るとて、  
細道の所にて御供の侍共に行きあひて、御鷹にて  
候ぞ、そのき給へと申ければ、御待候ぞ、そのの  
き給へとぞこたへける、君間近きほどにて、この  
問答を聞き召して、打笑はせ給ひ、とがめ給ふ御  
氣色、いさゝかもなかりき、

一御鷹のみにはあらで、さかしき山のしと狩、廣き  
原のおひ鳥狩など、數多度の事なりき、それは家子  
郎等共の、歩立の達者、馬上の自由の程を、見そ  
なはして、武事におこたりなからしめむとなり、  
其狩場かけひきのさま、賊にいさまじかりき、事  
ながければもらこつ、

一殿の狩に出で給へる時、其所の郡代必ず御供につ  
かうまつる定りなりしを、郡代は民を治むる職な  
り、民の事はしばしもゆるすべからず、遊獵に従  
ひて、もし職務闕如せば、はかりなき民のわづら  
ひなるべしとて、君の御時より、此事ながくとど  
めらる、又阿蘇といふ所にて、山がたつきて、狩  
くらし給ひければ、其わたりの民ども、手に手に  
續松さして、星のごとく出來たりしかば、いかな  
る事にかと、所の長にさし給へば、かゝるとき  
には、君の御かへるさをあかし奉らんとて、昔よ  
りかくつかふまつる掟にて候と申ししかば、夜晝  
しばしのいとまなき民を、我狩のためにわづらは  
さん事、ゆめ／＼あるべからざるわざなりとて、  
みな／＼かへしやり、例の提燈ばかりにて、かへ  
らせ給ひ、やがて國中にふれて、此事をもながく、  
とどめられたりけり、

一御狩にて俄に雨のふり來らん時、侍共御傘など申  
せば、われはぬれたりとも、ぬぎかふべきものも  
乏しからず、供さふらふ下郎どもは、きる物一ツ  
をだに、得もたぬものもおほかりなん、それすら猶

ぬれ／＼ゆかんに、我ひとり傘さすべき理なしと  
て、めさず、又ひめもす狩行ひ給ひては、さこそ  
つかれ給はんづれども、たゞ／＼しき夜の道を、  
五里も六里も必歩より歸らせ給ふ、風雨はげしき  
夜など、今宵ばかりは、馬にも駕にもなし奉らん  
と、御供の者共ひたづらに申せども、つかれたる  
は、我も人も同じさまの事なり、ひとりやは、さ  
やうのものにのるべきとて、つひに一度もめさど  
りけり、

一家士不破萬平昌之、常に語りけるは、安永の頃、  
山鹿の郡代つかふまつりしに、君其わたり、三  
日四日おはしまして、狩し給ふ事のありき、山鹿  
は國府より、はるかにへたよりたれば、かゝる事  
はいごまれなり、殊更職務もいとまあるほどなり  
しかば、御ゆるしかうふらば、日毎に御供につか  
ふまつらん、もし頼の事も候はんには、御狩場  
にても、御いとまたびてんと、近習につきて望申し  
しかば、仔細あらじ、但職事もかりそめの事は、御  
前にて裁判つかまつれなど、いとねんごろにの  
たまひき、或日十三部原といふ所を狩らせ給ひて

かれないひまいらんとて、猿川塚とかいへる渡に、  
しばしうちやすみておはしに、原のあなたに、  
畑おびたしくしたり、火炎にやあらんすらん  
と、いぶからせ給ひて、誰かある、見て参れとあり  
ければ、近習のもの、萬平とくはせ、むかつて候  
と申す、心早きものなり、さありつらんとて、御  
氣色よかりきと、のちに承りぬ、ほどなくはせかへ  
りて、別の事も候はず、畑のもの、からをやき  
捨つるとて、山のごとくにつみて、火をかけたる  
にて候、あたり近く君わたらせ給ふもはどからず、  
けふしもかゝる事仕出で候こそ、おそれ存候へ、か  
つは臣等もいましめおろそかなるに似たりと、近  
侍につきて畏りを申ししかば、農民どもの、おの  
がわざをいとまんに、何のはどかりかあるべき  
とて、御けしき彌々よかりき、さる程に其萬平は、  
糧つかひはてたりや、見て参れとて、近習のもの  
を遣はさる、其者はせ來りて、かくと申ししかば、  
とくつかひはて候と申れども、猶おぼつか  
くやおぼしめしけん、たしかにうけたまはれとて、  
重ねて遣はされければ、昌之謹みて、誠に難有御掟

候、たゞし食事は、かたのごとく仕て候と申上ければ、さらばとて立出でたまひけり、昌之誠はいまだ食せざりけれども、さ申さんには、食事のほど待たせ給ふべき御氣色なりければ、かくは申つぞ、そこより烟をたてし所までは、十四五丁もやありつらん、夫を引きて歸る程またせ給ひつれども、となる事なしと聞しめしては、とく／＼たゞせ給ふべきを、猶小臣の食事の上を、思召すれ給はざりける事の、心肝に銘じてかたじけなく覺えつと、涙をぬぐひけり、此物語なほざりに聞きては、さばかりの事は、世の常のことなり、昌之が感激、あまりなるやうにもささるれども、すべて大名の御内にては、外様のものは、常に君の御あたりにはむらう事もなく、たま／＼かゝる御情を身にうけては、さこそおもひつらめ、されば人の君たるかたは、一言の下に、人の心を得させ給ふ事、重祿厚賞にもまされり、それをいかにといふに、重祿厚賞は、定れる式もありなん、たゞかりそめの御詞のはしにこそ、御情の程は顯はるれ、さては一言の下に、人の心を見失ひ給ふ事も、

なぞらへてしるべし、抑將たる人は、士卒未だ食せざれば、飢ゑたりとも、敢てくらはすこと承はれ、太平の御代には、御狩などにこそ、かゝる事もおもひ合はるれ、「此君の御心ばせのごとくならまじかば、誰かは死を軽くせざらん」、  
一 參勤の折からは、常に豊後國の内、君の領分鶴崎といふ所より御船出し、播州室津に押渡して、夫より陸路をうたせ給ふ、御供の船は、播磨の沖をおひて、難波につくる定なり、安永四年、例のごとく室津に付け給ひし時御船の指揮つかふまつる野間文左衛門、鏡寛治といふものをめじて、いつも難波につきぬべき御供船は、君の船におくれ奉らじと、雨風もいとはず、おしわたるとか聞しめす、志の程は、誠に神妙なれども、かくてはいかなるあやまちもやあらんすらんと、御心いため給ふこと一方ならず、船路のならひ、雨風にさへられて、おくれ奉らんは、何かくるじかるべき、今よりは相かまへて、よく／＼空のけしきも見定めて、船出すべき旨命じ給ふ、又常にのたまひけるは、郎等ごもの難波に渡海せん、おもはざる難風にあ

ひたらんは、むげに力なし、それすら水主、掛取、心をあはせ力を盡さば、つゝがなくもなりなん、たゞ船の修覆、おろそかにして、朽そこねたる所あらんは、みづからまねくわざわひなり、常に心を盡して、ゆめ／＼おた／＼るべからず、此旨船手のもの共に、よく／＼さとしおくべしとなんのたまひき、  
一 殿の御座船は、むかじより聊も節なき材をえらびて作れり、さばかりの大船の材は、うちまかせても、たやすかるまじきに、まして節なからんを求め出ん事、さうなき大事なり、さればつねに天下にもとめ、たま／＼式にあひたる材あれば、數千金をなげうち、必かひえて、不時の用に備ふ、君此よし聞し召して、従者共の船をば、いかゞはするご問はせ給ふ、それは節をえりぬきて、あとを補ひ候と申し、かば、さらば我が船も其定にせよ、さりともたやすくそこねはせじ、節ある材は、かならずあやふき程ならば、従者共の船をも、皆節なからんをもてこそ作らめ、さらばは従者共を、あやうきものにのせて、われひとり堅固にかまへ

たらんは、何心地かせん、もじふしありても、あやうからずば、今までのやうに、いたづらに財寶をつひやして、國のわづらひとなりなん事、おごりの沙汰なるべしとて、夫よりは御船の材も、ふじのきらひなく用ひさせられたり、  
「いづくにかありけん、やん事なき御方、やゝもすれば、御内のものを手討し給ふよし、君さこしめして、同じ人なるうへ、主従とまで頼みつれば、わきてふびんにこそし給ふべかめれ、何とてかくまでつれなくは、わたらせ給ふらん、そこに召じつかはるゝものごも、さこそいふせかるらめ、されども累代の主君なれば、義をおもひて、えはなれ奉らぬなるべし、よ所に聞くと、胸ぐるじきわざなりとて、そごろに涙をおとし給ふ、」  
一 君の御月代に参りたるものには、いつもあやまちして、血あへてもくるじからぬぞ、月代のさすは、はやくいゆるものぞと、のたまひき、  
一 一つの年の參勤にか、木曾路をうち過ぎ給ひけるに、ある客館にて、あるじの男、むかじ御先祖三齋君の御宿に點せられし事の候ひし、其時の御名札

とて、持傳へて候とて、とり出し御覽せさせしに、まがふかたなきものながら、今の世國主達のせき札といふ物には、はるかに長おとりたり、扨從のものに仰せて、其寸尺をとらせて、今より後は、此式に可仕よしおほせつく、東海道などの客館に、家々のせき札かけおきたらん時、見ぐるじかるべしと申ものもありけれども、かうやうのもの、先祖に超過せんは、よからぬ事なりとて、用ひ給はざりき、少將に任じ給ひければ、御宿札にも、肥後少將と書せ申さん、通例じかなりと申ものありけるに、ほこらしき事なせとて、もとのまゝに書かせられたり、

一御養生のためにやありけむ、桑の飯とて、桑の若葉を加へてかじぎたるを、このみまわりければ、夫をだにとて、旅行の宿々にても、割子取まかなひけるものども、かならずいとなみてすゝめけるに、一とせ木曾路にて、其ものまゝるまじきよし、仰ありければ、御供の者共、たじみは誰とても限りあるならひ、今はあかせ給ふにこそと、さぶやきけるに、二宿三宿程過ぎさせ給ひて、又參らすべ

きよし仰ありけり、事のやうをつら／＼かんがふれば、其參らざりけるあたりは、専ら蠶飼をわざとする里なりき、さてはかりにも民のわざをさまたがりじこの事なりけるよと、はじめて思ひ知られたり、

一ある日、台命の御使、あるべきにて、とくより禮服かひつくろひて、客殿に出て待居給ひけるに、やゝ時刻うつりければ、こづけ參るべきよしのたまひて、急ぎ奥の方に入らせらるゝに、村松長右衛門といへる近習のもの、殮飯もて參るとて、大廊下の曲途にて、はたと君に行合奉りて、御胸のわたりより、こづけをしたゝかに打かけたり、其折こもはや上使只今なりと告げれば、あはて御衣服ぬぎかへて出で給ふ、長右衛門大きに恐れて、近習の長に、いかゞはせんとはからへば、君の世にすぐれて、上使なごうやまひつゝしみ給ふ程は、御邊も兼てしりつらん、常は兎もあれ、けふにあたりて、かゝるふしぎ仕出たらんには、いかなる御咎かうむるべきも斗がたじ、まづ畏り居よといへば、長右衛門彌おそれて、とある所にひそまり居たり、

程なく上使を門送りして、立かへり給ふやいなや、長右衛門とめす、長右衛門おそれ／＼、御まへに參りたれば、よかりつるぞ、間にあひたり、さてもあやうき事なりき、然れどもいそがはしき時は、かゝる事もあるならひぞ、くやしくなおもひそこの給ひて、御氣色常にかはらせ給はざりき、  
「一とせ關東の館にて、蹴鞠の遊せんとして、物の用にたつまじき、ゆがみたる木細竹にて、かゝりをしつらはせられたり、常に心安く參られける人々、君にむかひて、此頃松平何がし殿に、蹴鞠に參りて候ひしに、かじこのかゝりは、うるはしくこそ候ひつれ、君は夫にはまさりたる、大名にてわたらせ給ふに、あまりに見ぐるしく候、御内の人々に仰せて、作りかへさせ給ふべうもやと、申されければ、君うちうなづきて、斯くまでへだてなく聞え給ふ御心ざしは、悦入候、但某國貧しくして、家中の者共をさへ、おもふやうに扶持し候はず、かゝる遊び事に結構を盡し候はん事、おもひもよらず候、少しにてもとくづきて候はと、家來共に、物をも心能く喰はせたと、存る斗りに候と、の給

ひしかば、申し人も、しばしは言葉なくて、感涙を流されけり、  
一常に鷹をすゑ給ふ袖に、革をたゝせて、縫付けさせられるを、或時公義の御鷹匠、何がしとかいひける人、見參らせて、何の御ためにかくはと申されければ、別の事なし、やゝもすれば、鷹の喰やぶるが、うるさきにこのたまへば、げに／＼かじこ

き御はからひなり、今よりはおのれも、かうこそ仕らめとて、重ねて參られける時は、誠にはなん／＼しく付けられたり、君御覽じて、此事は費をすくはん爲めなれば、それがしには、鐵炮など入れたらん古き皮袋の、用いたゞざらんを取りて付させたり、然るに人々は、新しき革をもとめて、付けられたりと見ゆれば、費はなかく／＼まさりなんとて、わらはせ給ひぬ、  
一先々殿の御飯は、一釜づゝかじぎ、其内出來のよきを奉り來りしに、君聞しめて、かじぎ損じたらん時は、兎もかうもすべし、常に其用意したらんは、奢らしきわざなりとて、一釜づゝに定めらる、又夜の物もかならず、其時いとなみけるを、夕げ

の残りにて事たりぬとて、冷飯まわりたり、  
一薬方の役人といふもの、昔より定めありけるを、  
君きこしめして、ことごとくしきわざなり、薬を服  
せん時は、茶屋などにて事たりなんとて、夫をも  
やめられたり、

一常にのたまひけるは、世の中に多きものを、水火  
とぞいふなる、されば水をば、いか程つかひても、  
妨げあるまじけれども、其水をおほくつかひすつ  
るものは、なべての物をもつひやす事、必多きも  
のなり、能く心得べしとなん、又料紙もたやすく  
求めらるゝものなれども、さりとてゆめくおろ  
そかにすべからずとて、物を包みて奉りたるをも、  
みなく其儘とりおかせて、内々の御消息などは、  
それにかゝせ給ふ、又近習のもの共、簿帳など綴  
ぬる事あれば、其たちはしを、かならず竹釘にさ  
ゝせて、御かたはらに置きて、かりそめの事は、  
みなそれに書かせ給ひき、

一寶曆の頃にや、武具薬器ならざらん雑具に、金銀  
用ふべからずと、家中に掟出し給うて、御身もお  
ごそかにかしこく守らせ給ふ、或時御傍に宿番つ

かふまつるものども、用心のためとて、ひねりと  
いふものを作らせける、其かざりに銀をもちふべ  
きかと申しよかば、君聞しめして、夫は武具のた  
ぐひなれば、さもありぬべし、たゞしそれにもち  
ひん料をば、われたくはへもちたれば、あたふべ  
しとて、袋戸の内より、一つの箱を取出給ふ、見  
奉れば、銀にて作りたるこはせといふ物を、あふ  
るゝ斗もりたり、さしてのたまひけるは、若かりし  
時より、鼻紙ぶくる、たばこ入などいふものに、  
此こはせ付きたるがあたりしく覺えしかば、常に  
取置きたりけるが、今かゝる事にもちふるばかり  
つもれりとて、たびたりけるに、ゆたかに其もの  
に用ひても猶あまりありき、實に露ばかりの物も、  
いたづらになす間じき事なり、

一あるじまうけたまひける時、着のしな、無下に  
すくなかりければ、用人等、斯てはおろそかなる  
やうにや候ひなん、今すこしは加へて参らせばや  
と申しよかば、いやとよ、大名はこのまじき物を  
ば、わが宿にていかさまにもめしなん、人のかたへ  
行きては、しづかに物語せんすこそ、心なぐさむ

わざなれ、然るにさまぐの物取り出で、わづら  
はしく進めむは、尾籠のふるまひなりと、ある老  
人の申されしこそ、心にく覺えきとなん、のた  
まひき、

一御寢所にいらせ給ひつる時も、宿番のもの共、聲  
高くのゝこるを、かじかまじなど、制せられし事  
は、一度もなく、やすらかにいねさせ給ふ、た  
ゞ小聲にやく事あれば、御耳にひゞくとて、御目を  
覺し給ひし故、黄門光國卿、かくおはせしと申者  
あり、いかなる故にか、

一江戸にてある國主の館に、わたらせ給ひけるに、  
供膳進められし時、御箸とらんとし給ひけるほど  
に、ふとあるじに向ひて、年の寄りて候へば、し  
ばしも用をしのびかね候、無骨御免候へとて、つ  
とたちて、障子の外に出給へば、配膳のもの、案  
内申さんどて、御跡に付きてまわりけるを、側近  
く召して、誠は用をかなへんとはあらず、唯今  
飯椀のふたをとりたるに、いかどしたりけん、い  
まだ飯をもらぬにてありしかば、本のまゝにそと  
ふたをして立ちたり、我しばらくこゝに有りて、

座敷になほらんする時、物皆ひえはてつらんと  
て、なんじ取かへて参らすべし、あなかじこ、  
主の殿にならせ奉りそ、かくとしり給ひたらん  
には、けふのまうけ承りたるもの、つみかうふる  
事もやあらんと、さゝやき給ひければ、仰のまゝ  
に斗ひたり、かじこの侍共、ひそかに此事聞傳へ  
て、難有御情なりけりとて、皆涙流しけり、其内  
に何某といへるもの、次の日龍口の屋形に参りて、  
近習につきて、きのふのかじこまり申て、今にも  
不思議候ひなば、譜代相傳の主に、一命を奉らん  
する事は、言にも及ばず、それにさし續きては、  
物の用には立たずとも、此殿の御ためにこそ、が  
ひふんをもつくさめと、誰々も申あへりとぞいへ  
る、

一本武田長春院トアリ、イニしめやうに見参せんとて助ひ來り  
一或時柳川城主立花殿見参し給ひける、御まうけに、  
卯月頃にやありけん、茄子を供しければ、あな珍  
し、今ほど世にあるべしとも覺えぬにとて、興せ  
られしを、君聞き給ひて、誠にけふは其このとく  
にて、重賢も珍ら敷物たうべたり、總て物の世に  
珍じき頭は、價殊に高し、しばらく日を経て、お

ほくなりてたうべんに、何かくるしかるべき、されば常には初物などいふもの、ゆめ／＼もどむべからず、されどもまろふどのもてなには、志のほごをも見せまゐらせんすれば、其限りにあらずと、兼て墓所のもの共に申示したり、けふそこ來り給はずば、いかでかゝるものたうべんと、のたまひき、

一又國の菩提所妙解寺にて、寺主あるじまうけせられけるに、花豆腐といふものを參らせたり、それは豆腐ををかしくこしらへて、紅にて色繪などして、興ある物なれば、下法師などは、是をけふの設の詮とおもひたるに、君御覽じて、かゝるひなのはてまで、喰物にいたづらのたくみをして、財をもいとまをも、つひやす事こそうたてけれ、いかにしたり共、味はかはる間敷ものをこのたまへり、又此寺にまうで給ふには、鹽屋町といへる市を通り給ふ、その店に、あらひこといふものを、繪などをしたる紙の袋に入れて賣けるを、ある時君駕の内より御覽じて、我領内にも、かゝるものを賣かふばかり、はや華奢になりたり、これ國の

まづしからんもどむなりとのたまひて、うれへおそれ給へり、

一同じ寺にて松洞といへる遁世者、侍食する事のありしに、此頃は當國の豆腐の制法、委しくなりて、都にもゆめ／＼おとるまじう覺え候と、賞し申ししかば、君聞しめして、我は夫をうたてしく思ふなり、いなかはいなかにてあらんこそ、よけれとぞの給ひし、又或時の御物がたりに、此國の若者共、何とやらん、ものにうつろひ安き風情の見えぬるは、人の心の輕薄になり行くにこそと、いと口をしとのたまひき、松洞退いて、したしき者にいへらく、むがしつかへてさふらひし程は、朝夕に德音をうけ給りけれども、常の事におもひなご奉りて、過つる事のくやしきよ、今隱遁の身となりて、たまさかに御誕承りては、心肝に銘するものをとて、此二ヶ條をぞあけらる、

一明和九年二月の火災に、龍口の屋形焼亡して、白金に移り住せ給ひける頃、そこに「富士見の亭とて」かたばかりの亭のありけるに、大輔殿住ませ給ひける、ある夜わたらせ給ひ、つれ／＼なぐさ

めんどて、さふらふ人々を御まへに召して、酒給ひければ、皆々ゑひて笑ひさゞめき、君も深く興に入らせられる時、いかなる頼の事かありけん、堀平太左衛門勝名、龍口より馬をばせて參れり、近習其由申ければ、忽ち御形を改め給ひ、夜もふけ殊に寒きに、老人はる／＼參りたれば、さこそつかれつらめ、しばしやすらはせて召せとて、御座を正しくして待ち給へば、ありあふ人々いきをつめて、ひそまり居たり、やがて御前の人を退けて勝名をめし、このやうをさかせ給ふ、やゝ久しくして、御暇たまはりて、龍口に歸りぬ、すべて今宵勝名参りしより罷出づるまで、諺にいふわきたらん湯に、水さしたらん様に、雜人ばらまで、ひそと鳴をこづめたり、君の老臣をうやまひ給ふ事、如此なりしかば、勝名に委任し給ふ事、三十年ばかり、中をさゞゆるものもなかりけり、

一或時微祿なる近習のものに、汝は父母ありやと、問はせ給へば、老たる母をもちて候と申す、それはめでたき事なり、されどもさこそまづしかるらめ、總て老いたる親もちたるものは、其養ひに力を盡すを詮とすれば、さのみ儉約をもちならず、かならずまづしかるべし、されども其貧窮は、樂しき事なるべしと宣ふ、

「一奥にて何事かありけむ、いそがはしく立ありき給ひけるに、そこにさふらひける女のひざに、そと御足さはりければ、御手をいだして、いたゞき給ふよし、させられけるを、女のこをもつたいなごとて、かじこまれば、いやとよ、同じ人なるものをと宣ひきとぞ、」

一常の御座より、表海の御座敷へ參り給ふあはひに、少しの庭ありて、沓をはき給ふ所あり、其度毎に次番の侍など、沓をすぐ様なをし出せば、必御手

出し給ひ、いたゞき給ふ様にしてはきもひて、命じ給ふには、汝等必ず直す事なかれ、士たる者のすべき業にあらず、我手してはきつらんに、何かくるしかるべきと、おして宣ひつれども、捨置べきにあらす、直さざるべし、會釋なしにははき給ふ事は、更に一度もなかりき、

一或時松のをかしき木ぶりしたるを賣物候、御庭に移し植ゑ候なんやと伺ければ、夫は天然か、作れる木かと、問はせ給ふ、作りたるにて候と申ければ、我は作れるものはきらひなりと宣ひき、實にや人も氣質はさまざまにかはれども、直だにあれば、みづからの御物好をたてず、相應に用ひ給ひき、只偽り作れるものをば、いときらひ給ひき、

一いまだ侍從にてわたらせ給ふ頃、常にへだてなくかたらひ給ふ國主の、その御勤も年久しくなり候ひぬ、今は少將に望をかけ給ふべうもやと、ありしかば、いやとよ、家中の仕置だに、いまだ思ふ様に調ひ候はねば、轉任など望むべき身にて候はずと、こたへたまひき、其後少將に任じ給ひて、又年つもりければある國の主、中將になし奉んと

て、さまざま斗ひ給ふ事なごありて、今は事とげぬべくなりぬ、されども殿の御家には、宰相は先規ありしかど、中將なかりければ、そと表文さうげ給へど、の給ひければ、表文をばいかど書かせ候はんやと問はせ給ふ、別の事も候はず、數年勤候間、轉任を仰付度と書かせ給へど宣へば、夫は思の外なる事に候、さ様にはえこそかゝせ申まじけれ、某何の功勞もなくして、みづからすすめ候はん事、世の謗も耻しく候、且はさる事仕て候はんには、家中のもの共が、われもいと、立身加祿をみづから望申さんに、何ぞか沙汰仕候ひなんや、その御情はさる事にて候へども、其表文なうしては、かなひ難き事に候は、いつまでも少將にてこそ候はめと宣ひしかば、其事はやみにき、

一天明五年、御所勞いたく重らせ給ひて、御おきふしも、左右よりたすけ參らす頃、御寢所の疊のやれて、御足にさはらん事のうたてければ、取かへまほしと、近習のもの共いひ合ひけれども、さ申さんにはよもゆるし給はじとて、用所にましまし程に、こと所の疊とりかへて敷きたりしを、

御歸さまに、御目とく見咎め給ひ、誰かかゝるよしなき斗ひをせじとて、以の外に御氣しき損じ、折ふし堀本一甫老、あたりになふらはれけるに、向はせ給ひて、いかに一甫、是みられよ、疊のやれたりとて、何かくるしかるべき、我常につひえをじりぞくるを、近習のもの心得ずして、我には知らせず、やゝもすれば、かゝるふるまひをする事の口をしさよ、さいへばあまりに吝嗇するやうにもあらんすれども、我一生のほどは、かばかり心を盡したればこそ、此頃の凶年にも、領分の民共、餓死をばさせざりしが、今はやみほれて心もどどかす、唯いはでこそやみなめとて、いぶからせ給ひき、かく宣ひしは、九月の末の頃なり、遂に次の十月の末に、かくれまじくき、あはれ此御誕をば、此國の民ども、家ごとにかゝげおきて、朝夕に拜み奉らば、冥加にも叶ひなんかし、

一妙應院殿、をさなくおはせし頃、關東にて、時の執權の御許に、家老長岡勘解由延之を召て、御物語の席に、故肥後守殿、國用ともしくして、物多かりたりきと宣ひしが、今はさやうの物をも償ひ

はて、國もゆたかになりつるやと問はせ給ふ、延之謹てさん候、今とても償ひも得仕らず、國もまづしく候と申す、何とてさやうには有りつるかど、重ねてとひ給ふ、延之申けるは、六九いとけなく候に、大國を附し置き給へば、いかなる不思議も候ひなん時は、おもふ程の忠勤をも仕候はんとて、分に過ぎて家子郎等を扶持し置候、夫に凶年うち續きて、何年も力に及び候はずと申し、かば、公務軍役などの爲めに、そこばくの用途を取わけおかれきと、故守殿宣ひぬ、夫は今も有りけるやと問はせ給ふ、誠にさ様の内々の事をも、殿にはつゝます聞え奉りたるよし、肥後守候ひし時申てければ、げにも其料は今も候へども、年をおひてへる事は候へども、増す事は候はずと、延之こたへけりとなん、夫より此かた、君の御時まで、代は四世、歳は百三四拾年ばかりにもやなりぬらん、其間に新知加祿たびたる事、またいくばくぞや、君のはじめより、世滅のおきてありつれども、なほ物の數にもあらで、誠に國の高には應せざりけり、されば時々の扶助のゆたかならざり



けるも、うべならずや、君此事を深くうれへさせ給ひて、世にはいみじき聞えまじく、けれども、御心には事ゆかすのみ、常に思召たる御氣色なりき、あるとき懐中袋のそこねたるを、修理せさせて用ひ給ひけるを見奉りて、近侍の者共御大名の御物には、あまりに見苦敷候、新らしく取かへて参らせばやと申しかば、いやとよ、家中の者共が、貧窮にうきめみるらんと宣へば、夫をば貧窮ならざるほど、物給はらせられ候へと申しかば、夫が心に任せねばこそとて、うちしほれさせ給ひしこそ、ありがたかりし御事なれ、かゝる御心のそこを知り奉らぬものは、此君の儉約は、節に過ぎたり、逼下とやらんに近かるべしなど、つぶやく事も有りぬべし、冥慮おそろし、

「一何國にか有りけん、御年若き大名の、才學優長にして、萬にいみじくましますよし、近侍の者共語りあひけるを聞しめして、誠に今の世の俊才なり、たゞし韓非子などを好み給ふらんと、覺ゆる所の有るぞよとぞなん、」

一むかし登城の御歸るに、白金の御曹子の御許に

渡らせ給ふべきにて、御まうけなごありて、巳刻斗より待たせ給ひけるに、はるかに日たけて渡らせ給ふ、いかで例に違ひてかくはと、人々いぶかりければ、けふしも營中にも、やむ事なき御方めされしかば、御部屋に参りて、御物語に時移りぬ、いたうこうじたり、先裝束ぬぎてこそとて、御袴の紐とく、さてもけふの御方、政をば如何心得させ給ふべきと、ふと問はせ給ふ、のぞかなる程ならば、いかに申なんつれども、かくさしあてふとはれまひらせて、一言にはいかゞ答へ奉らんと、思ひわづらひつれども、申さずやむべきならねば、兎にも角にも人を得させ給ふべうもや候ひなんと、こたへ奉りき、いかゞありつる事ぞ、いとおぼつかなくこそと宣へば、さふらふものども、かここう聞えさせ給ふものかなと、感じ申ければ、人々もさ思へば、ひが事にてはあらざりつるよな、さても我も罪ゆるされぬべしとて、御氣色悪からず、抑此御答のめでたき事は暫くおきて、君の御聰明にて、夫程の事答へさせ給はん事は、いそたやすかるべきを、かくまでおそれ思召つる御つゝ

しみの程、難有御事ならずや、臣愚うや／＼しくおもひみ奉るに、是は時にとりての御答のみにはあらずして、常々の御心ざりの、おのづから御詞に出でたるなるべし、政の主要何事か是にしからん、

一御年たけ給ひても、夜の讀書怠らせ給はざりしに、燈の影にて、やう／＼文字もさだかならずならせ給ひしかば、燭を點せさせられけるに、蠟みじかくなりぬとて、度々さしかへんは、費ゆるわざなりとて、木にて同じ形を作らせ、蠟や／＼みじかくなりぬれば、夫にさ／＼せて、本まで残りなくもゆるやうにはからひ給ふ、常にも近侍の者共、さりぬべき仔細ありて、蠟燭あまたとしつれば、宣ふ事もなし、只其事はて／＼、しばしもいたづらにもし置く事を、いたく制し給ふ、かりそめの事のやうなれども、是は君の物を用ひ給ふ節度ならんことを覺ゆれ、一切のものは用を辨ふ爲めなれば、大名の御許などにて、事にあたりて用ふべきに、もちひざらんは、吝嗇なるべし、唯事なからん時に、いたづらに費やさしめざるを、儉約とはいふ

べし、君の御心おきのごとくならば、萊公燭涙の奢もなく、公孫布被のそしりもまぬかれ給ふべし、一君の字は子明、始めの御名は紀雄、又は利涉と遊したるものもあり、世に銀臺侯とも、熊本侯とも申奉る、御俳名華裏雨と記し給ふ、江都龍口の館に表海樓、鸞嘯閣あり、肥後熊本のおまし所を、濠洲園、披雲閣と名づく、南郭服翁、大川上人など寄題の詩ありき、

一御年若かりし程は、かなたこなたに、書牘の往復せさせ給ふ、夫がうちひとつをあげて、こゝに記す、

呈樂山公子

東都分手甚艸々、不能盡懇懃、至今瞻望不已矣、盖浹旬而歸敝邑、驛路山川悉足觀也、唯憾不使足下見之耳、九州斗大、無足與語者、益思足下不置也、越子聰計已還家矣、不知有書疏奉左右者耶、爲勞致意耳、盖足下高誼、不隱肺腑、告以經國事要、而辱有造于不佞也、繼之風雅篇什、陽春之調、幾乎寡和、不佞負詩債日久矣、愧之愧之、伊達侯豪氣未除、磊落魁偉、在百尺樓上、白眼

見世人、眞足下之益友、而不佞所畏也、又善國士遇仲英、觀其與仲英書、剛直自持、不阿所好、碌々儕輩、豈易交乎、答書亦愷悌可喜、仲英不墜家聲、可謂南郭先生無子而有子矣、獻春朝觀畢、上鑑湖臺、重臨篠池、同顧菱茨芙蓉鴻雁、以與觀於賢者之樂焉、則亦復愉快如何、時暑酷、伏惟自玉、需有嗣章、昭諒不備、

一御著述とて、じたりがはに政道の事など、書かせ給ふ事はかりにもなかりき、只歴史のうちに、面白くゆかしき事どもを、蒙求の標題のやうにつづらせ給ふ事有しかども、未だ終らねばとて、名をだに付給はざりき、又鷹と馬とは、同じほどのものなりとて、其理をかよはして書かせ給ひしものあり、是も名などはなし、問一本作元紛問録とて、むげにいやしきことわざを、筆のすさびに、書きあつめ給ひければ、みぐるしきものなり、あなかしこ、人になみせそ、とくやき捨よは宣ひおかれき、  
一寶曆九年八月廿日、御先祖幽齋君、百五十回忌に當らせ給ひければ、竹原勘十郎玄路に仰せて、そのかみ土佐光興がえがき奉りし、寫眞の御影を

うつさせ、都にのぼせて、有栖川職仁親王に、幽齋君の和歌三首の染筆を請給ひ、風早三位公雄卿も、歌など贈り給ふ事ありし頃、寄月懷舊といふ事を、人々にすゝめ給ひて、御自らもかく、  
くもりなき影にむかしのしのばれて

袖はなみだの秋の夜の月

一御年老いさせ給ひて、十人の唱和九人はなすと申斗になりければ、常さへつれづれにのみまじくけるに、折しも秋の夜長うして、あけがたく、獨り欄干に寄りて、月を詠め給ふに、夜風身にしみて、いとどむかしをおもひ出で給ひければ、

龍溝邸第夜將闌、明月西風獨倚欄、筆似木華東海賦、樓同庾亮武昌看、昔時高調空歌罷、今也朱絃誰復彈、獨坐蕭條懷舊處、秋來白髮不堪寒、  
右懷舊

一天明五年の秋のはじめより、御所勞重らせ玉ひ、神無月の頃、はや頼みすくなくならせ給ひけるに、時雨の音しければ、

しぐるまはあかり障子におとばかり  
さても此てには、何とかゆゑしく聞えければ、人

人いとど心細く覺えけり、其の月の廿日頃よりは、大輔殿をはじめまゐらせて、老臣どもを、ひたすら召て、御跡の事をぞねんごろにおほせおかれける、

一九皇の鶴は聲天に聞え、一室の言は應千里と有りとなん、君の保ち給ふ國は、日本の内にとりても、筑紫のはてなりにして長をたち、短を補ひたらんに、方三四十里には過ぎるべし、然るにいみじき御聞えのもろこしまでおよびけるこそ不思議なれ、たとへば明和八年の頃、家士綾部孫助といふもの、役にさよれて、肥前の國長崎にありけるに、其頃しも同じさまなる諸國の留守居といふものを、唐人ども己が旅館に請する事ありしに、孫助も行きぬべき由、兼て聞えければ、唐人共なくめならず悦びて、游動といふものことごとくしく招状を書きて送りぬ、其日はきらびやかによそほひ、うるはしさあるじまうけなど、例の事なれども、いつよりもすぐれて、よろこべる氣しきにて、黃維幹、王世吉などいふもの、さまざまもてなし、おのが國の樂奏してなぐさめたり、詞はもとより聞知るべ

くもあらねども、譯者につきて申けるは、抑肥後侯の賢明にまじく、聖の道を崇み、學校を建てさせ給ふ事など、もろこしまでもかくれなし、おのれら幸ありて、其國の人にあひ見奉りぬ、異いにしかりて、斯と語らんには、何の家づとか、是にしかんとて、ぬかづきてよろこび座敷にさふらふなどのもの、皆孫助がかたにのみむかはれて、一本むちかれてとかたはすさまじきばかりなりきとぞ、  
一又ある年、長崎に來りし宋紫岩といふ唐人、奉りし詩に曰、

恭頌

肥後侯徳政、五言三十韻、并祈 教正之、

柱石隆千古、嵩山祝九天、三台呈炳耀、百辟綴班聯、霖降蒼生喜、雲施紫海連、若爲群物望、願得志言詮、肥本名都秀、阿蘇箕尾躔、君才看鳳舉、水澗繞龍眠、閱閱東京著、文章南國傳、書詩垂黼黻、勳業表雲烟、武藝門材盛、雕弓世澤綿、八千禪景運、三十正青年、丹篆神人授、藜光大乙燃、從容趨講席、左右侍經筵、端坐惟清慎、深情更塞淵、掄賢皆環瑋、

市駿慕奇權、屢掣珊瑚網、頻抽玳瑁編、慈祥  
瞻弼教、簡註考大全、北極清光被、東華頌望  
懸、蓬瀛裁衆羨、王府領群仙、邦國紆綉畫、兵  
民仰策鞭、便須調鼎鼎、原不問金錢、繁社添  
芳版、嘉禾貢市田、列卿成九叙、恩賜日三千、  
久矣忠誠貴、美哉風度妍、玉堂仍故里、金鑑  
每新研、御仗邀榮近、宣揚拜手專、高階億世  
並、明府百僚先、喜色盈朝野、歡聲動陌阡、  
爭歌陳魯聖、永戴

越王賢、爵々風雲會、飄々鳳翥、王朝崇倚、  
仁德慶瑠、

若溪雲亭宋紫岩謹拜

一此君常に名譽の實に過なん事をいひ給へり、む  
かしある人、國の中のいみじき事どもを、世にも  
しらせまほしく、梓にもちりばめんとて、書きつ  
ぐる事のありけるを聞きめされて、をこの事をな  
せそ、さしたる物ちりもてゆかば、我が治教よか  
りけんなど、世にうたはれん事、人をあざむき、  
身のとがをかさぬるわざなりとて、いたく制し給  
ひ、御氣し、

### 銀臺遺事終

かじこくありがたかりし事どもを、語りつぎいひ  
つぐ人もなからまじかば、うたかたのあわごさえ  
なん事をかなしみて、もしほ草、かきあつむるに  
つけても、いませが如きの冥慮をゆふぎて、聊も浮  
きたる事なく、かならずたじかなる跡を尋ねて、  
おそれみく筆をとりぬ、

宇野東風校  
古城貞吉重校

### 銀臺遺事の事に付高本敬藏 紙面之寫

一乍恐

靈感院様御徳義奉レ稱候は、能人を被レ遊ニ御存知、  
堀大夫に被レ任候事任賢不貳と申、人君第一の御美  
徳にて被レ遊ニ御座ニ候、大坂の中井善太、肥後孝子  
傳の序に、恭儉持レ己任レ賢不貳と奉レ稱候、學問を  
仕、目少明候者は、數百里の外より、鏡にかけて見  
通奉り、二句八字に、御徳義を申盡し候、文明の世  
の中、恐敷事に候、然るに御遺事、此ヶ條省候得  
ば、餘り恭儉持レ己と申たる一句計の事に相成、他  
所候の考にも、却て省候得ば、折角御遺事御差出に  
相成候詮も無ニ御座ニ候、其上已に台論も有レ之候  
大夫にて候得ば、何ぞ御憚にも及申間敷儀歎と、  
乍レ恐奉レ存候、尤御家老にては、御自分方の身に  
被レ受候事故、御斷御尤なる義に御座候、其境得斗  
御考被レ成、思召次第には、尊慮御伺被レ成候様、  
有ニ御座ニ度奉存候、  
御遺事之内、省候ヶ條之事、別紙之通、時宜國是

を以、御詮儀御座候と奉レ存候、平太左衛門殿一件  
之外は、強而兎角可ニ申達ニ様も無ニ御座ニ候、御付紙  
の通可仕候、併常の消息達書など、遠、假初にて  
も、冊子に仕立候物は、一部の開闔、隠見有レ之  
候事御座候、然處、所々取除申候ては、たごへば  
作立たる家の柱を、彼是拔取候様の物にて、見る  
者の見候ては、正體もなきものに成行候、此位は  
御存知の前にて候得共、承之分職に居候得ば、一  
通は其意味、御役方にも不ニ申達ニ候ては、難ニ相  
濟ニ得ニ貴意ニ候、

一乍恐

靈感院様御徳を奉レ伺候に、所レ謂不可ニ小知ニ  
而可ニ大受ニ君子にて被レ遊ニ御座ニ候と、茂次郎ご  
も申合奉りたる事に候、近來諸名公の遺事に、御  
超過被レ遊候處は、全此處に被レ爲レ在候、然處御  
政事之稜は、取省候得ば、小知の御行狀斗に相成、  
可ニ大受ニ御器量は、隠伏仕候、  
一靜證院様御儀を、事長に申候を、一通の論にては、  
此御遺事の中には、無用の事と相見可ニ申歎、併  
是は編述の格例有レ之事に御座候、先詩經に、文

王の徳を申さんとして、思齊大任文王之母と申出候、依之史漢の類、本傳には、父母兄弟の事、毎々有之、先兩親の徳行を述候にても、此意味相分り候、是には聖賢の意味、深く有事と被存候、されば先儒も稱三人之善、必本父兄師友、厚之至也と有之候、近き頃出候烈公遺事にも、新太郎様の御母堂、福照翁主の婦徳を述たる所御座候、文明に成候に付ては、世間の人も箇様の事に心付候哉と覺申候、

一此内に御家臣の行狀を、數多書乘候事は、惣て人君の徳は、擧用らるゝ人により見え候、歴史に本記、世家、列傳と是あるが如し、本記は、當代の事を、善惡共に分明には書れぬ事有之候故、事を曲げたるものに候、され共列傳にて、用ひられたる人を考候得者、其時代の政事の得失、風俗の善惡まで、かくる所なく候、夫故に假にも人君の事蹟を書候ものには、臣下を加へ候、左無之候へば、一分の質素儉約ぐらゐの事は、人君も匹夫同様に候、西山遺事など、文雅飄脱は、格別の御事に候へど、靈感院様は、多くの異能異才を御用被

遊候事、所謂濟々多士にて、他の君公に卓越の所を知らせ候爲にて候、

一堀丈夫竹原の兩家、先祖迄書出候は、區々の微意御座候き、惣て人たるもの善を行ふは、父母を顯さんがため、惡をせざるは父母を辱しめん事を恐るゝ故と、聖賢の教は御存にて候、殊更我朝にて此道を第一とす、甚深き譯御座候、されば昔の武士は、戰場に臨で、川を一つ渡しても、桓武天皇九代の後胤、首一つ取りても、山田の庄司何某が孫などゝ名乗申候、今の世にては、合戦の最中、長々敷先祖言立無用、至極あほふの沙汰に思はれ候は、武士の氣象、次第に輕薄に成候故にて候、堀大夫の事、他國にては、足輕より御取立被成、父祖は無名無刀の人にて有つると、專申觸候、已に先年大坂御町奉行小田切出雲守様も、左様御聞被成候歟、彌にて候哉と、御問被成たるよじに候、堀家の御先祖は、御存知の通、類稀なる忠臣、追腹迄めされ候、其血脉繼れてこそ、太夫もあの通り被在にて可有御座候、然る處御自分の名高くなられ候程、父祖を下賤の者と唱候へば、大

夫の不幸、過之之事無御座候、無念至極に可有御座候、然處 靈感院様御餘徳にて、先祖の樣子、世上に相知れ候はど、大夫の恥辱を雪ぎ、乍レ恐御冥加にも叶申べき哉と奉存候、  
一八代洪水の一條は、雜歌も數多書乘候、是又無益之事と相見可申、然共民情事勢を見候は、詩歌にしく物なく候、口上文言杯は、僞飾候事にも成候得共、詩歌は偽りのならぬ物にて候、依之古へは、國々のはやり歌をとりて、天子に奉り、夫にて國政風俗の善惡を被考候事、聖人の法御存の通御座候、我朝にては、殊更是を專とせられ、神武記を始、代々の記に、多く歌謠を乗せられ候は、此譯にて御座候、禁裏歌所被置候世には、此事彌委しく相成候、國々より年貢米を運び候馬方共がうたひ候を、催馬樂と申候は、文句は今の世にうたひ候馬子歌にて、餘り替らす候、たごへば、あかどりふむな、あとなる子、我も目はあり、先なる子、此類の事にて、夫を詞につくるひ、字數を合せて、撰集にも入れらるゝ事に候、扱此八代洪水、古今の珍事にて候、下民昏墊の折から、御仁政を喜び

勇み候、民の情を顯はし候は、此され歌にとゞまり候、田沼氏執政の時、誰かは追從尊敬せざらん、然共、イヨサノ善サテ血ハサンサとうたひ候にて、人うとほて、御子息の横死を悦候、實情全く顯れ候、ケ様に善惡かくされぬところ、歌謠の甚深術妙に候、詩經を經典の内に入られたる、聖人の深意、凡夫の了簡の外に而候、右の例は不遑枚舉候、御刑法一條の儀も、答墨徒は律書にも有之、誰も存候事に御座候へ共、御國の如く、徒刑の者共、往々良民に成候様に、委細の御徳被立候所は、他國には不及承申候、然處荒々書置候は、殘念の事に御座候、惣て此御遺事は、御徳義を述候迄にても無御座、諸國の法にも成候し様に有御座、たく奉存候、乍レ然前々申候通、國是時宜可有御座候間、此長文、強而最初の通、被成置一度と、申事にては無御座候、世間文明の運にても候間、職分の事故、文事の通筋を、一通り得貴意候事に御座候、惣て教御衆へ、御演舌等は、思召次第之御事と奉存候、以上、

六月

一賢能の人を進擧候人は、其賢者より重く貴候事、古法に而候、此道廢れ候得ば、人の心輕薄に成り、我一分の建立を專として、甚敷は人をおとし、我上らんと思ふやうなる、淺ましき事に成行候、立路は堀老進められたる次第、誠に其身の秩祿を辭申されたる事、稀代の美事にて、さすがに御家久しく被<sub>レ</sub>召仕候家筋の御侍、御頼母敷事にて候、依<sub>レ</sub>之兩家相並て、先祖を申出候、先時被<sub>レ</sub>仰聞候、御遺事五冊、御付紙之儘差出申候、且頃日御内意申候通、此内の御政事の儀、公邊御遠慮の條迄、相省不<sub>レ</sub>苦筋の儀は、被<sub>レ</sub>差置<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下度相願申候、御存知被<sub>レ</sub>成候通、國史を書候者も、事によりては、君、太夫之命をも受不<sub>レ</sub>申儀御座候、此意味御含被<sub>レ</sub>成可<sub>レ</sub>然、御周旋被<sub>レ</sub>下度奉<sub>レ</sub>存候、密に得<sub>レ</sub>御内意<sub>二</sub>置申候、

六月十五日

慶藏

關内様

竹原立路書付寫  
一寛延三年七月、封事ヲ奉リシナリ、數多ノ個條ヲ書テ、御直ニ聞シ召サレ候ハ、申上ント、小川貞之丞ヲ以テ差上ル、夫ヨリ夜毎ニ召出サレ、子丑ノ刻迄、聞召サレシコト數月ニ及ブ、御次ニテハ、身ノ上事ヲ申上候歟、又ハヨカラヌ事ヲ御勸申上ルニヤト、或ハ疑ヒ或ハ恐ル、者アリ、立路申上候ハ左様ノ事ニ非ズ、御先代ヨリ、御國ノ風俗、郡村ノ事、御役人ノ最負ヲ以テ、其任ニ當ラザル人ヲ御用ヒニナル事、賄ヒテ我勝ニシテ立身スル類、其事實ヲ舉テ申上ル、立路手ノ廻ラザル事ハ、同志ノ人アリテ、助ケ告知スル者アリ、寛延四年、何月カ不<sub>レ</sub>覺、政事ノ御咄ノ折節、不慮ニ大國ヲ領セラレ、今更御行當ナリ、中々御身様ノ如キ御氣薄キ上、御病サヘアラセラレ候ヘバ、御政道ナドノ事ハ、難キ御事ナリ、マヅハナラセラレズト、御嘆息ナリ、立路申上ケルハ、夫ハイカナル思召ニ候ヤ、御氣薄、御病身トテ、御自身ノ御働ハナクトモ、人ヲ撰ヒ、夫ニ委子ラレ候ヘバ、何事カ難カラン、頼奉リシカヒモナク、淺マシノ御心カナト、

落涙仕候ヲ御覽ジ、頼モシキ心ナリ、爾、後マデ其心ヲ變ズマジキ歟、我眼ニ恥ヲカ、スナト御意アリ、立路謙テ領掌シ、命ヲ限リト仕ルベシト申上候ヘバ、サラバ本心ヲ語リ聞セン、ツラ<sub>レ</sub>此國ノ人ヲ見ルニ、名利ノ慾專ニシテ、始末ヲトグベキ人ナシ、モシヤ委任ノ人アラン歟ト御意アリ、立路申上ケルハ、多年心ヲ付テ、遠キヲ聞近キニ交候ニ、一人モ候ハズ、堀平太左衛門勝名、其時ハ入魂ノ交リヲ致候ニ、此人ナラデハ、始終ヲ不變ニ爲スベキ人ナシト申上ル、聞シ召テ余モ左ハ思フナリ、シカシ個様ノ事アル由ヲ聞、イカヤヤ有ント宣フ、立路申上ケルハ、左様ノ事ヲ申人ハ虚俗ナラン、思ウテ不<sub>レ</sub>言トキハ、其事晴ル時ナシ、一人ヲ目附ニ指添給テバ、立路參テ虚實ヲ正ク糺シテ見申サン、若虚ニテ候バ御疑晴レ玉ヘ、若シ實事ニ候バ、立路其席ニテ指違ヘ申サント申上ル、爾豪氣ナリ、爾コソ事ヲ遂マシケレ、必豪氣ヲ止メヨト御意アリ、立路奉<sub>レ</sub>命テ、勝名小屋ニ參ル、夜中、御不審ノ個條ヲ、有<sub>レ</sub>儘ニ申述ベケレバ、固ヨリ虚説ニテ、一々ニ答明白ナリ、勝名斯

ル虚名ヲ蒙ル事、全ク自身行届カヌ所アルニヨリテナリ、宜クト御請ハ申サヌナリト、怒ノ眼色アリ、早速其由ヲ申上ル、夫ヨリ君ノ御心モ解サセ玉フ、  
一年月ハ覺エズ、爾カ事ヲ呵ルモノ多、サマ<sub>レ</sub>ニ申ス者、個様々々ノ事ナル歟ト御尋アリ、難有事ナリ、夫ハ個様々々、是ハ無キ事ナリ、是ハ實ナリト、明白ニ申上ケレバ、爾ハ豪氣ノ者故、不<sub>レ</sub>思ニ人ヲ呵リ、人ノ悪キ事ヲ、目前ニ恥ヲ與ヘル様ノ事可憚、口ヲ守ル事如<sub>レ</sub>瓶セヨト御呵ナリ、サテ此頃ハ、爾カ事ヲヨク云、推擧スル者多シ、加祿升進ノ事ヲ聞、爾イカヤ思フゾト御意アリ、立路申上ルハ、人トシテ加祿升進不<sub>レ</sub>望ハアルマジキナリ、然シナガラ、君ノ御爲ニハ、命ヲ捨テ祿ヲモ捨ツベキナリ、今立路ヲ御取立ナサレ、厚祿ヲ給ハリ候ハ、專身ノ爲ニサマ<sub>レ</sub>ニ申上テ、御意入候ナド、諸人目ヲ附テ、様々ノ事ヲ風説致スベシ、人傑ヲ得給ヒテハ、大祿ヲ給ル時ハ、人心皆是ニ目ヲ附テ、重ズルナルベシ、立路如キノ愚昧ナル者ハ、大祿ヲ給ハリ候ハ、人ノ憎ミ

マス、強クナリ、上ノ成サレ候事モ、彼申上候  
テ取計候ナド申候テハ、君徳薄クナリ申候、御用  
ニ不レ立愚人ナリト人ノ云ヲ、予ガ本望ト存ズル  
ナリ、必ズ加祿シ給フコト勿レト申上ルニ、功ニ  
隨ヒ勤ニ因テ、祿ヲ増シ席ヲ進ルハ、君ノ道ナリ、  
立路申上候ハ、君ノ御恵ハ、其人ニ應ゼラレ候コ  
ト第一ナリ、於ニ立路ノ器量モナク才智モナシ、御  
代々食祿ノ大恩ヲ報ジ奉ラン爲ニ、見聞ノ趣、ア  
リノ儘ニ申上候ナリ、是功ト云ニモ非ズト申上候  
ヘバ、何ゾ望有レ之候ヤト御尋ナリ、若ヤ長壽ニ  
テ隠居仕候ハ、微祿ノ子孫、養兼可レ申候、其節  
惠給ヘト申上ケレバ、必五十口ヲ扶持シ給ハン事  
ヲ約シ玉フナリ、予命ツレナク、其約ヲ果シ給ハ  
ズシテ、遂ニ空シク成給フナリ、此時ノ御咄ニ申  
上候ハ、今大功アル人ハ、大祿ヲ給フ事ナリ、然  
レドモ其祿ヲ傳テ、二代三代ニ至テハ、大方ハ馬  
鹿ナリ、大祿ノ者ノ子斗、愚ニ至ル譯ハ無之候  
ヘドモ、家來ノ手ニシダチテ、人情ヲ知ラズ、自  
然ト弱ク心愚ニナリ候、今御足高ト申ハ、其身一  
代高祿ニテモ、子孫ハ本知ニカヘリ候ナリト申上

ルニ、左マデモナラヌモノナリト御意ナリ、  
一御シラベ御遺事ノ内、御晝寐ヲ遊サレズトアル個  
條ハ、御省キ成サレ可レ然候、毎度御晝寐ハ遊バサ  
レ候ナリ、シカモ御床ヲ敷、何時ヨリ何時迄ト云御  
究ニテ、其時刻ハ申上候ナリ、誰々モヨク存ジ居  
ルコトナリ、  
一松洞老ノ條下ニ、平太左衛門同様召仕ハレ候テ可  
然ト、脇ヨリ申上ケレバ、麒麟ニ田ハスカセラレ  
ヌトノ御意ノ事、虚説ナリ、御省キ可レ然候、  
キリンナラバ、猶以御政事ヲ助ケラルベキコト  
ナリ、堀殿ハ田ヲスク役ニハ非ズ候ナリ、個様  
ノコトカリニモ御意ハ無キコトナリ、  
一熊本ニテノ事ナリ、天草ヨリ鯉ヲ酒漬ニシ御取寄  
召上ラレ候、皆人御留メ申上ケレドモ、御聞入ナ  
クテサシミニ仰付ラレタリ、立路一番ニ御試仕候  
テ、暫アリテ倒伏不覺ナリ、君モ御醉ナサレ、餘  
程御ナヤミナリ、御手水ニ入ラセラレ候節、須佐  
美九大夫奉レ抱、御手水ニ奉レ入ルニ、御病中ニ御  
眼ヲ開カセ給ヒテ、九大夫ハ用人ヲ申附置タルニ  
忘レタリヤ、個様ノ時ハ、吾ニ替リテ取次ノ者、

小姓役ヲ指揮スル役ナリ、自ラ余ヲ抱テ斯ルハ  
心得違ナリト御阿ナリ、人ヲ使フベキ者ノ、下ナ  
ルワザヲスルハ、兼テ御嫌ナリ、斯ル事ハ記シ置  
度モノカ、  
右ノ外數個條候ヘドモ、御政事ニカ、ル事ニテ、  
憚多ク省キヌ、

銀臺附録

君の御時、年久敷なれつかふまつりし人々の許に、つねづねの御嘉言善行、さこそおほくわたらせ給ひつ  
らめ、はじはし承はらばやと申て侍りしかば、いやとよ朝夕見奉り聞奉る程の事、皆有難き御事のみなり  
ければ、つねの事に思ひなして心にもしるさず、今更何事をかあけて申べしとも覺え候はず、雨雲のたえ  
まの星のきらきらうして、人もまがふかたなくはるる夜の空は、いづれをいづくとも思ひわけがたから  
んがごとしとぞ、しかあれども、耳にきく古をのみしたひて、目のまへの御事の、名残なく消え行きなん  
事、世に口惜く覺えて、あながちにこひもとめしかば、そのうちのひとりふたり思ひ出でたる事あり、萬の  
一にもあたらされどもとて、かき付けておこせたりしを、一字をたがへず、そのまよするしてこゝに附け  
ぬ、

一 靈感院様御代、私二十三歳にて、始て御奉公申上、  
御近習御目附役相勤候、二十年之間、奉伺候御容  
子、平常は至而温潤に被爲在、不調法なる者も、  
御意に御請申上よく、乍恐あまへ奉る心も出来候  
やうに被爲在候、さやうかと奉存候は、御禮服に  
て御出座、又は御登城など申折柄見上候得ば、儼  
然として不覺頭御疊につき候、子夏の話に君子有  
三變と申事存當り候、温潤に被爲在候事は、人の  
口に無之事に御座候、右之通私一人奉存候かと、  
日比心を付見候得ば、常は御前にて、手一ぱいふ  
るまふ人々も、年始など御禮申上候節汗を流し、  
或は御禮を仕損じ候事度々有之候、  
一 御側にて、何某は馬鹿々々と御戯度々有之候へ共、  
内監を御誹謗被遊候事は、一向不承候、其比同僚  
にも、長短得失悉有之候得共、御目代と申所を被  
思召上候哉、何れ御尊慮有之候事と奉覺候、  
一 或時、御小姓役詰所にて、數人雜話仕候、其内に  
名失念、一人咄候は、何某は腰ぬけなり、何某は  
臆病者なりと申候を、御立聞被遊、事之外御叱被  
遊候、日本の風俗にて、昔より武士は臆病腰拔を

恥と致し、人より左様に被申候へば、武士は捨り  
申候と存候事、今日迄もその通にて、戯にも申さ  
ぬ事に候へば、御前にも被召仕候者共を、常に御  
戯被遊、皆々折にふれては、腹も立候事も可有之  
と被思召候へ共、能考へて見よ、終に腰ぬけ臆病  
者とは、御家來之事をも御意不被遊候、是にて能  
々合點致せと、御意之儘被爲入候、  
一 御面躰三齋様に能被爲似候、或時御茶道方風入に、  
御花畑御敷舞臺先之御槍之間にて、御代々様御畫  
像掛り候を奉巡拜候處、北の方に三齋様御肖像被  
爲掛候處、至極被爲似候に付、十日程も風入有之  
候に付、明番、晝詰、夕詰等にも、度毎に参り奉  
拜候處、彌被爲似候に付、小堀全順其外之人々に  
も咄候得共、何とも申人無御座候、  
一 或朝、御浴湯被遊候節、御浴室に侍し相勤候、居候  
處、何か御微音に被誦候而、被爲入候中も被誦候  
に付、奉伺候處、君之視臣如草芥、則臣視君如寇  
讎、と數篇被誦、此語は何れの書に有之かと御尋  
被遊候に付、覺不申、左傳などには無御座候哉と  
申上候へば、いやいや左傳之語とは不被思召、後

に致吟味候へと被仰御揚り被遊候、夫より毎之通御道具取片付させ、部屋に参り候處、當番之同僚中西格助罷出候に付、御意の通咄候へば、格助は常に孟子を尊信致居能覺居候に付、承候と其儘孟子孟子と申て笑候に付、慥に存候故吟味も不仕罷出、格助に承候處、孟子の内に有之候由、相違有御座間敷と申上候得ば、御笑被遊、格助が好きそふなる語とばかり御意被遊候、孟子などは能く御覺被爲在候に、如何なる御尊意にて御尋被遊候やと、格助と申合候へ共、御尊意難斗何にてもか様の語を御感被遊候處有之やうにて、御意被遊候は、能々存じ廻し候へば、難有事と兩人申合候、

一中西格助は充直にて、果敢決斷の人と被存候、同僚の時分、用人御取次などに對し、自己の意を枉候事無之、上下同僚に至る迄、悉憚候様に有之候、御前に向ひ奉り候ても、己が意を質直に申上候、吾儕の心にて候はゞ、一人の僕が申事も、程次第に怒を發し候儀に御座候處、上には常に御寛裕に、何事も能御容被遊候、夫故難有御意を承り候が、申上候儀を能御容被遊候へば、涕泣仕有難がり申

候、奉職の事に付心底に任不申、度々引籠辭職を願候、或時病と稱し久々引込居候、同僚參候ても不肯、組脇など色々申向候へ共、承引不仕、皆々夫なりに致し置、間にはよき事と存じ候者も多く有之候様子御座候處、御浴湯に侍し居候節、御尋被遊、申聞候様にこの御意にては無之候へ共、奉公はおれ一人に致して相濟事、能加減に出候得ば能候と御意被遊、誠に難有奉存、外にも何とか骨髓に徹し候様なる御意を奉承知候てもねじ事を致候哉と申候へば、面色火の如くに成、兩眼より玉の如くなる涙を流し、今日夕番より出勤可仕由にて、一言も不申俯伏仕候に付、私ももらひ泣を致し罷歸候、貴賤差別なく人に向ひ候へば、人の胸を刺候様なる男にて候得共、常に彼をよく御寛裕を以て御容れ被遊候に付、股肱之力を盡し候心にて常に居申候と相見候、右之外にも、御浴湯之節、御意之筋は覺え不申候得共、難有奉存候事度々有之候、左様之節は、君のケ様なる御意を蒙り、難有さの餘り、唯今御大事にても出來たらば、白刃を踏み候て御爲にも死し申度心に幾度も成申候、身分之

上にての事にては無御座候、誰奉承知候而も、同じ心に可奉存儀と奉存候、左様に奉存、退てつらつら案じ候へば、求塚にて小山田高家が討死、其外殊恩を奉蒙候近臣の殉死致候は、さる事と感慨仕候、惣て右躰の御儀、數へ難き様被爲在候、  
一隈庄方御放鷹之時、冬田の中に筵を被爲敷、御辨當被召上候、御小姓役御茶碗に飯を移し、茶に漬し差上候、誤て御飯筵之上に少しこぼれ候を、手にて拂ひ捨候に付、御見咎被遊、此飯の大切成事を不存候哉、春田を耕し種を蒔き、田を植ゑ草を取り、秋のみより收納まで、民は安き心もなく、風に梳り雨に浴し、炎暑寒天のさらひなく、千辛萬苦をして作り出し、仕上候能き米は年貢に致し、却て其身は雜穀の内にて、至極飧食を致し、常に飽候事は無之、只今か様に飯に成候迄、幾人の手を經候哉、御領内之民の作り出し候米、御心なしに被召上候儀にては曾て無之候、か様の事を思ひ候て、一粒にても捨らるるものにてはないと、御意被遊、其人は勿論、御側に居候者、悉難有奉存候氣色にて御座候、

一西牟田方御放鷹之節、雁のしろ有て、雉を急に御据被遊、御より被遊候處、井手に渡り無之、其内には雁見咎候様子、御心被爲急候得共、近所にも渡り無之、足入りの井手に付、御左右より致し方なく、三井彌内御小姓泥中に入、手を泥上に啓き、此うへを御踏被遊候様に、外の者も御勸申上候處、御家來にても手を御踏み被遊候儀は、御遠慮に被思召上との御意にて、兎や角致候内、鷹は飛去候へ共、御機嫌は益々宜しく、後には彌内足を出す様被仰付、足を御踏越被遊候、此時彌内顔色に心を付見申候處、誠に難有、一命にても軽く差上げそうなる様子に御座候、  
一何の比にて候哉、御膳被召上候時、御汁か御煮物にか、蠅入居候を、御箸にて御膳に御取捨て被遊候を、御取次見上、奉恐入候段まで申上候へば、唯今飛込候て、いまだ活て居ると御意に付、皆々安氣仕、相濟候て御膳を見候處、蠅は衰腐爛して有之候得共、右之御意にて、當番の者を始め御臺所御役人まで、無事に相濟候故、諸人難有奉存候事無限候由、



一御平日御衣裳、御寝召、御書召御客様へ御對面召  
被遊御極、御行儀に被爲召替候、尤御寝召には、  
島類三ツ桐御紋は被爲召候得とも、九曜の御紋は  
不被爲召候事、

一御風呂に被爲召候節、御風呂番、單の浴衣にて、  
御風呂上ケ來候處、御風呂屋、御國、江戸共に切  
石にて、寒氣之節は、老人などは寒へ申候に付、  
綿入之浴衣に被仰付、被爲拜領候事、

一江戸御屋敷御門他行之儀、月に三度之御法定にて  
御座候處、七十才以上之老人は、暑中抔御長屋に  
て凌兼候間、涼にも御門外へ罷出度存立候ても、  
暮六過迄の御門限にて、役頭より之違彼是にて、  
他出相止候事も可有之候間、七十才以上は、老人  
の事故、晝夜共御門限無しに、他行不苦候様被仰  
付候事、

一御近習御目附不寝御番之節、長夜寒氣之時分、不  
寝御番、別て齋候と被思召上、煙草被遊御免候、  
御取次御小姓役も、御人少にて晝夜御用多相詰申  
候に付、同様に煙草被遊御免候事、

一江戸龍口御屋敷御殿御小姓役詰所、次之御間より

御表御玄關筋之御廊下二拾間餘、御次之玄關迄之  
御廊下筋、不殘拭板に被仰付候儀は、御近火之節、  
御奥御女中外へ逃出候節、表御住居存知不申候事  
に付、右之板敷へ參候得ば、御表御次共に外へ之  
口に被出候間、兼て御奥御女中へも、申聞置候様  
にと被仰付候事、

一御應野に被遊御出候節、幼少之男子共兩人罷出、  
畑を打居申候を、兄弟にて候やと御尋ね被遊候處、  
兄弟之由申上候、又被遊御意候は、親共は如何程  
の譯にて出不申候やと、御尋ね被遊候へば、父は  
痛居申候に付、兩人參畑耕候様にと申付候由申上  
候處、被遊御感、鳥目何程と申儀は分り不申候得  
共、兩人の者へ被爲拜領、精出し候様にとの被遊  
御意候、

一御側に被差置候書物、其外御雜品に至る迄、御平  
日御用に相成候御品は、御押入之戸に、讀安き様  
に御書付被仰付、又は御引出等に、イロハの御記  
有之、御小坊主へ被仰付候にも、何之御引出と被  
遊御意候は相分候事、

一御近習に被召出、爲見習始て御前に罷出候者には、

何とも不被遊御意候、左候得ば罷出候者安心之爲  
と被思召上候事、

一或時御意に、近習に差置候者も、主人之心行き次  
第には、勤苦敷事も可有之候、別て短慮之人の側  
に居候者、自然不慮之儀に逢候ては、不便之事と、  
被遊御意候事、

一被遊御畫成、日々被遊候事も、御次第御座候事、  
一言語之事、必多度被遊御意候、言語は物毎に心を  
可付、文字に叶、又拙き事さへ無ければ、何國に  
ても通用す、京都の音を似せる事は、難き道には  
非ず、音は風土の然らしむるところ、言語拙けれ  
ば文章拙も同前なり、其の人の心も知るなり、心  
を付候様にと、被遊御意候事、

一言語に清濁を第一に心を可用と被遊御意候、古よ  
り讀辨有之今難改、詩歌を讀候も、清濁句讀を第  
一に心を用へじと、被遊御意候事、

一於御國、御上下被爲召候節、木綿之御上張、御白  
無垢に、黒之御襟御袖口を懸け、被爲召候事、

一御拜領之御小袖、御平日には不被爲召、於御國御馬  
御披め、又は公邊に懸り候節、被爲召候事、

一御病後御直書、御側之者より御代筆被仰付候、御  
文章之下書相認候にも、魚紙に認奉入御覽候、書  
損じ候所は墨にて消し、其側に書入候、清書仕候  
にも、御國製之紙に認候、近來給入之紙に認候人  
も有之候得ば、御讀兼被遊候と、被遊御意候事、

一御側にて、不圖龜相仕、御側之衆を以奉伺候得ば、  
御心附不被遊、又は不被遊御構と、被遊御意候事、

一君御幼君の時、附奉りし愛甲十右衛門景甫と云ふ、  
北越流の軍理に熟して今も其流を汲もの多し、君  
も十右衛門に因て學ばせ給へり、年経て後、治年  
君に近仕せる者の内に、彼門下多年の者あり、然  
るに天明五年二月、治年君御暇給ひて、國に歸ら  
せ給はんとするを、祝せらるへしとて、同十三日、  
白金の邸に渡らせられ、御盃など事おへて、暫  
休はせ給はんとのうち、御傍には少小君を初め奉  
り、御老女御醫師など侍りける折節、右の何某、  
御次の間に侍らひけるを召れ、兵學の事抔のたま  
ひて、必竟武士は存亡の二つなり、爰をいかにと  
心得たるぞと問せ給ふ、御受に傳書に死の萬般を  
押といふ事のみえて候、死は様々有りて、先は易

き方ながら、死に處するの難きを申にて候はん、死をよく押辨へなば、存亡ともに、さまでの惑はあらざらまじかと申上るに、死を辨ると云ふを、委しく申上べき由被仰、されば武士戦場のみまはは、いふも事ふり候ひなん、所詮一度の用に死すべきを、豫め覺悟を極めん事、誰か疎に存じ候はんや、左あらばますます慎みて、平常の勤に怠りなく、己れが居る所に安んじ、身を全くして、非常の爲に備へてんこそ、死を辨へたるにて候ひなんと申ければ、暫し黙し給ひて、やよ夫は一己の存亡をいはず、むべならんか、武士と云は、大身も小身なるも一つ詞なるべし、大將は國の存亡を辨へずしては本意とせじ、か様の意味を、中務や喜十郎などにも、合點させ度とのたまひて、又他事に及び、御機嫌うるはしかりきとぞ、

一君若くましましける時、弓を強くひかせ給ひしは、人の知る所なり、或時、黄檗山萬福寺の住僧代々御招請有之候に、御床に妙應公御肩入の壹寸貳歩の御弓あり、僧心中に、是は普通にあらじ、飾り物なるべしと思ひけるにや、御對面以前、挨拶

に出たるものに咄この内に、少し破れたる詞有ける由被聞召、無程御對面の時に、座輿にもてなし給ひ、右の弓御肩入被遊、御見せ被成候、唐僧我を折りたると語る人あり、まのあたり不奉伺事故、虚實はかりがたし、

(付紙)此儀實也、立路直に拜見仕候なり、一君は至て御させうに被爲在候と、申上る者ありける時、何條させう等あるべき、今程の事も、愛甲十右衛門が蔭じやと御意、又或時は十右衛門より責られたる事は、今に忘れず、斯る事も十右衛門の蔭じや、夫も十右衛門の蔭じやなど、度々被仰候由、御幼君の砌、右十右衛門御部屋附にて居候に、朝六時過比より御讀書、御飯後御習書、御武藝、御夕飯後御馬、夜に入御會讀、其透々に御鞠、御仕舞など被遊候、右文武の御業は、制限を以て十右衛門極置、少にても忘れさせ給へば、殿敷申上候間、常に御おそれ被遊候由、一或時不圖御敷舞臺へ入らせられ候間、御側よりごみ見え候間、ぬぐはせ候はんと申上候へば、いやとよ、板敷なればこそ、わづかの埃も見ゆれ、疊

なれば、是程の埃は見えもせず、掃はんとも得いふまじ、見えたるごみも、見えざるごみも、かはる事はなし、人も亦同じ、人目に見ゆる悪は改め安し、人目に見えざる事は、我も悪敷と思ひながら、一日々々暮し候へば、とりも直さず是悪人なりとの御意なり、  
一何方にても御出の時、御供揃候よし申上候て、御仕舞一二番被遊候由、是御供揃ひたるは申ながら、萬一不揃になご候ては、越度の者可有之との思召にて候へども、左も宣はず、御くせのやうに被遊候ひことなり、  
一美服を厭はせ給ふことは、常の事なり、或時、御庭をあららごちらと被遊候時、近くありけるものうち、さらびやかなる服にて候ひしかば、それは何共不被仰、人は天運を守る事じやと、再三仰有ける故、御側より、其故を奉伺候へば、運と云事大切なり、我は運強き故、今日迄寒さも見ず飢もせず、結構なる事也と御意、又かたへより、何故に御前の飢え寒え可被遊哉と申上候へば、いやとよ、天道は盈つるを缺くとこそいへ、衣食住其外何にて

も、内輪なる時は天の悪みを受ず、これ運を守るなり、我は大國を被下置、何不足もなき身なれども、家來を扶助して、非常に備ふる役なる故、常の心得は、不飢不寒さへあれば、事たるといふもの也、然るに服をかざり美味を好むなどは、穢はしき心得なりとの御意有之候、  
一學校盛に行はれ候と申を被聞召、誰々は左傳がすみけるかと御意被遊候間、右の人、左様の思召にあらせられ候や、誰々など、いかでか敷を申上へき、敷多の事にて候と申候へば、合點ゆかぬ、一部を書をすますと云ふは、不容易ものなり、况や左傳をやと被仰候、  
一水戸宰相様に、度々御招き被成候へども、御痛足にて御断被仰進候事多く候まゝ、御玄關まで御乘輿被成候へこの御事にて、其後は御門内まで御乘込被成候、讃州様大學様にて、右御同様と覺申候、これよりおきは、あやしの農夫樵者の、むかしもののかきつけて、えさせたるなり、  
一年月相知不申、雪降被遊御放鷹、木部邊へ被遊御

出候處、雪甚敷降候に付、上木部村清右衛門と申者家へ被遊御入候に付、新敷藪を御座所へ仕、火を被遊御焚候、右清右衛門儀、小百姓にて、九尺に四間の堀立家にて御座候、清右衛門奉忍入、戸外に罷出居申候處、家内に罷居候様被遊御意、難有仕合奉存候、御座所の藪は、梁に上げ、今以大切に仕置申候、

一年月相分不申、秋の比の由、上無田村彌平と申者、家根の損所を取繕居候處、江津川筋へ被遊御出、不斗上牟田村へ被遊御入、道筋の儀被遊御尋候處、御前を奉存不申、家根の上より、堀が御座候と申上候、堀とは何の事かと被遊御意候内、御侍衆御大勢御出候て、御前被仰聞候に付、家根より飛下り奉忍入候處、被遊御笑候、

一年月相分り不申、田迎村邊御放鷹の節、御先へ割竹をたたき、鳥を追申候に付、御道筋見聞に罷出候小頭、江子筋を走通り、鳥追を江子の内へ引落申候處、御近習衆御出被成、御鷹野の御障には相成不申、免し申候様に被仰聞、御前は脇道の様に被遊御出候、

一御代初之比は、御郡代衆御案内、御惣庄屋も罷出申候處、御鷹野の節、田畑へ罷出居候者、壹人も相見え不申候に付、耕作には如何罷出不申候哉と、御意の由にて、御近習衆より、御郡代へ被仰達候由の處、被遊御鷹野候に付奉忍入、耕作に罷出不申との御返答申上候處、此後は御出獵遠慮不仕、耕作に罷出候様に被仰付候、

一年月相分り不申、水前寺へ被遊御出、臨時川筋へ被遊放鷹候との御儀に付、御建川筋漁師竹宮下村善八と申者、御召船竿指に罷出申候處、竿を指損じ、水鳥飛去申候に付、如何程の御咎も可被仰付哉と奉忍入候處、御咎の筋は無御座、金子壹粒銀五兩、御近習衆より、御直の拜領、難有頂戴仕候様、御渡被成候、

一御出の節、以前は御方角の御道筋は、人留被仰付候得とも、人留の儀も被爲差止候、  
一御出度々、御道筋造方掃除等、仕來申候得共、此儀も被爲差止候、  
一水前寺御茶屋被遊御出候節、且又御鷹野の節、村に被遊御小休候砌、惣御供衆御百姓宅へ御休足

有之候得ば、歩御小姓衆を以、相應の茶代度々被爲拜領候、

一川尻方角被遊御出候節は、下近見村大福寺へ被遊御小休候處、毎度金子等被爲拜領候、

一先年、大津表へ被遊御出、御歸座の節、新南都村小關と申舟渡の所より、水前寺御茶屋へ被遊御出候節、俄の御渡にて、御渡舟用意も不仕、右之所渡舟にて被遊御渡、左候而惣御供衆渡相濟候迄、被遊御見合候處、渡守川に入舟を押、出精仕候に付、御目通にて、御近習衆より、鳥目八十銅被爲拜領候由、尤年月は相分り不申候、

秩祿を以て勤勞にむくふは君の道にして、寵利を以て成功に居らざるは臣の守なり、君の堀勝名を擧用し給ふにつれて、賞賜度重り、辭讓常に切なりし、是只一國の内、一時の事にして、世にもれどござるべしと思はざりつるに、懿徳の好みとして、置郵の命速にして、いつしか遠きかひまで聞えにたりといふめれば、あらかじめはるかな

る後にも残りなん事を知れり、然らば轉傳の誤少からず、眞偽のみだれわきがたからんか、爰にきしかたの實を擧げて、かこに行末の惑をとかんごなり、

一寶曆二年七月二十七日、於熊本屋形、堀平太左衛門へ長岡監物より申渡、左之通、  
今度 思召之旨有之、平太左衛門儀御用人被成御免、御先代へ仰付置候通、大御奉行役被 仰付、只今迄被下置候御役料之外、高八百石之御役料被爲拜領、座配御城代の次座被 仰付候、御勝手方、御郡方共請込、御用只今迄之通相勤可申旨、被仰出之、

但是迄御役料高貳百石、且大奉行と申役、數十年中絶、此節復舊例、  
一同六年七月十八日、於熊本屋形、堀平太左衛門へ御直に被 仰渡之趣、  
平太左衛門儀、中老に申付、加祿等遣之、大奉行直に兼掌申付る、委くは家老共より可被申聞候、右畢て、長岡助右衛門より申渡、左之通、  
平太左衛門儀、只今被 仰出候通、御政務之機

要に預り、連に精忠を盡し、別而者去年打續天災之處、御家中御扶助も無支、飢民候得共、官取救、一國之人心信服し候段違、尊聽、御中老に被仰付、座席二三御家老嫡子次座、郡織衛上座被附置、今迄被下置候御役料千石、御加増に被直下、外に千五百石御役料被爲拜領、都合三千石高に被 仰付旨、被仰出候、

但當家中にて、松井、米田、有吉三氏を一二三家老と申候、此節は長岡帶刀、長岡助右衛門、監物改有吉大膳也、

右御加増之儀は、平太左衛門退て再應御斷申上度奉願候處、此節御直筆之御書附、平太左衛門へ被下、

左之通、

今度加祿を遣候處、固く辭候由尤候、然共數多勤功有之、且謙讓之意、愈令感候、夫故固辭之意に任せ、役料に直遣也、縷々助右衛門可述候、以上、

七月

右之節、長岡助右衛門より申渡、左之通、

平太左衛門儀、今度御加増被爲拜領候、然處未功成不申由にて、委細書附を以御斷申上候之趣、違尊聽候處、功ありて自から識らず、且謙讓之意、偏に厚志之所致と被 思召上候、依て暫被狂 思召之旨、御加増千石、御役料被直下、都合三千石之高に被 仰付旨、被 仰出候條、可被奉畏候、以上、

七月十八日

一寶曆十二年十月朔日、同屋形於御前、

平太左衛門儀、數年之被對勤功、被下置候御足高之内千五百石、地方被直下、本知貳千石高に被仰付之、

右之通、清水縫殿申渡、

但此節、平太左衛門不奉辭、御請申上候旨趣者、安永七年九月、御加増御斷申上候節之書付に見えたり、

一明和八年十月、平太左衛門江戸出立前、被下置候御直書、左之通、

多年國事に付、彼是と世話とも不淺存事に候、去々年、天草御代官所に相成、被 仰出候筋も

有之候に付、急に調兼候事、其外勝手向諸事心を付、太慶不斜候、以上、

十月十四日

此品拵にも可被用かと贈候、

廉乘彫之三所物

一安永五年十二月、平太左衛門辭職之内願仕候節、被下候御直筆之御書付、左之通、

此間同列迄、内達之趣聞届、遂一尤之事候、其方事、年來國事勝手向者勿論、諸事彼是精勤心苦不大方、満足之事に候、此節強而留め候事、到而無理存候得共、暫乍大儀被勤候様に致度候、同列奉行共へも被相談、暇日保養自愛にて被勤候は、此上太慶に候、尤同列へも申聞置候間、左様可被存候、以上、

十二月九日

一安永七年、君在江戸、熊本屋形にて、平太左衛門儀、千五百石御加増拜領被 仰付候、依之、御直筆之書附被遊下候を相渡候間、頂戴可仕旨、長岡助右衛門申渡、右御書付、左之通、

年々大造に家之勤業數多有之、於我等は別而大悦不過之候、依て千五百石地面にて相渡候、以上、

越中

平太左衛門殿

右之通に付、冥加至極難有仕合奉存候段、平太左衛門御請申上候

右被 仰出之趣、平太左衛門難有儀は不及申上候得共、御加増地の儀は、存念之趣有之候に付、乍恐御斷申上度、左の通の書附相認、翌十日之朝、用番平野新兵衛宅へ持參差上候、

覺

此度御加増地拜領被 仰付、尊筆之御書付も頂戴被 仰付、重疊難有仕合奉存候、且不肖の私、奉蒙結構至極之 御褒賞、誠以奉恐入候、右之通奉蒙 仰候上、兎や角申上候儀、猶以奉恐入候得共、存念の儀有之候に付、右御加増地拜領仕候儀は、御免被 仰付被下候様奉願候、一連之被 仰付迄にも無御座、尊筆の御書付とも頂戴仕候上、如此奉願候儀、不敬にも相當可申哉

と、千萬恐多、迷惑至極奉存候得共、於私身分は、難默止存念の筋有之、奉願候條、願の趣御取上被下候は、猶更難有仕合に可奉存候、此段何分宜様御執成奉願候、以上、

九月十日

堀平太左衛門

長岡主水殿

長岡助右衛門殿

有吉四郎右衛門殿

三淵伊織助殿

米田波門殿

平野新兵衛殿

口達之覺

御加増地拜領之輩は、古今類多候内、拔候て別紙の通奉願候儀は、若は名譽を貪り候なご相譽申問敷哉と存候得共、不奉願恐をも、奉願候程の儀に候得ば、右跡些の儀に狐疑可仕様も無之御察可被下候、且又先年御加増地拜領の節も、一旦は奉辭、再蒙 仰候節は不奉辭、不同の儀と御不審も可有之哉、此儀は御役高の御軍役に相係り候儀と存候に付、不奉辭罷在候、右御

軍役の儀も、先年被下置候御加増地の人馬の不足も無御座候に付、此度は別紙の通奉願候儀御座候、是等の儀は不及申事に候得共、爲念申達置候、以上、

九月

堀平太左衛門

右兩通新兵衛受取、左候て翌日、御加増奉辭候存念と申者、先何程之儀に候哉、其譯大略承り不申候ては、取次之據無之由新兵衛申候に付、平太左衛門申述候趣、大略兼て於職掌の儀、怠慢不仕候様に心得候共、其身之涯分にて、不行届之事多、第一御勝手向未存候程直り不申候、御借物も左迄減不申、御家中之扶助も、尊慮程に届兼候て、常々慚愧に存居候、君者多年之勉強を御憐愍にて、被仰出候儀にて、重疊難有奉存候得共、於其身は、御加増拜領之面目無之由也、

一同年十二月二十一日、江戸三野政右衛門小姓組被差歸、被仰越旨、於屋形長岡助右衛門申渡、左之通、

平太左衛門儀、御加祿御断に付、願之通達尊聽候處、謙讓之旨趣、具に被爲 聞召届候、

格別の存念に付、被建下度儀には被 思召上候得共、於 御家重き勤業の御賞賜を、枉而被爲 調候儀は、平太左衛門存念御感賞、一扁の 思召にも難被任儀に付、御書付の通、彌以被下置候條、此段可申聞旨被 仰出候、以上 右相濟、猶於家老詰所、助右衛門より相渡候書付、左之通、

口達之覺

平太左衛門儀、御加祿御断に付、猶又被 仰出候趣は、只今申渡候通に付、厚き存念の趣、逐一被 聞召届、被遊 御感心候、然處御政務の管轄は、格別平太左衛門へ被仰付置、多年の勤勞數多の勤業、疾にも可被賞處、深き 思召有之、御賞賜之儀、當時迄御差延被爲置候得共、著き成功及御國家、不被爲賞候ては、於御政務、重き御賞賜一事調候に付、先蹤後鑑、何分其通に難被差置、彌以 御書付之通、被下置旨被 仰出候、乍然枉て右の通被 仰付候儀、於平太左衛門は迷惑に可奉存候、此段は御苦惱に被 思召上候、右の趣、

猶又委細申聞候様に被 仰付候、以上、

右の通平太左衛門儀、奉蒙結構至極之 御意、難有儀は難申上盡候處、於身分は彌増奉恐入候、依之は猶奉願度所存も候得共、御委細之御ケ條を以て、御苦惱に被 思召上候由之仰をも蒙り奉り候上、一己の不得意にまかせ、數々奉願候ては、君臣の分も不相立儀と奉存奉畏、重疊難有仕合奉存候段、先御請申上候由、

このおくは、大詢院様御時より今の君はじめまで、勝名に加祿、ならひに固辭、ことさら公義の御褒詞の御事をも、ある人の私記のまゝ寫しとどむ、

一天明五年 大詢院様御家督の節、平太左衛門同僚中へ被成下御直書、

猶以新兵衛備前才助へは於此元申聞候以上、一筆令申候、今度 御遣領無相違被 仰付、難有仕合に候、先規の趣、彌以入念可被申談候、平太左衛門事は、御先代莫大の勤功、殊に老年の儀に候得共、此度政務の事、猶致委任、我等未熟之異見をも加候様申遣候條、此旨被得心、役

人中へも可被申置候、將又最早老人の事に付、掌職の内、大儀に見え候勤柄は各助合、諸事被附心尤に候、謹言、

十二月十三日 中務御判

長岡主水殿

長岡監物殿

有吉四郎左衛門殿

一天明六年七月七日、御禮後、平太左衛門儀、御加増千五百石被下置旨、御直に被 仰渡、猶又主水方申渡之趣、左の通、

平太左衛門儀、御先代以來多年の功勞は不及申御代替に付而は、去冬江戸より御直書を以被 仰付候通、御政務の儀爾以御頼被 思召上候、老人大儀の至りには候得共、随分加保養相勤候様、依之只今被遊御意之通、御加増千五百石被下置候、

右相濟、猶又於詰問主水方口達、左之通、

平太左衛門儀、御加増等被下置候儀は、兼て堅御断申上度内存の趣、委く被聞召通候、然處御先代以來、多年之功勞は不及申、平太左衛門

儀は、他にも相聞候事に付、何分不被賞被差置候ては、難被遊 御安心候、内存の趣に相違候段は、御氣の毒に被 思召候得共、旁別段を以、此節之御加増は被下置事候條、此上御辭退不申上、何分御請申上候様、重々可申聞旨被 仰付候、右の段只今於 御前、一同申達等に候得共、事長く相成候間、猶又別段於詰問申聞候様、被 仰付候、

右之通重疊難有被 仰出の趣、奉辭候儀は、奉恐入候得共、御加増の儀は御断申上度奉願候處、七月十日被召出、御懇の 御意を以、御筆の御書附頂戴被 仰付候、則左之通、

平太左衛門儀

其方儀加祿之儀は所存有之、兼而堅相断候段承届候得共、此間申渡候通多年之功勞は不及申、且他國迄も聲聞有之儀に付、何分其賞無之候而は、安心難成、加祿遣候處、猶又固く断の趣、逐一承届候、辭讓の節相立候得ば、又賞功の一端を闕候得共、老人重々の願に付、此節は其方存念相立、加祿の儀可任断候、依之我等部屋住の節、

持せ候十文字の鎧遣之候、以來國中は先鎧に持せ、子孫にも可被相傳候、以上、

七月十日

一天明七年二月、老年罷成、御家老職御備頭共に難相勤、乍恐御断申上度奉願候書附、同席中迄差出候處、同月五日、

御前へ被 召出、御役御断の趣、被爲 聞召届、御留め可被遊旨、左の通、御筆の 御書付を以被 仰渡、御手自 御腰物御刀備前祐光拜領被 仰付候、平太左衛門儀、再應の願委敷聞届候、壯健には有之候得共、老年の申立も無餘儀、殊に數十年心勞旁以此上は無理差留がたく候、然共我等家督即下に而、萬端無覺束時節、平太左衛門引入候ては、當惑せしめ候、依之役人共存寄迄も相尋候處、夫々書付の通候條、乍大儀今暫者相勤候様、委細を同役共より可申聞候、以上、

二月五日

一當御代、寛政元年正月七日、御禮後、被 召出、段々御懇の 御意を蒙り、其上 御筆の御書附、御手自被遊 御渡候、御書附左の通、

其方儀、先々代以來、政務の根本を掌り、其勤功國中は不及申、他邦にも、普く相聞、精忠之至誠、不堪感心候、殊に今度莫大の上納金蒙 仰、於我等甚當感之處、其方工面を以、其手賦り疾に相備り、早速上納金高も 公義え申上、御機嫌の由、殊更今に至ても 靈感院様御忠功を相重、於我等本望の至に候、且其方儀も、天下老中の噂に預り候段、是又太慶感心不少候、附屬の役人共も、常々出精之儀と乍申、平太左衛門儀、兼々抽忠誠候所より、何れも致歸服相勤候故、國家の事令満足候、旁以加祿千五百石遣之、都合五千石高に申付候、其方儀追々取立之儀に付、縱如何體に功勞相重候とも、此上賞美等之儀堅相断度旨、同役共へ申聞置候段承届候、然共賞罰は政務の大本、於我等存念之旨有之候に付、右之通申付候條、此段左様可被相心得候也、

正月七日

右之通にて、御加祿之御禮も早速被遊 御受相濟候上、御加祿之儀は御断申上度段、同役中迄重疊

申達候處、其段達 御聽、段々御疑問の儀有之候に付、右御斷申上候旨趣、不奉憚御機嫌をも、左之通書付に相認め、同役中迄差出候、

覺

此度拜領被 仰付候御加祿奉辭候趣意、被遊御尋候由奉畏候、乍恐 君意は下 命の通に可被爲在處、於私奉存候は、數十年來御勝手向之儀、御任せ被爲置候中、御損毛又者御物入等打續、不得止御積り前とは乍申、是は臨時之儀にて、御勝手向之基本、未相立候故、御家中の御渡方乏く、一統困窮仕候儀に候得ば、乍恐御政務も相調候とは難申上奉存候、然るに於私者、拔群の御加祿を拜領仕候儀、御家中に對し面皮も無御座候、君上よりは數十年の苦勞、又は臨時の御手賦、兎や角相調候儀を以、下 命有之候と、乍恐奉存候得共、臣下の情においては、又別段の儀と奉存候、殊に往古も御加祿奉辭、或は大祿を指上、被 召上候例數多有之、此等は其人々の心次第の儀に候得ば、御賞罰に係り候儀とは不奉存候に付、奉願儀に候條、何分可然

様に奉頼候、以上、

正月

外に口達仕候趣、左之通、

私身分之儀に付而は、去年七月、委細書付を以奉伺置候處、此度の御加祿拜領仕、夫限りに默止候ては、老年の進退、御加祿の有無に抱り候様相聞候に付、此度の御斷相叶不申候はゞ、乍恐速に辭職仕にて可有御座候、且再應の 御意を戻り奉り、恐入候儀に付、此節の御斷、御取上被下候はゞ、此上老衰を重候までの内は、御斷不申上、奉職可仕と奉存候、右兩様は奉恐入候得共、御替物に被 仰付被下候様、奉願度由、但書付には差加かたぐ、口達仕候、右の通に候處、同十一日被 召出、左の通蒙御意候、

平太左衛門儀、多年之功勞旁を被賞、御加祿千五百被下置候處、右御加祿御斷申上度趣、書付を以申上、右御斷の旨趣、文面に難顯内存の趣も、重疊相達、無餘儀存念、且去秋の時分、辭職の御内意をも申上置候得共、右願被立下候は

ば、何分加保養相勤、辭職の儀は奉願間敷との儀迄も相達、懇切の願に付、其趣意共に達

尊聽候處、委く被 聞召届、存立の筋も尤に被思召上候、第一老人達て之願、猶又押ても難被仰付、其上辭職の存立止り候と有之儀、甚被遊御満足候、旁以此節は、思召の旨を被爲枉、願之通被 仰付候、追而 思召の旨有之候、此上彌以加保養相勤候様に被思召上旨、被遊 御意候事、

一平太左衛門嫡子堀丹右衛門儀、御知行千五百被下置、座席御留守居大頭同列被 召置、大御目附被仰付旨、寛政元年三月四日、於 御前、御用番申渡有之候、此節右御知行の儀は、御斷申上度奉願候書付、左之通、

覺

同姓丹右衛門儀、此度御知行被下置、重御役をも被 仰付、難有仕合奉存、且は奉恐入候、然處御知行の儀は、私え御加祿之節奉願旨趣を以、此節も奉辭度奉存候、毎度願ケ間敷儀、千萬奉恐入候得共、丹右衛門儀も同様奉願候間、御知

行は被 召上、相應の御渡方を以被召仕下候はば重疊難有可奉存候、此段於私奉願候條、何分可然様奉願候、以上、

三月八日

堀平太左衛門

右の書付、同席中迄差出候處、同日平野新兵衛、左之通之書付、其宅え持參致相達候事、

但此節病氣にて不致出席候、

丹右衛門儀、此間御知行被下置候處、御知行の儀は御斷申上度段、父子より奉願候通、達尊聽候處、厚き存念の通、委細被 聞召届、則願之通、御知行千五百石を、御米千五百俵に御直し被下置旨被 仰出候、以上

三月八日

一寛政元年十月廿四日、爲御使者橋本惣左衛門、江戸より平太左衛門宅え來着、申聞候 御意の趣、其方儀從

公邊 御褒詞之 御意候段、松平越中守殿被申聞、冥加の至、於我等も難有事候、此段申遣候、

宇野東風校

古城貞吉重校

### 銀臺拾遺

#### 銀臺拾遺序

高瀬武昭、每侍遊山翁膝下、翁常深感嘆先君靈感公之盛德、而時々談往事、娓娓不置、因以所聞私錄之、稍積爲卷云、余頃者求取而見之、未嘗不掩卷而嘆息焉、衛武公古之賢君也、而其事業不過年已踰六十、猶克學問、抑々自儆、常恐不聞其道爾、詩人尙且美之、曰有匪君子、終不可諼兮焉、如吾靈感公、恭儉持己、任賢不貳、大崇儒術、覃思治道、設校育人材、文教日興、風化大行、至今民受其賜哉、其不可諼者、孰大焉、雖然、自今以往數十年、尙其去古已遠、老成人已沒、而小子後生、欲問知先君之平生嘉言善行、德之所本、風之所自、國無其人、則誰與適從、是人事之或然者、武昭錄而傳之、其所志於斯乎、余深嘉其志、爲謄寫一本、而藏之於家、命曰銀臺拾遺、李先生既有遺事之作、併讀此書、則足以益觀其不可諼者云、

文政紀元戊寅除夜

源太書于壽安山房

### 銀臺拾遺 一名肥後落穂集

一或時の御咄に、世の人の能く申事にて、大抵其人に兩三度應對致せば、其人の位は知れるものなりと、聰敏めかして申事なれども、われは可笑事に思ふなり、蒲池喜左衛門を、初め傍近く申付置候、初三ヶ年斗は、愚人の啞の様成者にて、物の用には難立からんと、吾先きとして思ひ、誰も同じ目に、既に役をもゆるし申等の處、つくづくおもふに、兼て不直なる筋もなき者を、免さむも、人を使ふ道にあらず、堯舜は九年迄、人を試みられし事もあれば、さをりにしては、あじかりなると、思ひ居る内に、存外内には大成物のある事を知れり、夫故人程思の外なる者はなし、手綱をくれざれば知れぬ者なり、あふなき事に、惜き男を誤りのけて、損せんとせしなりと、仰られき、  
一或時の御咄に、吾勝手向は五拾四萬石なり、然ども五拾四萬石の心を持ちては、立所に貧困すべし、我は二拾萬石の大名と思ふ故、其心得を以て諸事を取斗ふべしと仰られき、

一初め時習館を被與候て、諸事御心を被盡候内に、或日難有御意被遊候は、今度申付候學校の役間には、勘定の帳面杯は、無用の事にすべし、諸事入用次第と被仰ければ、御家老を始め皆々目と目を見合せ、是は殿には如何なる思召ぞや、斯ては諸事尻を結ばぬ糸の如くして、御意不可然、是其役人共を、私欲の淵に落す阱とも申べしと、申上ければ、君仰有けるは、成程汝等が申所、一理無きにしもあらず、然共我こゝに思ふ仔細あるなり、學校は外の役所と違ひ、皆家中の年若き者共の出席致所なれば、算用らしき事を見聞致させては、おのづこ生立者共の心に、卑劣なる事共の移りては、行向吾損になるべき事は、いか斗の事かと思へる、費の多からん事は聊の事なり、たごひ勘定の帳面ありても、私欲をする者は、私欲はするぞ、少々は損もせざれば、大なる益はなきものなり、我は若き者共の生立をおもふ故に、かくは申付じ也と被仰き、

一或時秋山儀右衛門を被召て、四方山の御咄被遊候時、御意被遊候は、汝は國家の大工殿じやが、外



に頼む事とはなし、我がまつぼりの若き者共を導きくれるには、一ト所に橋をかけぬ様にして、向ふの河岸に渡しくれよ、川上の者は川上の橋を渡り、川下の者は川下の橋を渡り行かば、其者共廻り道なしに才能をなすべし、さにもかくにも、河向の孝悌忠信の道にさへ橋をかけてもらへば、吾用には立つべし、其の橋の掛所は、汝が心にあるべしと被仰き、

一或時の御鷹野先にて、小き井手川の流の水を、御手にてすくひ給ひ、召上らんと遊しけるを、御傍の衆より、其水はむさく御座候、其爲にこそ御茶辨當も、御持せに成申なれ、もし御中り被遊ては、大切成事なり、暫く御待被遊よかしと申上ければ、君殊の外御機嫌損じて、吾を大切に思はゞ、かゝる柔弱なる心は付けまじきなり、汝等が言の如き故、大名といへば柔弱にし、病氣者となるなり、のみ度時は金汁の様なる水も、毒とはならぬ物ぞと被仰て、召あがりき、

御取寄被遊、そこにて召上らんと被仰ければ、御傍の人々、そこは唯今にもこやしをかけ候て、むさく御座候、外の所に御座をかへられ候様申上ければ、汝等は愚なる事を申すものぞ、こやしを嫌候はゞ、野菜は一切くふ事はなるまじきなり、今こゝにてくふとて、こやしの飯につくものにてなすと被仰て、そこにて召あがりき、

一君御難船の時、御座船に乗居候人、皆人の色ある者とはなく、或は打臥、或は吐にまみれ、さまざまなる中に、岡田多喜平、中西格助兩人、漸く御次に屹トひかへ居て、歎息しけるは、唯今にも、君の御大事あらんに、腰のぬけるは、何の働も成難からん、多くの御人も、かゝる時は用立者の少き事の、かなしさよとつぶやき、君には如何しておはしますらんと、御次より静に伺ひけるに、君には少しも御平生の御色に變らせられぬ御様子にて、それを拜せしより、兩人はいやましに氣を引立て、一騎當千の思ひをなし、御次にひかへ居ければ、君にも御頼敷御意などありしとなり、乍畏是にてかねての御氣象のはゞ、推してしるべきなり、

り、

一君の御居間の出入口の御敷居、年久しくなりて、そここのくひあひゆるみて、出入の時、少しにても御敷居にさはり候へば、御唐紙一同にたふる事度々にて、或時御火入など打返し、恐入たる事共の多かりければ、御近習の人々申合せて、かくては何とも恐多し、御作事に被仰付て然るべからんと、奉伺れども、何共御意なかりければ、其後七八度も御様子伺ひけるに、其時御意被遊候は、汝は不入入事を氣にかける者よ、此唐紙がたふるれば、何程の事かある、未だ吾心をしらぬと見えたり、吾れ國の主たれば、是しきの敷居を替へさするは、いと安き事なり、然共是しきの事、是しきの事と申せば、際限有べからず、今國中の敷居のゆるみは、唐紙も立ぬ程にあれば、これほど吾身にとりて耻敷事はなきなり、それを思へば、吾居間の敷居は、是にてもまだよすぎたる事にて、少しも耻とは思はぬ故、夫は無用の事と被仰き、

一或時御客様の時分、御咄に世の中は嫉妬にて固めたる物なれば、人を使ふに心得ある事なりと、被仰き、

一君未だ御部屋住にて被爲入候時分、内山又助御傍に久敷勤居けるに、或時君御意被遊候は、汝は年久敷精勤致故、何がなとらせ度思ひ、心を配れども心に任せず、こゝに袴一具はあれども、是をやれば、跡は白衣にて暮すより外なしと被仰ければ、又助は涙を流し、誠に御品を頂戴致したるよりも、難有段を御禮申上退出しぬ、又或時何方にか御出被遊候時分、御鼻紙不被在御持合、御迷惑被遊候時、御傍に木原惣兵衛居候が、乍恐御用に立可申と、惣兵衛持合の紙を差上げるとなり、又或時御蚊帳に、多く蚊の入候とて、御自身に糸にてそこを、御繕ひ被遊候て御凌被遊候故、下情によく御達被遊候て、難有御事共の多きにや、一君かねて少にても反古紙の白き所は、御切ぬき被遊候て、物に入被置、心覺の書付は、これにて足りぬべし、あたら白紙を切崩さんは、國土の費なりと御心を被用き、

一或時御近習の人々に御教訓被遊候は、人各長所短所の無きものはあらず、世の中の人、人の事を

誇り笑ふを聞くに、多くこちの長所を、彼が短所にあてふそしり笑ふ事なり、それを思へば、脇よりは聞くに片腹いたき物なり、たとへば山の獵師を海の漁師が、海にて勇氣なすと笑ひ、海の漁師を山の獵師が、山にて勇氣なすと笑ふが如し、笑ふは却て笑はるゝの種なるゆゑ、智者は戯にも言葉を慎む者ぞと被仰き、

一或時、宇土侯月翁御殿に被成御出候節、様々の御嘶の内に、當時面白き唄を覚え候、これは八代萩原の塘普請に唄ひ候由にて、未だ其ふしは御聞被成まじ、御前にて一節唄ひ候半とて、稻津彌右衛門様は佛か神か、死ぬる命を助けさすといふ唄を、くり返して高らかに御唄ひ被成候へば、君には不怪御機嫌に被爲入、御笑ひ被遊て、其様と云言葉は耳立故、夫ははぶきて唄ひてよと、御意被遊ければ、其様と云言葉をとりましては、唄のころがあしくなりまして、唄はれませぬとありて、御笑に成けるとなり、其御笑ひ聲、御唄共に手に取様に、表御番の詰間まで、よく聞えけるなり、かくまでぬびやかに、御くつろぎ被遊たる御様子、誠

に恐れながら、つかへ奉り易き御事にて、難有と申も畏れあることなり、

一或時君御咄の内に、吾此頃よき學問をしたり、頃日厥の小者共、吾馬の善惡を評論したるよしにて、思々に其者共の、受持の馬に最負ありて、とかく人の受持の馬に苦情つけて、いひ落さんとて、後はこゝろ高にいさかひたるとなり、其内一人初より其評論に加らざるものあり、申けるは、最負目に目なしといふ事は、かゝる評論をやいふならんと云ひすて立けるとなり、吾其心を聞きて、つく／＼思ひみるに、人を使ふとて、最負目には、尤がつきやすく、目の見えぬ事のありて、脇目入目の責を受ん事のおそろしさよ、吾はよき學問をしたりと被仰き、かく匹夫の言をも御捨不被遊、御身に行はせらるゝ事の難有さよ、

一或時、御詩會の席の御咄に、眞の詩人の風雅は學度事なり、多くは詩人の弊を見て、其習はしを風雅と覺えて、世俗に劣りたる異風雅の學者多し、眞の詩人の情は、韋應物が詩に、獨無外物牽、遂此幽居情と云ふ心ばへこそ、眞の風雅とはいふべ

けれ、然るに世の異風雅人は、家居器物皆唐物にてはりまはして、強ひて風雅に粧ひを求め、常に唐物の外物に心牽かれ、物ほしがりに心いそがはしく、終には物を玩びて志を失ひて、おごりを極めるにいたる、心をして學ぶべき事なりと被仰き、一或時經書御會の後の御咄に、聖經の會は、解し難き所を互に出し合せての相談なり、然るに机をたつき、目をいからかし、彼に負けじと互に云ひ募るは、いさかひとも申べく、善を求る心は何れにあるやを不知、義理に二ツはなけれども、常人は義理は申次第の様にあれば、つまり水懸論と成事多し、其論の替りめを聞くに、一人は内よりして外といへば、一人は外よりして内といひ、又一人は修行の場よりいへば、一人は修行成就の所にていふなり、物をよくいひ覺ゆるの誓古とも成べけれども、不理をも、理にとりなし覺えては、人の諫を拒むにいたるの畏れあるなりと、被仰き、一又或時御會の時御咄に、人の剛柔論定まる所ほど、しれ難きものはなし、今の世の人の、剛柔を論定するを見るに、多くは言葉だたかひの上につきて、

何某は剛なる者、何某は柔なる者と、人の事をみだりに論ずる、あるまじき事なり、言葉戦に勝つを見て勝とせんか、又負くるを見て柔とせんか、世の諺に道理そこのけ、無理が通るぞといふ事あり、まけて居る人こそ、よはこと思ふなごも有りて、言葉の上のいさかひにては、聲の高い者が、勝利を得る者なれば、口先のりきみ斗にては、剛じとも定め難し、亂世には、朝の言葉は夕に其しるし見ゆる故、身に覺えなき口先のりきみをなす者は、稀なりき、自慢勝に成りたるは、治世の弊なり、口は劔の如くあれども、人にすがりて立身出世を求むる者があり、是柔の柔なる者なり、權現様の御詞に、智者の愚者あり、愚者の智者あり、智者の愚者は、逃るに心あり、愚者の智者は、逃るに心なし、事に臨んで平日の言葉に違ふほど、見ぐるしきはなし、平日の言葉よりも、まして事の出來るは、其人おくゆかしく思はれて、一きは見よき物なりとの給へり、故に言葉にてりきまんよりは、行にてりきみたきものなり、事にあたらずしては、生き身ほど、油断ならぬ者はなきなり、

其人死して後、剛柔の論は定まるべしと、仰せられき、

一或時の御意に、流水はよき物なれども、流水斗にては行はれず、ごちやうのすむたまり水も、なくてかなひがたき事なり、ごちやうも造化の功なれば、よそには見られず、事を執る者には、心得あることなりと、仰せられき、

一或時御取次に何某、御安否を窺ひ奉る由を申上げるとき、安否とは、安否とこそいふべき筈の字音なれどもと仰せられき、

一或時の御咄に、事は足らぬの足を、つとめても知りたき事なり、よき烟草を得たる時は、よき烟管につめたき事を思ひ、よき鳥を得れば、よき籠を得て入れたき事を思ひ、よき硯を得れば、よき筆紙墨を思ふは、人情の常にて、よきによきの對する事、心のまよにせば、際限なき事なり、際限ある金銀を以て、際限なき事をなすは、愚者の愚とも申へし、大名のおほやうは、大方此愚者の部類に入る事多ければ、吾はよき事の對する事を、深く戒むるなり、忘れたらば心をつけ呉よと仰せられき、

られき、

一或時陸奥様と御馬事被遊候に、陸奥様には、御厩の小者にも、御直にいろ／＼被仰付事の有りければ、君それを被聞召て、被仰けるは、御家にはよき御仕付ありて、御小者にも御言葉を直にかけられ候事、御義敷事なり、私は家の仕付あしくて、小者杯には直に物を申事を、家來共より許しませぬ故、不自由成事多し、返す／＼も御家には、御義敷御仕付なりと仰せられき、かくて御改めなきは、御心に任せられぬ所ありしにや、

一或時の御咄に、大名には成間敷物ぞ、蚊を一ツ打殺しても、鬼の首を取じ様に、御手柄なりと譽めそやされて、太郎冠者の拍子にのる事よと仰せられき、

一或時鳥井銀平心に快からぬ事の有りて、御近習の役儀辭し奉らんと決斷を定め、出勤をも引きて、組頭に内意を申ければ、頭よりもそれは不所存の事なりとて、しひて留めけれ共、思ひ定めたる事なれば、是非々々御役を不奉辭ては難叶と云募りければ、組頭もあつかひ兼ねて、止事を得ず

其事を御内聽にいれければ、よしく、銀平には吾より申聞する筋あり、急ぎ銀平に出候様に申遣へしと仰有りければ、頓て銀平は御前に罷出けり、然る處君怪からず御叱被遊て被仰けるは、銀平は役儀を斷らんとす、汝が如き馬鹿者は、外様に出ての付合は、一日もなるべからず、よくも馬鹿事を申出づる物かな、吾使へばこそ、馬鹿ながらも通れり、手づかへなき様に、今日より勤むべしと御叱遊されければ、銀平は誠に何とも申上る詞もなく、難し有、事身に餘りて、御前をさがり申ける、かくまでの君の御恩の忘却して、不所存を申出たり、今日よりはたとひ身は粉にくたくるとて、君だに御仕ひ被遊ば、死するまでは、御傍ははなれまじと感涙を流し、不所存の段を、重々御斷を申上て、其日より、直に出て勤めけるとなり、誠に此の事を聞者ごとに、感涙をもよほさざるはなし、

一寶曆御改革の時は、君みづから御精魂を被講候事、一本三十三ヶ年二作三ヶ年の間之事にて、其間は晝夜の差別なく、御机にかゝらせられて、御枕をも安く被遊ざり

ことなり、其内御一存にて、御決せられがたき事は、翌日を御待不遊、夜ともいはず、御役人を召れて、御相談ありことなり、或時夜半頃に、俄に蒲地喜左衛門を召れるに、急ぎ御殿に罷出ける、折節夏の頃にて、君には御蚊帳に被爲入て、御机の傍に御座被遊、喜左衛門を御傍近く被召ければ、喜左衛門は御蚊帳の外にひかへ居けるに、此蚊帳の内に入るべきよし、御意被遊ければ、喜左衛門は恐多くて、御意は千萬難し有は奉存候得共、此儀は幾重にも御免被遊被下べき旨を、申上ければ、君の仰には汝も人じやもの、蚊にくはれてよきものか、汝が心をおきては吾も心をおきて、相談はならぬと云物なり、心障りなくてこそよき分別もつく物なれ、是非々々仰ありければ、夫にては御辭退申上るは、返て畏多しとて、御蚊帳に入りて、さまざまの御相談申けるとなり、借東じらみにもならば、然らば退出致さんと申ければ、これにて心おちつきたり、氣にかゝりて眠らざりしに、是よりは心安く眠るべしと被仰き、斯る事、時夜數有りことなり、

一或時誰か申上げん、今日は御煤取被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候由を申上げれば、不<sub>レ</sub>怪御笑被<sub>レ</sub>遊て、煤にまで御の字はいるまじきに、念の入たる事なりと被<sub>レ</sub>仰き、

一或時の御咄に、正直は馬鹿の唐名と云事のあるは、うはばじりの才智めかす者の云始めたる詞なり、又此頃聞くに忠孝は愚鈍の門にありと云ふ事をきけり、かゝる事を云者は、忠孝嫌ひといはぬ斗の事にて、よきつらの皮にて、申出づるものかなと被<sub>レ</sub>仰き、

一君御代に即せられし時、御雪隠の下に、稻のもみのぬかのしきてありけるを、御覽被<sub>レ</sub>遊て、もしも米もやまじりつらん、其畏あれば、行向砂にかへよと、御意被<sub>レ</sub>遊けるとなり、かゝる事迄にも、御心を用ゐられし事の、御厚き事を知るべし、

一或時の御咄に、人の悪事を聞きて、よろこぶ色ありて、人にも言の葉に、しほのさきこはれるやうに花を咲かせ、陣子の定まらぬ者は、必らず表裏ある者なり、大事を謀る内には入れ難し、必らず密事を漏す媒なり、又陣子の沈み過ぎたるは、姦悪の相なり、然れども人を見るは、酒座にて見よと

は、うべなる申ごさと思ひあたる事ありと被<sub>レ</sub>仰き、

一或時の御咄に、終日物語をして、弓矢のさたにいたらぬ咄斗にては、さても退屈なる物なり、然れども古き軍咄は、そこ取りそこ出し合せて、首尾のつかぬ物なり、咄の類にふれて、萬事に變化せざれば其益を得る事少し、吾好きの事とて、一片の咄をすれば、聞くものは吾好き程はなくて、退屈出来て、そのふちはおもしろき變化の咄にはなり難き物なりと被<sub>レ</sub>仰き、

一或時の御咄に、他人のよき仕合せを見て、あの者はまへつかた、何々の事したりなごいひて、其人をいひさますは、聞きよからぬものなりと被<sub>レ</sub>仰き、

一或時の御意に、かくまでも人の悪き事を聞事よ、五歩々々には、人の善事もあらんものをと被<sub>レ</sub>仰き、

一或時論語御會の節に、小過をゆるし賢才をあげよと云ふ章を、けしからず御歎息被<sub>レ</sub>遊て、被<sub>レ</sub>仰けるは、誠に小過をのみか、小悪を勘辨せねばなら

ぬことよ、古人の詞に、人をとりたてんとする時、必ず悪説出来て、其者を捨る事あり、大義を小詞の出づるにすつる事、痛き哉といふ事あるなり、誠に大切の前には、小悪を見ては、勝基はうたれぬ物と見えたりと被<sub>レ</sub>仰き、

一或時、御弓被<sub>レ</sub>遊候に、御中り悪く被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在て、暫く御休息被<sub>レ</sub>遊、御物語の内、あてきほどあたらぬ物はなし、かくあたらすては、吾も世の中の慷慨者の部類に入ることよと、御笑ひ被<sub>レ</sub>遊けるとなり、

一或時御會の節御咄に、くひ物も、たしなき物が甘きなり、後世は書物をかさねて、あまり全備致し過ぎたる故、書物のうまみが、身にしまぬことに成りたり、昔の義経は、六韜三略を得んとて、臆をこがしてやうやく身に得られし故、其信仰も厚くして、六韜三略も書物にては居らず、今は犬打童も七書を讀まぬ者はなし、夫故書物は書物にて棚にあるなり、世に書物を秘する事あるは、勢を見ての智者の仕事なり、夫を秘するは、狭き事なりと譏る者もあれども、うけられぬ事なり、それも物と

りに秘するは、抑々未なる事ぞと被<sub>レ</sub>仰き、

文化某のとし

高瀬武昭しるしぬ

宇野東風校  
古城貞吉重校

官職制度考序

夫王者馭世也、立官設府、爵位祿秩、以行黜陟之政、是周之所治、而歷代有典籍也、書云、我有官君子欽乃攸司、慎乃出令、令出惟行、弗惟反、學古入官、議事以制、政乃不迷也、孔子不言乎、名不正、則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興、則刑罰不中、刑罰不中、則民無所措手足也、凡事名實乖戾、則玉石交錯、涇渭混淆、美惡無辨、清濁不分、人莫知所其適從焉、昔周公正名百官、而萬邦服其仁、仲尼修飾禮樂、而天下稱厥德、老聃云、有名萬物之母也、是厥經治國家、以正名立官爲先也、官得厥人、則府能治、府能治、則發號施令不苟且、號令不苟、則民信、民信則政不迷、政不迷、則莅事無煩、百事舉焉、萬機簡焉、上下快樂也、夫我先君妙解公、衛經附說寬永襲封之後、星霜至于今二百年、富國強兵、戶給家足、而民謳歌于衙也、衛經附說妙解公六世之後、靈感公之治國家也、雖沿祖宗之法、觀察時勢、改革其舊弊、政由聖謨、大得立官之法矣、設府具官、分職而司之、謂此寶曆之改革也、名實官爵大定矣、又設成學校、教化大行、溫柔敦厚之教、亦未嘗廢也、又建立醫學館、救人民之疾苦、儲義倉而賑恤飢窮、若此者、雖三代之治、豈外於此哉、予究考國家風教之所由、官得其人、諮事以度、齊物以制、如此者、不由學校之政行、而鼓舞之以禮樂、導之以孝悌、安能得至于此乎、故永

康兆民、教化洽于邦内、豈不愉快哉、此國家萬世無窮之統也、小臣垣塚文成、數世浴澤奄矣、今述立官制度之略、上從大夫下及徒隸、各記其職掌分數、名曰官職制度考、以秘於帳中者、雖事々非機密、由書政典制度之大概也、予身雖卑下、當辱史職、質無修行、雖具一日之員、未必賢於寮友、唯游溢於國家之澤、養老扶幼、欲報此德、昊天無疆、素餐豈自不耻於心哉、故述此篇、欲傳之於不朽、而報國家洪德之萬一也、雖然乏才寡聞、固拙藻翰、唯記見聞之所及而已、不及者、闕而以俟後日之訂正者也、文化八年辛未春三月

東肥熊府 垣塚文成章謹撰

凡例

一凡此篇集、不用御字者、倣先覺太宰氏經濟錄例也、非敢不敬之義也、  
一凡國家之機密、非外人之所知、又非厥職掌者、不得詳也、故多闕如焉、  
一凡本邦之立官、朝廷有職原、和漢相當、後世訛舛、而厥名實不正、以官爲人名、海内皆然、流俗之弊、今不得改之、况元和革命之後、天下宛然封建、列侯三百、各衛其邦疆、受制於王朝、政由聖謨、雖以相似具官員、倭國之俚語、戰國之習號、又重之以風土之方言、爲官名而已、故多不相當漢名、是以取近似、傍注之、不得其考者闕焉、以俟博識之君子也、

垣塚文成章識

官職制度考一

府城一所

磁國家之兵器械器之類辨其名數以備國用  
肥後熊本飽田託摩兩部之内なり  
城内之事不得詳

城代

二人 長岡内膳  
長岡内膳

宗室二人に命じて城代たらしむ此

主君在東都の時一人更番して勤之又國學總教の任あり

花畑館

主君の館なり本丸外山崎にあり

主君在國の時は家老以下百官有司日々交番して諸事の政令を掌り用事を達す官員左に詳なり

傳へ云此館は先國主加藤主計頭清正同肥後守忠廣

在城之時遊宴華圃の地なりと

寛政九壬申冬妙解公襲封の初在城し給ひ其後此館を營造ありて居宅となし代々住し給ふ常居の所を陽春と名づけ又披雲閣と云表の書院を

九曜間 中柱間 佐野々間 鷹間 弓間 鐵砲間 廣間

其外百官有司夫々の部局分曹ありて森然として列を成し門戸鑰鎖晨昏開閉の定あり出入を嚴にして異色異形を禁じて臨時用ありて出入する者は券符を以て出入を許す券符符帖無者は猥に入事を許さず

漢名大夫家老は大夫之家の宰臣を云是と不同

家老職 三千五百石高役料二百苞

世官三人あり松井米田有吉なり松井米田は長岡の氏族を賜り爲稱是を三家と云一代家老二人あり都合五人の員數あり内四人は軍團師旅の卒伍を預り將帥の役を兼勤し組の支配を掌り國政の管轄論治道之要一以佐國君一變理陰陽一治平國中一統正群生一無所不摠不下以一職一名其官上

漢名參知政事之類

中老職 二人 三千石高役料二百苞

國政を關り開事家老に同じ以上家老中老日々政府に座班し一人交々用番を立政令を參議し國中上下の淑慝を薰正し命誥號令の文書簡策用番より奉行役に渡下奉行役奉之國中に詢達し又人々の願請を許可是

君公は自ら聰明照察を不<sub>レ</sub>尊故に國老を得て任<sub>レ</sub>之給ふ蓋

君徳は深沈寛洪を尊<sub>レ</sub>び給へばなり

周禮には冢宰と云が如し

漢名尙書令に類す爵位 留守大頭同列

**大奉行** 一人 千五百石高役料百苞

家老中老に參座し國政を關開百官を總領し端揆に儀刑し諸號令を審にす奉行の長官なり最任重し案周官曰冢宰掌<sub>二</sub>邦治<sub>一</sub>統<sub>二</sub>百官<sub>一</sub>均<sub>二</sub>四海<sub>一</sub>とあり此官ならん

漢名御史大夫之類なるべし爵位右に同大監察なり

**大目附** 二人 千五百石高役料百苞

家老中老と同席して政事の參議を見聞す外に職掌なし或は家老の代として東都の藩邸に交替す是を旅家老と唱

番頭格 金銀米粟出納計士の采地俸米増減の事 都ての符帖に官印私印を用る差別あり

漢名周官の六卿又唐の六部の如し爵位中比着座吏部尙書の類

**奉行** 六人官印 八百石高役料五十苞

内二人は副役なり五百石高役料四十苞物頭格内一人交々東都の藩邸に交替す其外日々政府に坐班し一人

づ<sub>二</sub>當直し政治を僉議し淑匯を討論し大奉行に以開す大奉行審にして家老中老に以開し事の輕重により

君公に聞達し可許を得て奉行す常に私第に紹<sub>ハ</sub>館<sub>ヲ</sub>を置て國中の宛滯を申べ以萬人の情狀を疏通し直訴せんと欲る者は訴狀筐に入るなり

是其の官長の下を抑塞せるを訴へしめて只管に越訴を禁じ猥に越訴する者は有常刑分職如左

漢名中老屬物頭格

**目附** 八人 三百石高職料二十苞

此官常に政府奉行間に坐班して萬機を監察す屬に

**横目** 十人あり十三石五口なり目附の指揮を受けて

國中上下の淑匯を監察して目附に以開し東都藩邸に二人大阪に一人交替す京師にも大阪より來住するなり今は十三人あり傳に云十目之所視十指之所指其嚴哉國中之洪廣不洩十人之監所以立此官也

家老之府なり政府と唱唐の尙書省の如し案周官六卿分<sub>レ</sub>職率<sub>二</sub>其屬<sub>一</sub>以倡<sub>二</sub>九

牧<sub>二</sub>阜成<sub>一</sub>兆民

**奉行所** 根取二人 漢名主事

**常用局** 書記八人 同史

此局は當直奉行の府なり日々の雜事臨時の用を取調す簿書策書簡牘此府に藏む家老奉行根取書記其外晝夜一人づ<sub>二</sub>用番の受持有政府退去後不時の用を辨す

漢名秘書省の類

**機密局** 佐貳役 二人 官印有  
根取 一人  
書記 八人

此局は國中の大事詔諭の號令士の選授勳封考課積分三年大比賞罰の政令を司る凡事は密を以成り洩露して敗る故機密局あり家老の文書を取調す奉行六人都て此局を指揮す

**考績方** 此局に屬す三年にして考<sub>レ</sub>績<sub>レ</sub>是内外文武

の官吏淑慝考課を掌る根取の調なり

漢名吏部の類

**選舉局** 根取 二人  
書記 四人

此局は歩使番以下官吏卒徒隸に至る迄進退の政令考課忠課賞褒及市井農商の勤惰褒貶を司る選舉方奉行の府なり簿書簡牘此府に藏す

漢名大府寺又監計局

**勘定局** 根取 二人  
書記 四人

此局は國中勾會度支金銀錢米粟出納の指揮を掌る局なり勘定方奉行の府なり簿書策書此府に藏む屬府如左

**勘定所** 算用所 銀倉 等の各官人已下條に陳す

勘定局の屬唐の大府寺の如

**勘定所** 此府の内に分曹あり

**現米局** 此局は米粟諸穀の出納得失之事を議す

**現銀局** 此局は金銀錢諸幣の出納得失を議す

**受局** 此局は貢稅米穀金銀錢諸貨助運上銀錢都而買入し來る員數購學て受納る事を取調す

**已上三局を合積り方と云勘府最要の勾會なり**

根取錄事智術廉潔の人を撰て任すべし

此局は金銀錢米粟諸穀出納の議定り此局にて券帖を取調し渡す米倉銀倉の吏其券帖を證して米銀を出すなり

**拂局** 此局は切米取已下月俸俸體の渡し方券帖を取調す

**切米局** 此局は采地の土已上月俸俸體の事を取調す

**總銀局** 此局は采地の土已上月俸俸體の事を取調す

買物局

此局は布帛及諸品國家入用の器物貸附の類商賈より買調る事を掌る

當用局

此局はすべて當用臨時の用諸貨器用出納の事を掌る

右勘定所一府の分曹なり又附屬の官府條下に陳す

勘定方奉行屬物頭格漢名司會周禮圭天下之大計官之長

勘定頭

五人 百石職料二十五石 外現米三十石

此官府に班坐して國計を勾會す國用の度支入を計り出るを勘ふ官屬如左

根取

七人 二十石三口中小姓は加二口

是謂司番

錄事

五十餘人 十石三口

切手番

六人 五石二口

手傳

八人 三石二口

小細工

三人 三石二口

荒仕子

二十八人 三石一口

右勘定局一府の官なり屬府左の如し

算用所

漢名 勘定方奉行の屬

算用頭

二人 百石二百石之間職料二十石銀二十枚

此官は貢稅總勾會米銀所々の出納其外貨財様々の一ヶ年受拂の清算をなし過不足を糾す役なり

根取

二人 十石四口

書記

六人 八石三口

手傳

二人 三石二口

荒仕子

二人 三石一口

小間物所

此府は勘定所の屬にて所藏の貨物布帛筆硯紙墨芋麻糸繩紅粉油蠟燈等の品物勘定所の指揮を受けて出納を掌る

根取

一人 中小姓十五石五口

支配役

四人 八石三口

錄事

二人 七石二口

手傳

二人 三石二口

荒仕子

二人 三石一口

諸道具方

此府は邦國日用の器械屏障襖幕帷匳篋器桶夜具衾膳椀鍋釜燭器一切の械器此府に納む勘定所の指揮を受けて出納を掌る

支配役

三人 八石三口

錄事

二人 七石二口

手傳

一人 三石二口

荒仕子

二人 三石一口

賄物所

此府は邦國日用の鹽贈水醬乾果酒醴尙食餅饅の類を調す出納は勘定所の指揮なり

根取

一人 中小姓 十五石五口

支配役

二人 八石二口

錄事

二人 七石二口

手傳

三人 三石二口

荒仕子

四人 三石一口

銀倉

此府は國用の金銀錢を蓄儲し出納の事勘定所の指揮を受けて取調す

根取

一人 中小姓十五石五口

支配役

四人 八石二口

錄事

三人 七石二口

手傳

三人 三石二口



荒仕子 四人 三石一口

炭薪會所

此府は薪藪の所藏荒仕子會所下臺所此内にあり荒仕子の總判又圍圖の食事を調るなり

支配役 二人 八石二口

録事 一人 七石二口

手傳

荒仕子

漢名諸市署

町局 根取二人 根取已下寺社局兼職、書記四人 市井督官印あり

横目三人 廻役三人 小使三人

此局は城下市中の支配を掌り公事訴訟萬事の指揮を取調す町方奉行の府なり簿書策書圖籍此府に蔵す城下町如左分て十五懸とす

新一町目 五丁 同二丁目 二丁 同三丁目 三丁

蔚山町 一丁 職人町 三丁 細工町 六丁

西古町 十二丁 中古町 十二丁 東古町 十三丁

紺屋町 八丁 京町 二丁 今京町 一丁

出京町 三丁 本坪井町 八丁 新坪井町 十三丁

右十五懸を合て八十二丁なり夫を四ツに分ちて坪井京町古町新町とす一懸に別當役あり二三人より五六人迄あり此懸の長なり一丁に丁頭有一人づゝなり一丁の長なり五人組の法を立一組に組頭一人づゝあり一懸に肝煎物書ありて一二人づゝ別當以下町方根取支配す市中店肆の内に士農其外遊民の雜居を禁す又都下の火災火消の組を定置て非常を戒む又城下町に准る町  
川尻町 高瀬町 高橋町 八代町  
是を四ヶ町と云熊本を加へ五ヶ町なり四ヶ町に市正司あり別當以下熊本に同じ都て町局に屬す又宇土町佐敷鶴崎熊本に准す郡代支配す

漢名市正司

町奉行 三人 町廻三人宛足輕 五石二口

○川尻町 一人 都下より 職料 五百石高物頭格

○高瀬町 一人 七里 職料 二百石高平士

○高橋町 一人 同 職料 右同

○八代町 二人

此所は都下より十一里南方にして薩州境邊要の城地なり正保の初年より家老松井佐渡守之代々此地の城代たり外に番兵四十餘人副守たり町奉行松井の家臣勤之熊本町は町方奉行の支配たるにより別に町奉行なし、

漢名司儀署

客屋局 根取二人 當用局より兼職 書記二人

此局は巡見使諸侯の通行諸方の來賓使節來往吉凶禮之儀式都て他邦に係りたる事及使僧飛脚の類君公東都參勤朝聘の事を當客屋方奉行禮部禮部の府なり簿書簡牘此府に蔵む此局に屬する客屋客所々所々にあり

漢名典客署

客屋 同家客

客屋支配 二人 中小姓十五石五口

録事 二人 七石二口足輕格

荒仕子 三人 三石一口

漢名工部の類

普請作事 根取 二人 當用より兼勤

掃除道方 書記 二人

此局は土木の事經營興造の衆務凡城池の脩繕修繕の程式悉く經度トシヘカクす分て此を細にすれば普請は城郭石壁修築を指揮す作事は官府公館の經治興造塙の修理を指揮す掃除は城中を始公館庭中都下街道の掃除陰壘陰壘の修理を指揮す道方は道路の修造を指揮す各屬官あり

漢名將作署

普請作事所

爵物頭作事方奉行の屬

普請作事頭 二人 三百石高職料三十苞

此官は邦國脩造建立土木營構梓匠の政令其外雜材を致し其曲直適用の差を分ち其器用を制し其功巧を程す及版築塗泥の事を掌る

漢名將作監爵平土作事方奉行屬

目附 二人 百石ヨリ二百石ノ内ヨリ任ズ

根取 四人 中小姓十五石五口

役人 三十四人 八石二口

録事 六人 七石二口

二十人役 兼録事 五石二口

横目 十三人 十石三口外加一口

大工 三十二人

大棟梁 七人 十石三口外加二口役人格  
小棟梁 九人 同格

平工 十六人 同二口

鍛冶棟梁 一人

國中の鍛冶都て屬之勤公用

石工 七人 穴生ト云石壁ノ事ヲ勤 十石二口

左官 七人 棟梁一人塗泥ノ事ヲ勤 八石三口

小細工 六人 六石二口

張付師 二人 棟梁一人小細工ヲ兼 十石三口

瓦工 七人 草取兼 四石一口

瓦葺 七人 草取兼 四石一口

屋根葺 十人 兼工ヲ 六石二口

竹細工 十人 兼工ヲ 六石二口

疊差 十人 六石二口

柿葺 以上百工皆其長ありて統之

手傳 二人 間内ノ使令 三石二口

人仕 七人 百工ノ勤惰ヲ促ス 五石二口

手木 廿九人 土木ノ力役ヲ勤 五石二口半

小屋手傳 十人 諸方役使 三石一口半

抱夫 十八人 一口半 給錢七八貫 多少アリ

働夫 二十人 一口半 給錢右二同 十四貫

已上作事所の附屬にして日々之造作奔走を勤む日傭夫あり造作の大小によりて増減あり百工都て九月より四月迄早晨六時より出て昏に歸る

掃除局ノ屬

掃除方  
道方

掃除方奉行ノ屬平士 一人 百石二百石ノ内 職料二十苞

官長なり府中所々掃除道路の廣狹を改め修造を指揮す

目附 一人 百石以上ナリ 職料

根取 一人 十石三口  
横目 二人 十石三口  
録事 二人 七石二口  
人仕 一人 六石二口  
掃除人 一人 五石一口  
支配番人 一人 五石一口

城内局 根取三人勤定局ヨリ兼之 書記四人

此府は城中の出入戎器の脩造資糧一切城内の政事を掌る城内方奉行の府なり簿書策書此府に藏む屬府 天守方 あり此内に又分レ職如左 城内局に屬す

天守方

此府は軍國の戎器儀仗齒簿平常修造出納の事を掌る

漢名戸部中耶ニ近シ爵物頭格城内方奉行ノ屬 天守支配頭 二人 百石已上二百石 職料二十苞

- 目附 三人 百石已上
- 根取 二人
- 横目 三人 十石三口加二口
- 具足支配 三人
- 弓鐵砲支配 三人
- 鹽硝支配 三人 八石二口宛
- 掃除支配 五人
- 刀鍛冶 九人 各十石三口内外有差等  
已下准之
- 具足師 八人
- 金具師 三人
- 鐵砲師 三人
- 鐵砲臺師 四人
- 鋸鍛師 二人
- シナヒ師 一人
- 弓師 二人
- 柄卷師 二人
- 塗師 七人

- 鞍打師 一人
- 革細工 一人
- 鑓柄師 一人
- 雜細工 一人
- 馬具師 一人
- 縫物師 三人
- 弓矢師 四人
- 研師 四人
- 石百工天守方に屬して日々其用を勤む
- 紺屋 一人
- 筆師 一人
- 紙漉 七人
- 繪書 七人
- 鞆師 一人

右有所屬而勤邦國之用一城郭中の出入は城内方奉行の指揮を以出入す城内の事外人猥に窺知事を許さず又機密多ければ詳に記さず其職員の大略を記す

漢名舟楫

船方

根取二人常用局ヨリ兼之  
書記三人作事方ヨリ兼之

此府は川尻 海濱地各水塞所ナリ 府城ノ南二里ニアリ 鶴崎 同上東方三十 兩水塞の舟楫の指揮を掌る舟方奉行の府なり簿書策書此府に納む屬官舟手あり如左

船方

船方局に屬

船方奉行ノ屬諸准物頭

- 船頭首 四人 百石已上又中小姓あり
- 鶴崎二人 川尻二人
- 組脇 四人 采地又は中小姓あり
- 右同
- 船頭 四百二十八人 八石三口
- 右同百三十人川尻 二百九十八人鶴崎
- 加子 六百九十二人 六石二口
- 右同二百五十六人川尻 四百三十六人鶴崎
- 浦水夫 三千三百六十一人

八百十八人玉名 二百二十九人益城

千五十六人飽田 四百五十四人宇土

二百六十八人八代 四百四十八人芦北

右浦々の郷民に寛永十六年閏十一月手當被仰付たる員數なり不慮の備に役せらるゝ時は跡の妻孥に三口を給せらるゝ是を水夫跡扶持と云  
君公東都交替之時も舟中被召仕事右同斷也

學校方

根取二人 勘定局ヨリ兼之勤ム  
書記四人

此局は學校の上府なり學政を掌る學校方奉行の府なり簿書策書此府に藏む

漢名國子監

學文堂

有願玉山書  
日時醫館各齊下條ニ陳

學校

講武堂

同樹有東西榭

國子總教

一人 命宗室爲國子總教

學政を提調し黜陟を專制す唐の國子司業の如し是國學を重するは人才を教育し國家の用に具せんが爲なり

總教局

なり

錄事

二人 使令を兼

教授局

錄事 二人

使令 一人

號會輔齋訓導官及生員會讀之所有時教授坐督詩文會皆於斯

教授

一人物頭格有時進尉一等爲番頭格  
錄米有時不同

助教

一人采地百石已上  
職料

物頭格

諸生の正業を督し講説を掌り詩文を刪潤し月季歲抄に積分を考課して國子總教に達す勤れば賞あり惰れば貶せらる唐の國子博士の如し教授正業

○毛詩

○尙書

○禮記

○周禮

○儀禮

○左傳

○周易

○論語

○孝經

是を九經と云是を正業とし諸生を教導す會輔齋銘云

惟齋崇徳、徳必有隣、以文會友、以友輔仁、不磷不緇、精義入神、言行月將、藝業日新、克慎于此、君子之人、尊明閑ノ額アリ長岡内膳書

講堂

朝五半時ヨリ昏時ニ至リ諸生坐班シテ試業

堂中上面仰止の二字額あり

靈威公の眞筆なり

訓導官

六員

采地百石ヨリ已上又中小姓アリ  
職料

此官一人爲啓事餘五員毎員掌諸生三三八日代ニ教授ニ講説經書一員ヲ率テ會講ス唐ノ國子助教ノ如シ且夕交番シテ間決ナカラシム各几案一脚書筐一事ヲ置朱墨筆硯ヲ統屬ス會讀坐督ノ外皆獨看ス訓導督之刪潤諸士之詩文一〇館生ハ凡館中ニ有ノ生員ナリ〇外生ハ館ニ來往シテ學ブ者ナリ句讀終リテ簡試ノ後ニ會講背誦ノ列ニ加テ講堂ニ入訓導師誘之

句讀齋

朝五半時ヨリ八時ニ至ル

講藝齋

蒙養師

一員

采地百石已上  
職料

句讀師

八員

采地百石已上  
職料

子弟十歳前後より十五六歳に至るまでを訓す孝經論孟學庸五經及唐詩類文選左國史漢等に限る背誦攻業伶俐の漢文義や通する時は簡試して會の列に入る講堂に坐班して會讀獨看詩文の課に入る此記に二十にして出で外傳に就とあり王制には十三にして始めて小學に入年二十にして始て大學に入とあり尙書大傳には十五にして小學に入十八にして大學に入とあり只大戴禮及白虎通に入歳小學十五大學の説あり年の小長は伶俐遲鈍によれば

習書齋

朝五時半ヨリ午後ニ至ル

習書師

一員 百石已上又ハ中小姓  
職料

坐督

一員 坐督ハ代見代役ノ類

此官筆論精熟把筆撥證法の如くなる者任之習書は蒙稱より誨に把筆字様の法を以てすべし把筆、法の如くならざれば長じて書を成す事を得ず國家の具にあらず唯姓名を記するは是坊間徒胥

幼儀師

二人此故實師ト云武田小笠原ノ二流采地百石已上又中小姓アリ  
職料

此官國中の子弟をひきひて時々ニ訓す和國の故式

又曲禮小儀弟子職の類皆父兄に事る坐立進退視膳吉凶軍賓嘉の式等を教ゆ徳行の基とす木を植る者は十年の後に利あり徳を種る者は百年の後に利あり士を訓ゆるも亦爾り如是漸を以誨成する時は歲月久きに及び國の子弟風儀一變じ人倫いよ／＼明にして國用に供するに足んたごひ棟梁に至らずとも楹桶に餘りあるべし世代変ては大度高堂を支るの材森然として出ん若氣短にして旦夕に効を求めんとせば久からずして壞べし是學校造士貢士の法于遠に似て于遠にあらず深謀遠慮して小利を見る事なし此幼儀師の任なり

數學師 五人 采地百石已上已下 職料

此官は陰陽變化天文推歩易道の妙用律曆の微及田疇の細に至るまで皆至道の寓する所民用の最切なる事算術に過たるは無し是算學の任する所なり  
右幼儀數學の二師は文學に屬して齋中に於て業を肄す

榭 有東榭西榭

此講武堂なり學館の傍射圃を設講武校藝の所諸技の士爰に至る傳曰有文事者必有武備かた／＼廢すべからず各有其師子弟の勤惰考課の法嚴なり其技員如左

- 居合師 四人 各有門流俸祿不同百石ヨリ
- 劍術師 十四人 二三百石又中小姓獨禮歩段
- 槍術師 五人 アリ年勞ニヨリテ席ヲ進ム
- 犬追物師 二人
- 炮術師 六人
- 軍學師 四人 謀信信之北條山鹿八幡 等ナリ
- 射術師 五人
- 組打師 二人
- 小具足師 一人
- 陣具師 二人
- 柔術師 一人

荒仕子 三人

學政科條大略

一 履寫亂錯スレバ有罰威儀ヲ整飭シ後進ヲ表率ス  
 一 朔望二日ハ暇ナリ毎月三八ノ日尊明閣ニ説經アリ聽衆斂襟正坐ス少長必順尊卑必序アリ誠心受用シテ傲慢喧嘩シテ禮法ニ違事ナカラシム  
 一 諸生之業嚴ニ課程孝經論語一科。易詩書一科。春秋三傳一科。二禮二戴記一科。是爲正業古義ヲ主トストイヘドモ新注モ又廢セズ彼是參考シ至當ニ歸スルヲ主トス  
 一 講堂ニ訓導官一人當直日夕更番シテ終日無缺坐其疑義ヲ質ス其外ハ日斯會讀詩文ノ會アリ  
 一 初一日暇十五日暇其外三十日ニ至リ虛曠ナシ  
 一 入學ノ諸生中ニハ考校シ一年ニシテ離經辨志ヲ視三年ニシテ敬業樂群ヲ視五年ニシテ博習親師ヲ視是小成ト云九年ニシテ知類通達是大成ナリ怠惰ナルハ學ヲ敗シテ大患ナリ故ニ日省月考テ時ニ試歲ニ課シテ其藝業ヲ等クシ此ヲ進退シ勤

禮術師 一人

游泳師 二人 游泳ハ五月朔日ヨリ八月晦日ニ至河濱ニテ水練ヲ習蹈水ノ術ヲ熟練ス

炮術師

馬術師カ

右各期日アリテ子弟ヲ誘テ榭ニ赴キテ肄業ス

音樂師 一人 於館中肄業

右學校文武官員大略ナリ館中典籍及肄業ノ戎器吏有テ管籥ヲ主ル其ノ覽事ヲ乞者ハ供書簿ニ記シテ許與フ吏其出納ヲ嚴ニシテ其開閉ヲ慎ム吏如左

目附 二人 三百石高 職料二十石

根取 一人 中小姓

横目 三人 十石三口

役人 三人 十石三口

録事 八人 七石二口

手傳 三人

惰ヲ督責シ勤者ハ班一等ヲ升ス一月二月モ虚曠  
アル者班一等ヲ下ス中年以上虚曠ナレバ其籍ヲ  
削リテ不列疾病故事アル者ハ是ニ限ラズ三年  
ニシテ通一經不通者移シ學習ヲ易變アルヲマツナ  
リ九年ニシテ變業ナラザル者ハ罷テ歸ラシム俊  
材成立者又留學ヲユルシテ業ヲ卒ヘシム故考課  
ノ法アリ考課トハ課程ヲ試テ子弟ノ坐班ヲ下上  
スル黜陟ノ法ナリ毎月二十九日モシクハ三十日  
ニ勤惰ヲ考テ毎季ノ終リニ再ビ考マタ歲ノ抄ク  
ニ考ヘ國子總教ニ達ス是ヲ小案比ト云三年ニ大  
ニ會校スルヲ大比ト云小比ニハ國子總教ヨリ褒  
貶アリ大比シテ  
公上ニ達シ賞罰アリ凡經ヲ修ムル事三年ニ一經  
ヲ脩ム三年ニシテ學進マザレバ寮ヲ替ヘ師ヲ改  
テ其耳目心志ヲ新ニシテ變化セン事ヲ要ス六年  
ニシテ化セザレバ又如此スル事九年ヲヘテ業成  
ラザレバ民間ニ罷歸ラシム是進退ノ大略ナリ  
一各齋整飭ニシテ常ニ潔淨ニシ凡席縱橫書帙亂抽  
ヲ許サズ烟器茶甌紛雜スル事ナカラシメ異色間  
雜ノ人入ル事ヲ許サズ又酗酒狂歌ヲ許サズ人物

ヲ臧否シ淫技戲慢ノ談ヲ停止ス乖戾者責罰アリ  
一諸生ノ館ニ入ル者其姓名郷里年庚及入館ノ歲月  
ヲ記シ積分通考ノ爲ニス  
一每日坐班ニハ朱圈ヲ印シ虚曠ニハ黑圈ヲ印ス一  
月三十日ヲ十方ニ界畫シテ一方ニ三圈ツ、十方  
三十日ナリ是明ノ國子監ノ制ナリ是諸生ノ勤惰  
作帳ヲ録スル帳面ナリ又簿帳如左  
一集行心冊 罪犯ヲ紀錄スル帳面ナリ  
一通知簿 會讀復講背書等ノ日課ヲ記スル帳面ナ  
リ  
一勘合簿 每日坐班及虚曠ヲ記ス帳面ナリ  
一供書簿 是籍典給借ノ目ヲ録スル帳面ナリ  
其出納開閉ヲ慎テ紙葉牙籤ヲ毀損スル事ヲ許サ  
ズ  
一藏書ニハ時習館藏書印ト篆文ノ印ヲ押ス朱ヲ以  
テス  
一出恭入敬牌 此生員離堂及塾外ヨリ往來夜讀ス  
ル者ニ附シテ出入ヲ通ズル門札ナリ表ニ出恭入  
敬ノ四字ヲ寫シ背ノ右角ニ付ノ一字ヲ書シ下ニ  
黑印ヲ押ス下ノ左角ニ生員ノ姓名ヲ書ス黑印ハ

時習館印記ト篆ス

一外生會讀日夕ニ至ル經子史集日期掛板アリ訓導  
是ヲ督ス  
一諸生平日俗語ヲ遠クベシ參校ハ赴館赴堂ト云出  
席ハ坐班ナリ懈怠ハ虚曠ナリ積分ハ皆勤ノ總算  
用ナリ外出ハ離堂ナリ郷里ニ歸ハ歸省ナリ休息  
ハ暇日ナリ  
一諸生館中ニ優游涵泳毎日怠ル事ナク辰牌ヨリ未  
牌ニ至ル教授是ヲ督シ訓導是ヲ助ク會讀復講再  
三習貫シ其決洽ヲ致スナリ其餘獨看歷史諸子百  
家詩文集等皆博覽涉獵ス是ヲ旁業ト云諸子百家  
ハ皆經ノ羽翼ナリ經明カナラズ諸士不通ナレバ  
經濟ニ施ス事ヲ得ガタシ虚文狹少ノ害アリ詩文  
ハ固ヨリ藝ニ游ノ一件ナリ又此二技ニ達セザレ  
バ古人ノ肺腑ヲ探ル事能ハズ如何ゾ經史ヲ讀事  
ヲ得ンヤ是詩文ノ會アル故ナリ  
一館中ニ名牌ヲ設テ生員外生作帳ナク會集スル者  
ノ姓名ヲ署シテ壁上ニ掛ル襖版アリ版ハ黑塗ナ  
リ牌ハ表朱背黑ナリ朱ト黑トヲ以テ虚曠坐班ヲ  
分ツナリ

一又積分アリ是諸生ノ詩文策ヲ歲ノ終ニ佳惡ヲ辨  
テ算計スルアリ詩ハ格調優美ナルヲ一分トシ文  
ハ義理並長字句皆則アルヲ一分トス  
右學政大略ナリ學記有別錄  
今不贅

刑法局

根取一人  
書記二人

此局ハ罪人ヲ治罰スル事ヲ掌リ國中ノ刑訟及徒隸  
ノ句覆刑罰ヲ斷ズ刑法方奉行ノ府ナリ大理寺卿又簿  
刑部尚書  
書策書此府ニ藏ス非義ヲ構ヘ鬪諍竊盜及禮節違背  
スル者ハ奉行ノ指揮ヲ奉テ廻役ヲ遣テ追捕スル  
廻役 五十人 十石 足輕格本職十四人受場廻三十六  
人坪井 京町 古町一所二十二人宛晝夜經廻シテ  
非常ヲ正ス竊盜ヲ索搜ス屬府

穿鑿所

此府ハ又推テ鞠訟獄一彈ニ糾罪名シテガキ其勸帖ヲ以刑法方  
奉行ニ達ス是穿鑿所ハ罪人ヲ換閱シ其情ヲ得ルヲ  
要トシ刑法局ハ其ノ罪狀ヲ彈糾シテ罰ヲ行フ推鞠  
與ニ治罰ト兩斷ナリ

漢名大理正刑法方奉行ノ屬物頭格

**穿鑿頭** 二人 百石以上 職料三十石

**目附** 二人 百石以上 職料

同丞

**穿鑿役** 八人 采地アリ中小姓アリ

**横目** 二人 十石四口

録事

**書記** 三人 七石二口

獄丞

**拷問役** 五人 十石二口

卒

**手傳** 三人 三石二口

**荒仕子** 三人 三石一口

**屋敷方** 根取二人 勘定局ヨリ兼之 書記二人

此局ハ都下侍屋敷大小身ヨリ中間ニ至ルマデ住居ノ屋敷出入ノ指揮ヲスル屋敷方奉行ノ府ナリ屋敷ノ廣狹ハ祿秩ノ多寡位階ノ下上ニヨツテ常則アリ

○一萬石 七千八百步 ○九千石 七千二十九步

○八千石 六千二百四十步 ○七千石 五千七百六十步

右百石高ニ七十八步ノ則

○六千石 五千六百六十步 ○五千石 四千三百步

○四千石 三千四百四十步 ○三千石 二千五百八十步

○二千石 千七百二十步 ○千五百石 千二百九十步

右百石ニ八十六步ノ則

○千石 八百六十步 ○九百五十石 六百八十步

○八百五十石 六百十二步 ○八百石 五百七十六步

○七百石 五百四十四步 ○六百五十石 四百六十八步

○五百五十石 三百九十步 ○五百石 三百六十六步

○四百五十石 三百三十步 ○四百石 三百零六步

○三百五十石 二百八十步 ○三百石 二百六十六步

○二百五十石 二百五十步 ○二百石 二百四十步

○百五十石 百八十步 ○百石 百二十步

○中小姓 九十步

○二十石 九十步 ○十五石 七十五步

切米取歲俸

○十石 五十步 ○九石八石七石 四十步  
○六石五石四石 三十六步 ○三石 二十四步  
扶持方取月俸

○三口 役人格 五十步 ○小頭格 三十六步

○足輕 四十步 ○長柄之者 二十步

漢名無比

**類族局** 根取一人 書記一人

此局は邪蘇道者轉類族等

公義より改めらるゝに付生死存亡改名住所替縁組等すべて出入にかゝりたる事を取調類族方奉行の府なり簿書策書此府に納む屬 **諸帳局**

**諸帳支配** 一人紙配人を兼ぬ **手傳** 二人 此局は政府

往古よりの故籍舊典諸分曹の簿書策簡の出納脩補

及紙墨筆の類を掌り分曹の用を辨す **小細工** 二人

簿書冊書の綴絨糊綴裁決等の事を掌る

漢名戸部ノ類

**郡局** 根取三人 郡曹ノ官印アリ 書記十四人

荒仕子六人 使令ヲ兼ヌ

此局ハ國中民部ノ戸口郡懸ノ圖籍井田貢賦ノ述欠

勾會川濱陂池築堤堰決溝洫河渠ノ導達山林ノ蕃茲牧牛蓄馬養蠶桑樹土木道路橋梁舟材ノ政令又貧民賑恤ノ事ヲ掌ル郡方奉行ノ府ナリ簿書策書此府ニ藏ム附屬ノ部局

**内檢** 五十七人

此官は檢見の役にして上内檢と云者内十七人有妙解公襲封の時より此官を立られたり延寶年中まで用ひられたり延寶中に土免極と云事起り免方の法改る其法寶曆年中迄行る寶曆八年に地引合と云事始り明和の中年に終る是にて免方の法改りて細密詳悉無不盡民間の餘澤此時に渴す又安永三年に免方潤色と云事有りて欽法又改りて民食隨て耗す又文化三年貢法を改めらる是を請免と云國中土地善惡を擇はず撫免三ツ八歩と云に極外に二萬石の現米を賦す二萬石と三ツ八歩とを台て年の豊凶に拘らず歛賦す此を受免と云此時に内檢の官を罷む檢見の法廢絶此又貢法古今の一大變なり予別に論有り今茲に不記内檢は上見十五石四口獨禮外に十俵の米を給役料錢

地内檢十石三口役料錢

郡代局

書記各郡ニ記之

手傳 二人  
荒任子

郡方奉行ノ屬

番物頭格又手士

郡代

十八人

二百石高  
職料二十石

邦國郡政の事を郡方奉行の指揮を奉て行ふ勸農力  
田孝悌惇朴の風化を誘導き貢租調備産物の豊約賦  
歛<sup>カシム</sup>連<sup>ツグ</sup>欠<sup>ケル</sup>魚鹽陂池築堤溝洫濕澤山林貨財<sup>カコヒモク</sup>義倉委積  
廩藏九穀都て民間利弊の政令を掌り惣庄屋已下の  
黜陟進退政府の命を奉て指揮す郡懸如左郡代已前  
より局府なし安永六年始て此局を建郡代皆此局に  
座班寛政九年に此局を廢して元の如くなる又享和  
二年又此局を立らる安永に復す文化十一年より一  
日越に出席になる

郡下ヨリ二里ノ間

飽田郡

代一人 書記二人五石二口

是ヲ方言ニ手永ト云  
他郡ニ組ト云

官廳

五町懸

四懸アリ

會所

懸令ノ類

總庄屋

一人

丞ノ類

副丞ノ類

手代 一人

下代 四五人

小頭 三四人

詰夫走番

時の繁閑により人數定數なし

○本邑 六十四小郡九十七每村

庄屋 アリ

郡横目

アリ

頭百姓

アリ

五列

アリ

○戸口男六萬五千百十八人

女三萬二百四十九人

義倉

○高壹萬七千三百三十九石一斗九升九合五勺五才

○物成七千六百六十八石一斗一升三合八勺七才

山支配

五十一人俸米十五俵  
郡中の廣狹によりて二人三人又四五人に及ぶ  
其屬に

山口

アリ員數同上

此官山林蕃茂の事を掌り常に經廻して見打をする  
なり

井樋塘支配

員數上に同郡代の手にて郡中の監察  
を主る  
員數上に同在中に居る家人の  
内より兼勤之

池田懸

會所已下役員准右

○本邑三十三 小邑三十七

○高一萬七千二百四十石八斗九合九勺

○物成七千五百四十三石四斗四升二合九勺

横手懸

○本村三十五 小村四十三

○高一萬六千八百十四石六斗七合五勺五才

○物成

錢塘懸

○本村三十四 小村八

○高一萬七千五百六十石二斗七合八勺五才

○物成五千七百五十九石一升七合四勺五才

飽田郡

總計六萬九千四石六斗四升四合八勺五才  
物成三萬四千二百七十二石五斗一升八合九勺九  
才

都下ヨリ二里ノ間

託摩郡

代一人

飽田郡より兼勤書記も右に  
同

○戸口男八千四百七十八人  
女八千二百十九人

本庄懸

本郡三十三 小村十八

○高一萬四千七百六十六石三斗八升三合四勺九才

○物成八千五百石二升五合

田迎懸

本村十 小村十九

○高一萬五千九百四十石七斗四合三勺六撮

○物成八千七百六十三石四斗二升

託摩郡

總計高三萬七千七百七石八升七合八勺五才

物成二萬千七百七十六石二斗八升七合五勺四才

郡城ヨリ五里十里以上

益城郡

代二人 書記二人上下ヲ分テ都之令  
合之

○戸口男女九萬六千九百五十九人

男五萬百八十人

女四萬六千七百七十六人

餘懸

本郡二十 小邑二十五

○高二萬百七十七石六斗九升五合一勺四才



○物成九千六百二十七石四斗七升一合三勺五才

**矢部懸** 本郷七十六 小邑百十三

○高一萬二千三十六石七斗二升六合二勺二才

○物成五千二百十石七斗四升五合九勺

**沼山津懸** 本郷二十八 小村五十七

○高一萬四千三百三十六石五斗二升五合五才

○物成八千四百三十四石九升七勺一才

**甲佐懸** 本村三十一 小村七十三

○高一萬五千八百四十二石八斗二升九合三勺六才

○物成五千六百九十六石一斗二合五勺八才

**木倉懸** 本村二十三 小村百

以上上益城ニ屬ス

○高一萬三千五百二十一石五斗七升九勺九才

○物成五千六百石七斗五合六勺

總計

高九萬三千百十五石四斗一升七合二勺一才

物成四萬二千六百二十二石二斗三升五合七勺

**杉島懸** 本村二十一 小村五

○高九千九百五石一斗五合一勺六才

○物成三千四百五十七石一斗七升八合三勺六才

**廻江懸** 本村二十七 小村五十七

○高一萬八千六百五石八斗四升六合九勺九才

○物成五千六百六十六石二斗一升三勺

**河江懸** 本村三十六 小村五十八

○高一萬八千四百六十六石四升五合二勺一才

○物成四千九百六十六石三升三合三勺六才

**中山懸** 本村三十九 小村六十九

○高一萬四千三百八石二斗二升九勺

○物成四千二百二十八石九斗七合七勺九才

**砥用懸** 本村五十二 小村四十七

○高一萬四百三十六石九斗四升五合六勺九才

○物成二千四百五十八石七斗九升九合三勺一才

以上上益城

總計

都下ヨリ十二里邑上十六七里ニ及フ

**八代郡** 代二人 書記一人

戶口男女四萬七千六百三十人 男二萬四千十七人 女二萬三千六百十三人

**野津懸** 本村二十三 小村五十二

○高一萬七千六百七十八石三斗五升七合六勺七才

○物成五千七百四十二石九斗九升一勺六才

**種山懸** 本村二十四 小村百五十七

○高一萬七千二百三十八石六斗六合三勺三才

○物成四千四百二十八石九斗六升四合九勺二才

**高田懸** 本村四十 小村三百六

○高二萬六千三百三十三石八斗三升八合九勺六才

○物成一萬二百四十二石七斗六升八合一勺四才

總計

高六萬二千二百五十五石七斗七升二合九勺一才

物成二萬五千五百五十八石六斗六升六合一勺

都下ヨリ十五里邑上二十五里ニ及フ

**芦北郡** 代二人 書記一人

上下益城

高七萬四千四百二十七石七斗六升三合三勺四才

物成貳萬四千九百十五石八斗九升四合八勺二才

合 高十六萬四千五百八十八石一斗七升九合三勺五才

物成六萬七千五百八十八石一斗三升五勺二才

都下ヨリ四里邑上

○戶口男女二萬四千六十二人 男一萬二千七十八人 女一萬千九百八十四人

**松山懸** 本村三十一 小村五十

○高一萬二千五百三十四石二斗四升二合三勺

○物成三千八百六十五石五斗三升四合二勺三才

**郡浦懸** 本村三十 小村九十四

○高九千四百石九斗三升三勺八才

○物成三千五百五十一石八斗四升九合五勺六才

總計

高二萬七千九百三十五石一斗七升二合四勺一才

物成八千六百四十八石七升二合九勺五才

戸口男女二萬八千九百卅八人 男一萬四千六百四十八人 女一萬四千二百九十八人

**田浦懸** 本村六 小村九十一

○高五千二百二十八石六斗六升九合二勺  
○物成二千三百六十三石七斗七升三合九勺四才

**佐敷懸** 本村六 小村九十一

○高三千八百四十七石四斗二升六合四勺四才  
○物成千五百九十二石八斗七升七合五勺六才

**湯浦懸** 本村六 小村六十

○高三千三百八十八石九斗八合六勺九才  
○物成千八百八十八石五斗五升五合

**水俣懸** 本村七 小村

○高四千七百六十石七斗六升二合八勺八才  
○物成二千二百二石八合一勺三才

**久木野懸** 本村一 小村二十四

○高五百十八石四升三合八勺五才  
○物成百八十石七升六勺三才

**津奈木懸** 本村四 小村五十三

○高二千二十九石七斗八升四合七勺九才  
○物成八百四十七石九斗六升五合八勺八才  
總計 高一萬九千二百九十八石五斗八升五合八勺五才  
物成九千七百七十五石三斗六升八合六勺四才  
都下ヨリ三里ヨリ五里ニ及フ

**山本郡** 代一人 書記一人

○戸口男女一萬二千九百二十人 男六千八百四十五人 女六千八百八十一人

**正院懸** 本村六十三 小村百三十五

○高二萬六千二百四十三石九斗七升七合九勺三才  
○物成一萬二千七百八十九石四斗三升八合七勺三才  
都下ヨリ五里已上十里餘ニ及フ

**玉名郡** 代二人 書記二人

○戸口男女八萬四千六百七十七人 男三萬三千八百三十八人 女四萬八百三十九人

**小田懸** 本村二十九 小村九十五

○高二萬六百五十八石五斗一升九合三勺八才  
○物成九千二百二石三斗一升一合九勺一才

**内田懸** 本村五十二 小村百二十四

○高二萬九百九十五石五升九合三才  
○物成九千九十一石五斗二升一合六勺三才

**坂下懸** 本村三十一 小村二十

○高一萬九千二百二十八石五升三合八勺三才  
○物成九千二百十四石七斗九升四合六勺三才

**荒尾懸** 本村四十六 小村二十四

○高二萬千八百八十一石二升七合八勺九才  
○物成七千六百三十五石一斗九升四合三勺八才

**南關懸** 本村四十八 小村三百六十八

○高二萬三千五百七十六石五斗六合  
○物成九千九百一十一石九斗七合二勺四才

**中富懸** 本村三十 小村二十

○高一萬四千五百六十石五升一合  
○物成六千五百五十三石三斗五升四合八勺五才  
總計 高十一萬九千九百四十五石七斗一升七合一勺三才  
物成六萬三千二百七石五斗七升二合八勺三才  
都下ヨリ五六里已上十四里ニ及フ

**山鹿郡** 代一人 山本郡并兼之 書記同右

戸口男女二萬四千八百八十五人 男一萬三千六百七十一人 女一萬一千二百一十四人

**山鹿懸** 本村三十三 小村七十八

○高一萬七千八百七十七石二升九合六勺一才  
○物成八千三百十七石二斗八升三合五才

**中村懸** 本村三十二 小村七十八

○高一萬七千九百三十九石三斗七升七合四勺一才  
○物成八千六百七十六石六斗三升八合七勺七才  
總計 高三萬五千八百六十六石四斗七勺二才  
物成二萬八百五十六石六斗七升七合四勺八才

下ヨリ六里以上二十里ニ及フ

菊池郡 代一人 書記一人

戸口男女二萬百五十三人 男一萬六百四十八人 女千五百五十五人 女員數不足キンミ

深川懸 本村四十四 小村四十七

○高一萬四千四百七石四合四勺四才

○物成七千四百三十六石八斗九升四合八才

河原懸 本村三十五 小村六十七

○高一萬三千六百三十石七升八合一勺二才

○物成七千四百一石一斗九升三合七才

總計

高二萬八千三十七石八升二合五勺七才

物成八千二百八十六石一斗三升二勺三才

都下ヨリ

合志郡 代一人 書記一人

戸口男女二萬四千七百四十三人 男一萬三千六百二十二 女一萬三千百二十二

大津懸 本村四十七 小村四十六

○高二萬三千四十一石一斗八升八勺五才

○物成七千九百二十六石六斗一升二合二勺六才

竹迫懸 本村五十 小村四十二

○高二萬六千七百六十四石七升八合一勺

○物成七千七百八十四石八斗八升二合六勺

總計

高四萬九千八百五石八斗八升九合一勺五才

物成一萬九千三百六十二石五斗八合五勺六才

都下ヨリ十里以上二十里ニ及フ

阿蘇郡 代二人 書記二人

戸口男女四萬六百六十六人 男二萬三千九百十二人 女二萬二千七百四十八人

内牧懸 本村三十一 小村九十八

○高九千二十三石五斗九合三勺六才

○物成三千四百二十石八斗七升九合六才

坂梨懸 本村十二 小村六十七

○高一萬九百六十三石四斗四升八合一勺八才

○物成三千九百二十石八斗七升九合六才

右二懸計 高二萬九百八十六石九斗五升八合四勺四才

都下ヨリ十八九里ヨリ二十四五里以上ニ及フ

小國郷 郡代二人 書記二人

久住郷

右小國郷は阿蘇の内久住郷は阿蘇豊後兩郡入交なり直入郡之内なり

○戸口男女二千五百六十六人 男千三百二十八人 女千八百八十八人

北里懸 本村二十六 小村二百八

○高五千七百六十三石九斗二升三合四勺四才

○物成三千二百十三石六斗六升九合一勺九才

高田懸 本村二十二 小村百二十

○高五千七百六十三石九斗二升三合四勺四才

○物成三千二百十三石六斗六升九合一勺九才

關懸 右同郷ノ内 本村十五

○高七千六百九十八石四斗二升五合八勺六才

○物成四千五百五十五石七斗七合六勺五才

右郡懸總計

物成八千二百六十九石七斗一升五合三勺三才 此ヨリ下四懸ヲ南郷トス阿蘇郡之内蘇山ヲ限トス

布田懸 本村十七 小村六十七

○高九千七十八石八升二合一勺四才

○物成三千三百五十三石四斗一升六合八勺五才

高森懸 本村十五 小村百六十五

○高九千二百三石三斗六升三合七勺八才

○物成二千八百五十一石二斗二升七合四才

野尻懸 本村四十一 小村六十九

○高六千二百四十四石二斗

○物成七百四十八石二斗九升一合七勺八才

菅尾懸 本村六十三 小村四十八

○高六千二百十九石八斗六升二合三勺

○物成千六百十八石八斗二合四勺八才

右四懸總計

高三萬六百十四石五斗二升二合四勺

物成一萬五百六十三石七斗三升六合八勺三才

高七十一萬六千三百五十一石五斗三升五合二勺九才

物成三十三萬五千四百七十石四斗四升六合八勺四才

撫高四ツ六分八朱三厘三弗

○新地高

二萬二千七百七十四石五斗六升七合三勺七才

○物成

一萬二千四百三十四石九斗六升七勺六才

漢名巡按使ノ類郡方奉行ノ屬物頭格

郡目附 一人 二百五十石 職料二十五石

此官往古無之。寶曆之初立此官。享和之間罷此官。文化中又置之。郡懸ヲ巡按シ農政官吏之淑慝及農中ノ善惡郡村ノ可否得失ヲ辨察シテ上言ス。横目五人アリ十石四口文化二年此官ヲ止メ又同七年置之

米廩

- 東西倉
- 川尻倉
- 高瀬倉
- 八代倉
- 鶴崎倉
- 大津倉
- 久住倉

東西倉

此倉ニ米穀六萬石ヲ納家中上下ノ月俸給ス

目附 一人 百石二百石又ハ中小姓アリ

根取 六人 中小姓十五石五口ヨリ十五石四口ニ至ル

支配役 六人 八石二口

書記 十六人 七石二口

横目 四人 十石四口

藏子 十四人 三石二口

仲仕 五十人 米給一斗月々也

川尻倉 都下ヨリ二里南海濱ニアリ

根取 一人 十五石四口

支配役 二人 八石二口

書記 二人 七石二口

支配役 二人 八石二口

書記 一人 七石二口

横目 一人 十石四口

藏子 三人 三石二口

大津倉 城東五里大津驛ニアリ

支配役 二人 俸右ニ同

横目 二人

藏子 一人

仲仕 五人

久住倉 城東二十五里久住郷ニアリ

此倉往昔無之文化ノ初年始メテ此倉ヲ建創ス

支配役 一人 八石二口

鶴崎倉

城東二十里豊州鶴崎ニアリ

仲仕 四十五人

藏子 一人 三石二口

横目 一人 十石四口

書記 一人 七石二口

支配役 二人 八石二口

八代倉 城南十一里八代ニアリ

根取已下准川尻仲仕五十三人

高瀬倉 城北七里玉名坂下懸高瀬郷ニアリ

仲仕 五十人

藏子 二人 三石二口

横目 一人 十石四口

書記 一人 足輕ヨリ勤之

淡名百工監ノ類

杣方

此官ハ材木ヲ採伐スル事ヲ掌ル

杣頭 二人 十石三口

役人 二人 八石三口

人仕 三人 十石二口 内二人足輕ヨリ兼之

書記 一人 七石二口

都水監ノ類

井樋方

水理方屬

塘方

郡方奉行ノ屬淡名水部耶ノ類

井樋塘惣支配 一人 中小姓十五石五口

此官ハ溝沚河渠築堤等ノ事ヲ掌ル

井樋方塘方役人 四人 八石三口

書記 一人 杣方ヨリ兼之

小物成方

此官ハ本方年貢之外種々ノ雜稅ヲ納ル府ナリ

根取 三人 中小姓二十石五口又廿石三口

書記 八人 八石三口

横目 一人 十石四口 郡横目ヨリ兼之

手傳 二人 三石二口

荒仕子 四人 三石一口

右雜稅ノ品目○千石水夫米○受藪代米諸畝物米○新地稅○反懸米○赦免開反懸米○野開運上米○山川畑上納米○諸札運上銀○夏成茶上納○紙楮上納○鐵砲札運上○栗上納質屋札○漁獵札○舟運上

小物成銀倉

此府は小物成と雜税金銀の出納を小物成方の指揮

を受けて取調す小物成方は郡局の旨を奉て指揮す

目附 一人 所々目附ヲ兼之

横目 一人 郡横目ヲ兼之

支配役 二人 八石二口

書記 二人 七石二口

手傳 二人 三石二口

荒仕子 三人 三石一口

山林藪見抄役 一人 百五十石平土 職料三十石

此官山林蕃茂の政令を掌る山支配役之長官にはあらされ其職掌は相似たるを以て支配役にも相議する也

郡方奉行ノ屬

牧山二所 宇土郡網田村芦北郡田浦村ニアリ

此牧馬百五六十疋餘年々四月馬ノ歳良ヲ撰テ典厩ニ移牧ス牧山支配アリ郡代ヨリ指揮ス

郡横目 二十人 十石四口

此官ハ田賦等ヲ始山林川澤スベテ郡政ニカ、リタル事ノ監察ヲ郡方ノ指揮ヲ受テ勤之

寺社局

根取二人 祠院督官印アリ 寺社奉行掌之町局ヲ兼勤之 書記四人

此局ハ佛寺神社修驗總テ沙門巫祝之類之支配進退公事訴訟ノ判裁神明祠祀祈禱之禮水旱炭禰ヲ除禳ノ儀

公廟享祭道佛葬儀ノ事ヲ掌ル寺社方奉行ノ府ナリ簿書策書此府ニ納ム屬横目 三人町横目ヲ兼之

案此局ヲ唐ニ崇玄署ト云釋道ノ支配ヲスル其掌ル所ハ寺社沙門巫祝進退褒貶○訴訟判決願書裁判○僧徒巫祝道家之戶籍圖書ノ事此四條ヲ崇玄局ニテ取調ス又祖宗之忌祭此方先祖ノ○凶禮此方ノ○禱祀此方ニ而武運長久國家安全兩請雨晴○祀祭此方ニ而崇玄社恒例ノ神事祭禮等ノ事 右四條ヲ大常寺周ノ太又鎮守社年忌祭佛祖會式之儀 宗伯ノ職ニテ前ノ四條ハ別段ノ事ニテ相分レタ

右十六局ヲ分司ト云此ヲ都而奉行所ト云政府トモ稱ス國ノ政令ノ出ル所ナレバナリ國中大小ノ政事

此十六司ニ洩ル事ナシ奉行已上ハ政府ニ出坐シ根  
取書記ハ各分司ノ局中ニ坐班シテ日々萬機ヲ分辨  
ス

**時太鼓番** 晝夜二人宛足輕ヨリ勤漢名ハ司長  
又聖靈氏

**燒物方** 漢名甄  
官署 諸帳支配ヨリ兼之

政府ノ座班如左

○家老中老

○大奉行

○大目附

○奉行

○目附

右政府

○根取

○書記

右分司

○剃髮六人手傳二人 烟器茶器ヲ掌ル

○右家老中老ノ使令ヲ勤七石二口

○詰小姓八人

○右奉行ノ使令ヲ勤簿書策書持運ビヲ勤ム

○飛脚番十六人内小頭二人

右政府ノ閑外ニ列坐シテ取次申次之事ヲ勤ム又  
所々へ之飛脚ヲ勤ム

○諸帳支配二人

右政府古來ヨリ之舊典簿書ノ類出入ヲ司リ又紙  
墨筆ノ出入ヲ掌ル

○小細工二人 職掌前ニ記ス

○手傳三人 右同

○側足輕一人

右閑外ニ座シテ家老ノ文書ヲ持運ヲ勤ム

○小使二十四人

右足輕ヨリ奉行已下外人ニ赴告ノ文書ヲ持運ヲ  
勤

○下使十六人

右長柄組中間格之者文箱等大トキ物ヲ持運

○荒仕子六人

右水薪爐火烟器ノ出入ヲ勤ム

### 官職制度考二

漢名周大司馬兵部尚書ニ近シ

**備頭** 三人 三千石高  
職料百石

此官武官の長にして常に備の組を預りて支配す軍  
事を董し不虞に備て年々三月に一組づつ替る國初  
より六人なりしを明和年中四組を減じて二組とす  
四組は家老の内より兼職となる又三人の時は家老  
の内一人減す此官府なし一人づつ月番ありて私第  
にて組の用公用を辨す番頭物頭此組に屬す

漢名羽林軍(耶?)ニ近シ備頭ノ屬

**番頭** 十二人 千石高  
職料四十石

此官番兵の組頭なり 番方ニ云他邦  
に馬廻と云 十二人各一組を統  
領す此組一番より十二番迄次第あり一組に番兵四  
十五六人づつなり **組脇** 二人づつ一組に有准物頭  
格常に番頭物頭替々城内晝夜の警衛を勤む頭二人  
づつ組を統領して備頭の組に加る官府なし一人づ  
つ月番あり私第にて公私を勤む番兵十二組四百八  
九拾人の間時々増減あり此國家の干城なり常には

君公在國の時は城内大番所の警衛を晝夜六人宛勤  
之交番す東都の時は

公館の警衛を右の如交番して勤之又國境驛道の關  
門海濱の湊港要地に番所を置て往來の出入貨物の  
多少海船出入の百貨を總判の爲に右番士を一ヶ所  
に一人づつ三年交番させて守とす其所に下條に陳  
す

漢名番帥ニ近シ備頭ノ組

**物頭** 五十一人 官府なし月番あり私第にて公  
用を達す輪番月次の寄合あり

鐵砲五十挺頭二人 五百石高  
職料四十石

足輕百人小頭四人宛 職料同

同三拾挺頭十二人 三百石高  
職料同

足輕三百六十人小頭一組ニ三人宛 職料同

同貳拾挺頭十八人 貳百五十石高  
職料十五石

足輕三百六拾人小頭同二人宛 職料同

同拾挺頭十九人 高右二同

足輕百九十八人小頭右同

合千八百八拾壹人小頭共ニ

**副頭** 三十挺以上一人宛高  
不定二三石已上 勤之職  
料無シ

右物頭は平常組足輕之支配をいたし諸警固を勤め都下郭中火災の要心防禦の事盜賊追捕異色異言の者を改め非常を戒む軍事には其政令又別なり豫め記しがたし又平日諸檢使の役を勤む

**物奉行**

備頭ノ屬 五百石高  
六人 無職料

此官平日職事なし軍事の備なり此を小荷駄奉行とも唱

**長柄頭**

爵物頭格 五百石高  
二人 職料十五石

此官長柄之者十二組を預一組に小頭一人宛組下四百三十人此組諸警衛の時長柄鎧を持つ隊伍の備をなす組下の者諸役を勤む事繁なれば不得記

**使番**

漢名 未考  
十七人 三百石高  
職料二十石

此官府無し平日他邦及東都の使節を勤む月番にして公用を勤む又殿中諸士の坐班を正す

**録事**

三人 此ヲ帳付役ト云 七石二口

漢名 爵物頭格中老屬  
**歩使番頭** 二人 二百五十石高  
職料十五石

此官府無し月番にて公事を辨す組下三十人二組あり

**組協**

一人宛あり

君公行莊の時供奉を勤む組下三十人十五石四口皆供奉の役也軍事には別段の勤あり豫め記し難し

**側物頭**

漢名 爵尉又校尉ノ類中老屬  
八人 二百五十石高  
職料十五石

此官府無し月番あり公事を辨す○月十五張頭二人○鐵砲十五挺頭六人外に **小頭** 一組に一人宛 **組下** 百二十人十石三口常に卒をひきいて行莊の警衛又宮門衛屯の兵を主り君邊殿中の宿衛を勤む

**持筒頭**

漢名 爵物頭格中老屬  
一人 百五十石高  
職料十五石

此官府無し平日持筒組之支配をいたす外に職掌なし

**小頭**

二人 **組下** 十七人 七石二口 小頭ハ十石

君公行莊の時鐵砲を持又諸門の衛を勤む

**歩頭**

漢名 爵物頭格  
四人 二百五十石高  
職料十五石

此官府無し組を四つに分ち一組に二十人宛なり

**組協**

四人十五石四口 **組下** 八十人十石三口平日

君公之供奉所々の使節宰判警衛を勤む水濱にて游泳螺貝金瘡の治療を練熟して軍事の用に備ふ

**昇添頭**

漢名 爵物頭格中老屬  
二人 二百五十石高  
職料十五石

此官府無し平日昇組二組之支配を司る **小頭** 一組に一人宛七石三口 **組下** 三十二人七石二口軍事に昇幡を持つ又

君公の陣屋を營造する事を勤む平日の勤方かすかずあり繁なれば記さず

**軍船井樓方**

漢名 爵平士舟方奉行屬  
一人 秩七十石

此官軍舟井樓の事を司る平日職掌なし

漢名 爵物頭格中老屬  
**一領壹疋** 三百餘人五百四十八人 三口四口五口又ハ無文化十一年 アリ無祿ハ農兵ノ類

此官は郡中所々に散在して軍事の用に備ふ平日定れる職務なしと云共郡中臨事の用に郡代の指揮を受けて勤之常に鎧一領馬一疋を備ふ故名焉役人の次席す

**地侍**

五百餘人 有祿無祿足輕格 右二同

此官も右同散在して平日の勤方右に同此又軍事の備なり

**新地鐵砲者**

掃除頭ノ支配 寛永  
二百三十六人 公襲封ノ始置之

此組合志郡大津一ヶ所○飽田郡平山村花立黒石楡木 麻生田 兎谷○託摩郡保田久保皆農兵之類古に所謂野武士と云者此類なるべし

**右之所々に住居して常に鐵砲を替古し平日掃除頭の指揮を受城中又は 公館庭中庭外の洒掃道造の事をつとむ定れる歳俸月俸なく渡り地と唱て山林空原の地を開き取て高貳拾石を定とす一人二町三町又五六町をも自ら耕して給す平日一刀を帶す事**

に臨で雙刀を帶其外武藝得手に任す惣代小頭一人宛

地筒

大津 平山 麻生田 黒石 花立 兎谷 楡木 保田久保

右仕立之儀は寛永十三年 妙解院御鷹野に御出之節上林甚助へ御意之頃菊池往還を西の境にして合志郡鳥巢村を辨天山を目前に登境にして是か小山之山を目前に立田杉馬場限東之境にして立田山神子松を南之境に極此内に地筒百二十人御仕立鐵砲望之者所々被召抱候事

一給米之儀は御免地一人前野高二十石勤方は一ヶ月五日二人扶持之當を以五斗宛月々被渡下候御奉公之儀は外様足輕同様相勤可申旨被仰付小頭は野高四十石被下置候

一御城御作事に被召仕候元祿五年を御掃除方支配に相成夫迄は頭有之野田角左衛門と申候

一島原 御出馬之節は被召連御本陣御葉申之御番相勤二月廿七日 總責之節澤村宇右衛門殿手に付申候三月二日 御歸陣之節罷歸申候

一保田久保之儀は阿部彌一右衛門殿承に而寛永十二年を追々仕立に相成候事

一大津原地右同年御仕立百人頭吉谷平大夫

郡代支配

芦北郡筒

四百卅人 高二十石五斗ノ渡地アリ 右三同

此組寛永十五年島原の役畢りて始て此備を立らる平日鐵砲を本業として武藝人々の得手に任す平日郡代の指揮を受けて郡中土木の用を勤む此又寛永以來人數増あり〇二十一一人久木野〇百七人水俣〇四十二人津奈木〇百三人湯浦〇七十人佐敷〇八十七人田浦高四千五百四十石地土三十人一人に五石宛小頭四人は十石宛

八代郡筒

六十一人 無祿農兵ナリ

此組天明の初年八代城警衛の爲に始て置之種山平永三十五人高田二十五人 漢 領將ニ近シ

佐敷番頭

一人 二千石高 職料四十石

佐敷は都下より南方二十五六里葦北郡薩州の境邊樞要の地なり此所に番頭の兵二十餘人あり此部伍

の長なり此を佐敷詰と云伍長共に其所にありて成るなり番兵の内より 組脇 鎮副二人 目附 監二人 あり鎮押防守の總制を掌る 右三同

八代番頭

二人 千石高 職料四十石

此八代は都下より十一里南方邊要の地なり番兵四十餘人の鎮將なり 組脇 二人 目附 二人 鎮押防守の政令右佐敷に同じ此を八代城付と云

留守居大頭

二人 千五百石高 職料百石

此官備頭の次に有りて軍役を勤む留守居の組を預り留守居城代の守衛たり非常に備る役なり府なし月番ありて私第にて用を達す 大頭ノ屬

留守居番頭

二人 千石高 職料四十石

此官留守居番兵二組の長一組に四十餘人あり 組脇 二人 定あり番兵の采地極れる高無し百石より二三三百石四五百石もあり此内より職掌如左 漢名城門耶

大手鍵番

四人

此官城門晨昏の開閉管鑰を掌る守門の卒毎門二人宛晝夜當直す

櫓番

九人

此官城内所々櫓の番を晝夜勤む

佐賀關浦番

一人 定番

此官は豊州佐賀關海濱を衛る部下番人十人あり足輕格七石二口都下より三十六里

郡浦番

一人 右同

此官宇土郡浦の海濱を守る部下番人あり 已上留守居番頭組なり 大頭ノ屬

留守居中小姓觸頭

五百石已上 職料

此官組下の中小姓七十餘人の長なり職掌なし中小姓二十石十五石十石五口十口七口三口又無祿もあり此内より奉行所銀倉櫓方の上番夜中二人宛勤之 大頭ノ屬

同切米取觸頭

二人 五百石高 職料十五石

此官無役切米取の頭なり外に職掌なし斯人數凡二



百五十人時々増減あり老幼免除の人々なり此内より吏の闕官に除す獨禮歩使番列歩段役人段あり俸は十石四口已下たり

**留守居鐵砲之者** 二十六人 四石二口

此組平日鐵砲ヲ練習シ常ニ府中ノ川ヲ浚道路修造ヲ勤ム

**鶴崎詰足輕** 三十一人 七石二口

**野津原同** 十二人 三石五斗一口

**久住同** 十人 右同

**小姓頭** 四人 千石高 職料五十石

此官 公館の内に部曲あり **根取** 二人中小姓十五石五口 **書記** 五人十石二口 **手傳** 一人 **荒仕子** 一人

此官組を預り供奉の時には車馬僕從の事を司り騎馬にて相供奉す又諸規式を司る

**小姓組** 六十六人 秩百石より三四百石に至

此官平日頭の支配を受けて

君公出行の時供奉するなり又所々々の使節を勤め賓客饗燕の時行酒配膳の事を勤む **組脇** 一組に一人宛爵物頭格

**中小姓頭** 三人 七百石高 職料五十石

此官府なし中小姓三組の支配をいたし **組脇** 一組に二人宛都て **組下** 百三十餘人あり

**中小姓** 百三十餘人 二十石五口十五石五口 又三口定ラス

中小姓は定員なし時々増減あり皆無職掌時ありて小姓組の助役を勤む擢用によりて外の役を勤む

**案内役** 八人 秩二十石五口十五石 又采地粟米アリ

此官府なし 君公の供奉をいたし道路の案内するなり

**駕役** 七人 秩右二同

此官府なし右の如く駕輿車乘に従て戸の開閉を掌

駕之者 屬す **小頭** 六人八石三口四十五人八石二口

**手廻之者小頭** 二人八石二口 **鍵持** 二十三人七石二口 **草履取** 八人七石二口 **小人** 八十七人六石

一口○槍○長刀○立傘○臺笠○挾箱○臺弓之類 鍵持の内より持之○燈灯の類 小人より持之

**用人** 千石高 職料四十石

此官 君邊の部曲に日夜當直し 君公に隨侍して君用を達す國政に關事なし此官員數定れる事なし或五六人又七八人あり部曲の屬吏 **根取** 一人中小姓十五石五口 **書記** 八人十石三口 **次小姓** 六人七石三口 用人の使令なり **手傳** 此部曲を近習次方と云用人の職掌 ○近習次方支配 ○臺所支配 ○後宮嬪御支配 ○公之印綬預 ○寶藏預

○鷹方支配 ○馬方支配

○音信方支配 ○書簡右筆方

○側金方 ○腰物方支配

**近習取次** 五人 二百石高職料二十石 内一人組脇三百石高

此官日夜 君邊に隨侍し命令を奉じて外に傳ふ又奏達の事有る時は大小の臣先つ此取次を以て君の起居を伺ひ事を奏す

**次番** 四人 百石より二百石あり

此官 君邊侍衛の役なり

**納戸役** 四人 百石か二百石 又ハ中小姓アリ

此官は 君公衣服の制度又其名數を辨じ進御に供す屬官 **縫物役** **衣紋方** 役人六人 **録事** **使令** 四人 **細工人** **繪師** の類も此部曲に屬す其品目は○

佩刀 腰物方 佩玉 下ケ物類 其外一切 君公坐右の器物を司る

漢名 露平土用人ノ屬

**扈從役** 廿一人 秩百石ふ二三百石已上モアリ

此官日夜 君公の左右に侍り使令を勤め配膳櫛役等の事をつとむ

周禮ニ寺人ト云者漢名内侍監ニ近シ露平土

**近習目附** 十四人 秩百石二百石ふ 中小姓モアリ

此官日夜 君の左右に當直して不寢番を勤め湯沐進御の政を辨す **下横目** 十四人あり秩七石二口足輕格

漢名 次番ノ屬 露足輕格

**次坊主** 十四人 秩七石二口

此官は剃髮にして 君邊の洒掃戸牖の開閉使令等を勤む

**茶道方** 公館之内

此府は近習次方の一府にて別に府を立す 君邊の一府なり

漢名 露平土用人ノ屬

**茶道** 六人 内令一人百五十石高物頭格職料十五石其外は百石二百石なり

此官は剃髮して一刀を帶す日夜 君邊に侍り茶事飲水の事を勤め書院掛幅花瓶裁花及園圃花圃假山水の事を司る

**録事** 二人 八石二口 **庭方見抄** 二人八石

漢名侍御醫ニ近シ用人屬

三口 **手傳** 五人 **荒仕子** 六人

漢名侍御醫ニ近シ用人屬

**次醫** 十三人 秩百石ヨリ二三百石又中小姓アリ職料十五石

醫科三等本外科鍼科口科あり内二人はヒ職と云物頭格にて常に 君公の脈絡湯藥を司る

漢名殿中監平土用人ノ屬

**座敷支配役** 二人 秩百石二百石職料十五石

此官日々殿中に出仕して殿中の洒掃障屏戸襖開閉を主る **掃除坊主** 四十五人五石二口 **録事** 一人五石二口皆屬す

漢名内史局 御番方ト云

**右筆局** 公館之内

此府はすべて 公義及列國の諸侯往復の簡札書牘の事を掌る

漢名内史正

**右筆頭** 三人 二百石高職料十五石

漢名内史

**右筆** 十五人 百石采地廩米又中小姓獨禮あり

漢名尙食署

**臺所** 公館之内ニアリ酒方椀方菓子方賄方道具方等ノ分職アリ

此局は 公の常膳珍羞監膳を司る

漢名尙倉御 平土用人屬

**臺所頭** 一人 百石役料十俵

同監

**目附** 二人 中小姓職料銀五枚

**横目** 四人 十石三口

**根取** 一人 中小姓十五石五口

**役人**

酒方道具菓子方賄方等の職掌あり

**書記** 二人 八石二口

**手傳** 六人 三石二口

**荒仕子** 三人 三石一口

膳夫

**料理頭** 四人 中小姓二十石五口十五石五口

内樂

**料理人** 十人 十石三口

漢名典膳署

**飼料所** 厩ノ内ニ此兩部ヲ分ツ飼料所ハ馬ノ糞草支度ヲ司リ馬方ハ馬ノ鹿良ヲ辨シ其習取ヲ司ル

**厩** 馬方

物頭平土用人屬

**組脇** 三人 百石職料十五石

**目附** 二人 百石又ハ中小姓

尙乘御之類

**馬方** 八人 百石ヨリ中小姓獨禮アリ

獸醫之類

馬醫 五人 右同

飼料役 四人 七石二口

横目 四人 十石三口

小頭 十人 爪髪役故六石二口  
實役ヲ兼

書記 一人 六石二口

厩之者 二百卅人 六石一口

右人數之内小頭十人爪髪役物書は苗字有其外は無苗平日馬の養事を勤む

馬 四十疋

馬は其倉良によりて増減あり員數不定

右厩 公館の北壺水の濱にあり組脇以下馬乘馬醫共に此府に出て馬を練習す厩の庭に馬場をまふけたり諸士の練馬も又此に於てす

漢名掖廷又後宮

裏方

漢名宮正類 物頭格用人ノ屬

附役 十八餘 百石已上職料十五苞

此官掖廷の事宗室連枝の附役なり東都及所々連枝宗室の増減により役員も又増減あり

用聞横目兼帶 歩段 十石三口

付物書 一人 足輕段 七石二口

賄方 裏方の中にて諸賄をする部曲なり皆米錢贈新炭蔬菜の類一切日用の品を掌る局なり

宮信

根取 一人 獨禮 十五石三口職料九十目

賄役 四人 八石三口職料七十目

付物書 一人 七石二口

料理人 一人 七石二口

下鎖口番 六人 六石二口七拾目

手傳 五人 三石二口二十目

官婦 九十六人 俸米錢有數繁碎なる故不記

此員數國方江戸龍口白銀濱町皆總ての數嬪婦階位あれ共事繁なれば不記

鷹方 公館之内ニアリ

組脇 二人 中小姓十五石五口  
職料銀三枚

鷹匠 十三人 十石三口獨禮歩段役人段

勝示横目 十二人 十石三口右同

犬牽 七人 五石二口 足輕段  
職料七十目

切飼役 三人 五石二口役人格足輕格有

餌刺 八人 五石二口足輕格

荒仕子 三石一口

音信所 公館之内ニ有勘定局ノ屬ナリ

漢名 勘定方奉行ノ屬

音信役 二人 中小姓十五石五口  
職料

此官は音信所の長官なり此府は 公義月次の献上の政又は列侯音信贈答の事を掌る品目製造の政を掌る

根取 二人 十五石四口獨禮職料

役人 八人 書記ヲ兼ヌ八石三口

手傳 三人 三石二口

荒仕子 二人 三石一口

苔場見抄 二人 八石三口

此官文化四年始而置之

郡局ノ屬

櫛方 一ニ吟味方ト云分曹アリ

此府は諸算計の事を換閱し櫛の油を制して附之紙楮を生植し其外諸貨物を交易し其利を勾會し不度の度支に備ふ事を掌る

勘定方奉行ノ屬平士

吟味役 十人 秩百石中小姓十五石五口アリ

横目 七人 十石獨禮

根取 一人 十五石五口獨禮

役人 十一人 八石二口

内五人ハ金銀錢ヲ掌ル六人ハ諸貨物ヲ掌ル

物書 二人 七石二口

手傳 七人 三石二口

荒任子 六人 三石一口

役割所  
人置所

役割支配役 四人 中小姓十五石五口  
人置支配役 獨禮十石四口

此官平日足輕長柄の者組並勤前を指揮し人置支配は家中徒隸を支配するなり奴は二月二日に交替其

外諸奉公人の支配を掌る

寄合所 此府に月三八の日横目不殘會合して公事を談す

勝手方付所々横目 三十六人十石三口職料  
奉行所常用局ノ屬

此官は所々の役間に廿日宛交番して 公事を監察す又吏務の正邪を察視す其所々如左

米倉 銀倉 小間物所 算用所 諸道具方

客屋 音信所 賄物所 買物所 炭薪所

役割所 江戸交番六人 鶴崎二人 川尻二人

高瀬二人

此外臨時の 公事について所々に出役す

奉行屬

所々目附 十九人 百石已上中小姓アリ廿石十五石五口職料二十石 中小姓銀五枚

此官監察の所々如左

小間物所 朱銀倉 算用所 諸道具方

客屋 音信所 賄物所 炭薪會所

小物成銀所

再春館 醫學寮 典藥寮 ヲ兼ス

此館寶曆の初年醫師村井見朴岩木原理に命じて醫學政を定めらる夫より國中の醫生此館に課程して及第す醫の學は別に記有を以て今爰に不記

授教 一人 百石已上 職料

師役 二人 采地アリ中小姓アリ十五石五口

已上醫ノ學政ヲ掌リ醫生ヲ教導ス

醫師觸役 二人 二百石高 職料十五石

此官醫員を支配する役なり長なり

漢名醫正

醫業吟味役 二人 采地アリ中小姓アリ職料十五石

此官醫生の業を試み淑慝を董正し異術隱業を治療をして正しうして濟世の技國中に偏ねからしむる事を司る 編者云ふ本文誤脱あるやうなれども姑く舊のままにして脱改を加へず

醫員 四十六人 給俸録ノ醫長アリ時ニ於テ増減ス

各分科○本道○外科○鍼科○眼科○口科○婦科○兒科○按摩○物産○經絡

藥園 藥物蕃殖ノ圃也監之ノ醫生一人アリ此物產生ナリ

郡醫師 俸不定三口五口四口アリ

此郡中ニ二三三人又七八人定員ナシ此民間ノ疾病ヲ救爲ナリ

右ノ外賣醫ノ儕國中ニ充滿ス不辨其數明ニ湯藥ヲ與テ人ヲ誤ル一洗スベキ事ナリ

外鎮

八代城

都下より南方十一里にあり此加藤家の時築之加藤平左衛門守焉忠廣國除而退散 妙解公襲封の時殿父 三齋公此城に隱居まします 正保三年十二月二日逝去の後 眞源公松平佐渡守

に命じて此城の守衛たらしむ成兵四十餘人伍長二人  
此を八代番頭と云此城下一切松井家の指揮なり

川尻作事所

此府は川尻の水塞舟の作事米廩又は所々官署の造  
作を掌る官屬

頭 一人 百石已上  
職料二十石

目附 一人 右同

根取 一人 十五石四口獨禮

役人 七人 八石三口

横目 一人所々横目ヨリ監ス

書記 二人 七石二口

大工 七人 棟梁アリ鍛冶モ屬ス

人仕 二人

手傳 二人

門番 三人

鶴崎作事所

頭 一人 熊本作事所目附一人宛交番して  
頭を兼勤ス

根取 一人 十五石四口獨禮

役人 四人 俸皆右ニ准ス

横目 一人

書記 一人

手傳 十一人 夫仕番人此内ヨリ勤ム

大工 八人 内二人棟梁鍛冶共

鶴崎銀倉

支配役 三人横目一人書記一人

鹽焔藏二所

番人二人アリ天守方ノ指揮ニテ  
出納スルナリ

此藏都下ヨリ一里郊外五町徳王村横手萬日村ノ兩  
所ニアリ

所々茶屋

各番人一人宛役人格足輕格十石三  
口ヨリ八石六石五石二口三口不同

水前寺 園遊是謂御花離宮也

遊宴華園之別莊儲假山水風色

○日奈久并客屋○佐敷并客屋○大津○内牧○的石

○笹倉休所○坂梨○野津原○鶴崎○植木○高瀬○

川尻○山鹿○南關○小川○佐賀關○長須○水俣○

三角○八代○種山○柿迫

他邦守邸

江戸龍口邸

○白銀邸○濱町○石小田  
○矢ノ倉○田町

右所々の第宅ありて定府又は交番各有官職與藩中  
之役員無異其員數の如き不記之

爵物頭上座

留守居 三人 七百石高職料

城使 二人 中小姓十五石五口  
外使 五人 十石三口  
書記 八人 八石二口

京師守邸

爵物頭格

留守居 一人 四百石

書記 一人 十石三口諸役兼之

右之外役員不記之

爵物頭格

大坂守邸

留守居 一人 二百石已上  
高不定職料

書記 一人

此邸ニ交番ノ官人勘定頭一人○目附一人○目附ノ  
横目一人○勘定所根取一人○同書記一人○吟味役  
一人○勝手方横目一人○同所々横目二人○銀米支  
配二人○書記二人○手傳二人○番定○作事方一人○門

番二人定 ○川加子十人同 ○藏子二人同

伏見茶屋

番人 一人 京留守居支配  
定番なり 采地百石

番所

大番所

城内本丸の警衛也晝夜交番す  
君公東國の時は番兵六人宛衛之在東京の時は番頭  
物頭大組付交番して衛之

城内所々

○耕作門四人 ○札門八人 ○手取口四人 ○敷寄屋丸  
四人已上切米取番也  
○類常門側足輕六人晝夜守此門に出入を改事嚴な  
り皆券帖を以出入す ○大手門足輕五人晝夜二人宛  
○南北門同上  
以上城内所々

公館

一花畑表門番晝夜二人 足輕以下同  
一同裏門右同 一裏須戸口同一人  
在國 在府

一定香番八人 晝三人  
夜三人 一同六人晝二人  
一寶藏番六人 晝三人  
夜三人

城門外郭中所々辻番所

- 流長院溝口晝一人夜二人 有明燈
- 新堀門右同 同
- 出京町溝口右同 同
- 長岡監物屋敷下右同 同
- 住江甚右衛門右同 同
- 壹丁目右同 同
- 長六橋溝口右同 同
- 高麗門辻番三人晝夜一人 同
- 慶宅坂上門右同 有明燈
- 新三町目門 同
- 長岡圖書屋敷向 同
- 坊庵坂上右同 同
- 大木彌助屋敷右同 同

○帶刀屋敷下右同

○山崎口辻番四人晝一人夜一人 有明燈

○下馬橋右同

○同所辻右同

○同所南辻右同

○追廻田端木戸口右同

○同中辻二ヶ所

○同北辻右同

○所々役所八ヶ所

已上足輕番

他邦より入來る六十六部虛無僧巡禮猿廻其外異色  
異形の者城下街道の外小徑に入る事を制す  
八月十五日祭禮有式

藤崎宮 在郭内二丸 社祿二百石

六月十四日右同

祇園宮 在負郭北岡山 有社祿

九月十一日右同

六所宮 有社祿

六月廿四日ヨリ廿六日ニ至ル

阿蘇宮

社祿千石

右國家崇敬之社也年々恒例ノ祭祀式アリ各祠官守  
之造營皆國家ノ度支ナリ  
陸田山

妙解寺

禪濟宗京大徳寺末 寺祿三百石

妙解公已來歷代及宗室之墳塋此寺ニ在リ及神位ヲ  
立ッ

龍田山

泰勝寺

禪妙心寺派 同百石

泰勝院殿

松向寺殿墳墓神位及配嬖此寺ニ納藏ス右兩寺ニ於  
テ 歷代及宗室ノ年忌征當ノ佛事ヲ執行ス  
豐嶺山

神護寺

天台宗在郭中 有寺祿百石

此寺ハ藤崎宮ノ執行ナリ且東照神祖ノ祠ヲ境内ニ

建ッ大佛妙法院ノ末寺ナリ將軍家天台ノ尊靈位ヲ  
此寺ニ安置ス又國中天台宗ノ總司ナリ  
無量壽山

**往生院**

淨土宗在出京町 有寺祿

此ハ國中淨土宗ノ錄事ナリ右將軍家淨土ノ尊靈位  
ヲ此寺ニ安置ス

大梁山

**大慈寺**

禪宗曹洞在 寺領五十石  
川尻 常會料十貫目

此寺は國中禪宗の錄所なり  
發皇山

**本妙寺**

法華宗飽田郡 同四百石  
池田中尾村

此寺は國中法華の錄所なり始加藤氏之菩提寺たり  
世の人所知也不詳寺記

**西光寺**

一向宗西派 無祿  
在古町

**順正寺**

在古町西派 無祿

右兩寺各年交番して西派國中の寺院を指揮す

**光明寺**

在古町東派 無祿

右東派國中寺院の錄所也

**仙勝院**

修驗在府中依 月俸五口  
眞言

**眞言宗**

無祿

此宗錄所無シ府中ニ有ル五ヶ寺月番アリテ公用法  
用ノ二事ヲ達ス寺社員數卷末ニ出

政府根取ノ屬

**坐頭**

一人 檢校勾當ノ二官アリ 月俸五口

盲人の長一人あり檢校より任ず聞役二人有りて  
國中盲人の支配を司る

**荒任子**

四百人餘時々有増減此奴隸之者にし

て年々町在の者より一季に抱て諸役間に五人三人  
宛使令水薪の用を勤む月俸一口歳俸三石

**兩座**

大夫二人 櫻間左陣  
友枝善藏

猿樂師の長なり新座本座の兩組ありて座の支配に  
年行司と云あり熊本町別當の内一人宛交番し座の  
支配を司る是を年行司と云

國家嘉吉の時又兩社藤崎 祇園祭禮に此猿樂の式あり座  
米六拾石を給す

國境陸口湊口川口

上關

**南關**

陸口 侍一人足輕六人

都城ヨリ北筑後境玉名郡南關十一里

**袋口**

同 一人同四人

同南方薩州界昔北郡水俣陣内村

**馬見原**

同 一人歩之者三人

城下東方日向界阿蘇郡南郷菅尾大野村

**坂梨**

同 同一人 足輕四人 阿蘇組之内  
同 同一人 足輕四人 交番す

同豊後ノ内三十一里道見

**鶴崎**

湊口 同一人同三人

**佐賀關**

同 同一人同十人

**白濱**

同 同一人同三人

**大島**

同 同一人同三人

**長須**

同 同一人同三人

**清源寺**

同 同一人同三人

**酒浦**

海濱 侍一人歩之者三人

**高良**

同 同一人足輕三人

**三角**

同 同一人同三人

同郡網田村九里  
**郡浦** 同 同一人同三人  
同芦北郡十三里  
**日奈久** 同 同一人同三人  
同郡之内十六里 町廻三人  
**田浦** 同 同一人 三人  
小佐敷小田浦村ノ内十七里  
**海浦** 同 同一人同三人  
同十九里  
**斗石** 同 同一人同三人  
同津奈木村ノ内二十一里  
**津奈木** 同 同一人同三人  
同陣内村二十三里 陣町廻三人  
**水俣** 同 同一人同三人  
同芦北水俣二十五里  
**袋浦** 海濱 同一人同三人  
**中關陸口**  
北方筑後界南關和仁村九里半  
**和仁口** 陸口 歩之者二人

北方南關九里半長田村ノ内  
**久重口** 陸口 同 二人  
南方久麻界芦北郡佐敷野瀬村廿二里  
**岩本口** 同 同二人  
同日田界阿蘇郡南ノ野尻草ノ部村十四里半  
**岩神口** 同 同二人  
同野尻村ノ界十五里  
**川地口** 同 同二人  
同北方菊池郡河原九里  
**生味口** 同 同二人  
同玉名郡荒尾筑後界  
**松葉口** 同 同二人  
中關川口湊口 鮑田郡鐵塘三町村  
**河尻** 川口 同 同四人  
同郡池田  
**高橋** 同 同 同四人  
同五町河内村  
**近津** 同 同 同四人

同池田  
**小島** 同 同 同四人  
宇土郡浦  
**瀬戸口** 浦 同 同三人  
同  
**戸馳** 同 同 同三人  
同  
**戸口** 同 歩ノ者三人  
同松山上  
**下ノ松** 同 同 同四人  
上益城郡河ノ口  
**小川** 川口 同 同四人  
八代高田  
**植柳** 浦 同 同四人  
八代野津  
**鏡** 津口 同 同 同四人  
下關陸口  
**境崎** 足輕四人  
玉名郡筑後界

芦北郡薩州界  
**石坂口** 郡筒足輕二人宛五日交番  
同  
**久木野** 同 同 同二人  
同遠見  
**須口** 同 同 同三人  
山鹿郡中村筑後界  
**矢谷** 同 同 同二人  
同  
**茂田井** 同 同 同二人  
山鹿郡中村筑後界  
**桃田口** 同 同 同二人  
同  
**柏木口** 同 同 同二人  
菊池郡河原  
**伊野口** 同 同 同二人  
山鹿郡中村筑後界  
**星原口** 同 同 同二人





一三百石已下二百石迄は右同廿一石  
 一百八十石は右同二十二石  
 一百五十石は右同二十五石  
 一百三十石は右同二十石割増あり  
 一百石は三十二石  
 一八十五石以下三十石迄は割増あり  
 一在宅の侍は高百二十石以上は二石減百石已下は一石減  
 一江戸京大坂長崎在番交番は百石高に三石宛増  
 一月俸百石は六口二百石已上は百石高に四口宛一口は一斗五升也寛政年中定也  
 切米取俸祿  
 切米取に中小姓歩使番并同列獨禮歩中小姓并同列諸役人段足輕中間之等級切米は十石高に五石旅給は増加あり寛政年定  
 一二十石五口又十五石 中小姓の祿  
 一十五石五口四口又十石 中小姓使番の祿  
 一十三石五口 獨禮の祿  
 一十石四口  
 一十石三口 歩并役人之祿

一八石三口二口 右役人の祿  
 一七石三口二口 右同  
 一六石三口二口 足輕格ノ祿足輕は十石二口  
 一五石二口一口 五石二口已下は中間格の祿  
 一四石二口二口半  
 一三石二口一口一口半 諸組の定祿  
 一拾石三口 側足輕百十二人内小頭八人  
 一拾石二口 外側足輕千二十二人小頭八十六人  
 一八石二口 飛脚番十五人小頭二人三口  
 一七石二口 持筒組十七人内小頭二人  
 一七石二口 昇組三十二人内小頭右同  
 一五石一口 長柄組四百人小頭十二人七口  
 一島地廿石高 新地鐵砲の者二百四十人  
 一四石二口 留守居右同廿六人小人八十七人  
 外に手廻小頭八人八石二口  
 一八石二口 駕昇の者四十五人小頭六人八石  
 一七石二口 鍵持廿三人  
 一七石二口 草履取六人  
 一三石一口半 掃除人三十人小頭三人四石二口

### 官職制度考三

#### 郡政部并田賦

一六石一口 厩の者二百三十人小頭十人二六石  
 一三石一口 荒仕子四百餘人  
 右荒仕子は年々二月に交替して町在之者より使之譜代の者に非ず一季なり

夫れ民は國の本なり本固ければ安しと云へり本を固ふするは民の力を強くするにあり民を富す術は外なし孟子曰易其田疇薄其稅歛民可使富也管子又不言乎衣食足而禮節をこり倉廩實而榮辱を知ると古今の通義なり然れ共民富て之を制するに法令嚴ならざれば民犯し安し民犯して法令行れざれば奢侈に至る奢の積りは貧になる貧の民は遊惰に流る其蔽農力薄く郡村衰微し人畜減損し田畑曠蕪して租稅の障となり貸借救恤訴訟の事起りて郡政の累となる一村積りて一郷となる一郷積りて一郡に係り漸を以ては一國の總計に係る事として目には見へざれ共虚耗となるは日を逐ひ月に益すなり泰山之礫は穿れ石殫極之統斷し幹水非三石之鑽索非三木之鋸漸々磨使し之然也とあれば物の漸磨は善にして善にすすみ惡に就ては惡をます恐るべき事也又力田を勸めて孝悌を教へ忠信を誘ふ事父母の子を導く如く怠惰を戒め勉勵し善を賞し惡を罰し疾病を扶持し死を吊ひ鰥寡孤獨

を哀感し風俗をして淳漓ならしめん事肝要なり當國郡政の來歴は寛永九年 妙解公襲封の後同十年より國中檢地ありて郡政の大綱を議定し給ひてより已來連綿して今に至れり其大綱は變革なしといへども時の勢によりて郡政の改りし事幾ばくならん延寶年中に土免極天和に上知寶曆に地引合檢地 享保に請免の議ありて止む安永に免方潤色天明に同潤色享和に請免檢見の法に延寶の比石見と云あり其後五割の作法三割の作徳と云も皆時々變法なりといへども寛永已來の法を紀綱として大同小異なりしを享和に至りて請免となりて寛永已來二百年の檢見の法此時に廢絶するは一大變なり後年の利害得失豫して論じ難く管見の及ぶ所にあらず

○德懸

右德懸と云は秋に至り田畑に登りたる米穀を檢見を初田賦にかゝりたる役人立會見分して公の歛數を極りたる通りに百姓共受合て上納するを土免受除と云

○損引

大損引と云は水損旱損風損虫入等の外さまく天災にて作毛登らず土免通り受のきかたき時は損引を願ふ其時に檢見を初夫々の役人立會て登不登を改め有實をためし五公五民とか四公六民とかをさため極る是を損引と云德懸損引の兩法受免已後絶たり内檢の官廢す其法予詳にせずと云共思ふ子細ありて大略を記す

○土免とは此畑には上納未何石何斗と極りたる通り上納いたすを土免と云凶年には其通り上納成かたき故損を引と云て其田有たけの石高に五割の作徳を百姓に給るたごへば一石五斗の粗ならば五斗百姓に給り一石は公の納となるを云

○損引となる村々は德懸を極る時に内檢見込の通に百姓肯て其旨を得ざればためしをいたすなり是迄は内檢見込の坪をためし來たるを向後は左の如し

一内檢見二三の坪ためし  
但し把ためし其外の例仕法古來より仕來りし通り何割起き

案に此のためし法の古來より内檢の役に記憶し來り年々の取計らひにて書傳に有事にあらず

其人に傳りし法なり受免より已來内檢後廢したれば數十年の後に至らば例の歛法絶て知る人無に至り其法を求んとすと云とも木に縁て魚を求の患ありて由しなかるべし遺憾と云べし予國の爲に此を愛と云へども其職に有らざれば詳に識る事を得ず然と雖も其老官の物語と老圃の傳へる所と見聞し其大略を記して世に遺す身後若檢見歛法の舊復もあらば萬一の補とも成んかと思かなる筆に留つゝかくは記しぬ

一百姓見込の坪例

但内檢見込の坪の近所にて一反已上の大坪の内にて上毛三錢中毛三錢下毛三錢九歩の粗を合て何程の割起し右の通例双方起粗にて撫何割と定夫を二ツに分け其半分を起粗に極めるなり譬は内檢見込坪にて十割起百姓の見込坪にて四割起候へば合十四割を二ツに分け七ツ割の起と定め申なり但百姓の見込坪各別不都合にあり又は所により内檢見込の坪近邊にて相應之毛上無之又は大坪無之は時宜に隨ひ角違又は小坪にても見立かへ候様に土地内檢々郡代惣庄屋へ議し申答

なり

一例粗斗立候節間には摺斗棒を用うる所もありつれ共向後すべて割斗棒を用うべき旨命せらる

一德懸を仕かゝり候已前たごへば來る幾日より何村より德懸幾日頃何村までを終るとの儀内檢より書付を以郡代へ達す郡代より村々へ沙汰に及び其内に下々見帳と申物を揃へ置候へど若其日限期の如くならず怠る村々は損引は叶はず土免通と沙汰に及ぶなり

一反別下と云事

一反別下と云は其村所水旱等にて年々得土免不申損引下り米有之所は年々難儀に及によりて願により年限を以て反別にたごへば一石の土免を九斗上納に下ヶ方に成る其ゆるみを以て村成立されば本の一石に反るなり

一春土免割之事

此を帳に記す此帳は百姓人別割諸取立米踏出土臺の帳面冬春に至り地方へ入替讓地質地高の入替諸開の出入等に至るまでぬきはしを以相しらへ見圖帳各寄帳共にはり紙を以て付送を記し置内檢印形を

用置百姓名前新面有無相記し自然空體に名を出し  
惡地斗りを片落に受持せ不申不正の取計いたさぬ  
様に精々内檢より吟味いたす事職掌なり總體免方  
の事は春土免割帳清算相すみ居不申では年分仕出  
の諸帳面符合いたさず庭帳にいたり百姓共人別上  
納過不足になり疑を生じ不申也各別念を入れる事  
内檢の職掌なり

土免割と申は百姓共人別田畑を作り高當物成何  
程免幾つ何歩并作徳種子米の利品に相加都合何  
程上納致せば皆済と申事小百姓末々迄書付相渡  
し免割帳をどくよみきかせ銘々判形を爲仕土  
免の時より如此村々銘々の上納高を申きけ置き  
候へば初春より當年の上納前何程と銘々覺悟仕  
居すいぶん精を出し可申事寛文八年の令なり

一諸床年貢とは 新屋敷 新井手 新堤  
新道 出高床 水車床 荒地床 上畝物床  
右荒地床之内畑起畝物畝起にもなり又荒地年季受  
反別下坪に願の事年限るとを記し當毛荒皆無畝作  
り替等一切地面の變化したるを其節々見圖帳に小  
書し相糺す事内檢の職掌にて印形を用ゆ土免割に

至りては譬は一助受持の畝方二助にゆつれば質地  
又は讓地高土作に至るまで付送りを以て入替いた  
し右跡目を記し上に兄弟を記し名替等は勿論の儀  
也一坪の内枚數増減すれば法の通付札にて直し是  
又内檢其外夫々の印形を押坪分りを願出し者は地  
の腴肥片寄不申様に規矩を以て分ち地面之見圖  
帳と名寄帳と符合する様にしらへ來るなり此又免  
方根元の帳面にて聊手のぬけぬ様にする也手ぬ  
けすれば地面のにらみ合なく混亂す至て重き帳面  
なり

一青葉 一早田 一太米 一中田 一晚田  
右悉皆色品付を帳面に記し張紙を用置申候是又内  
檢印形を用ひ來る地面變化すれば見圖帳并坪附帳  
は地面見分の節仕立るなり

一庭帳  
此帳は年貢庭帳とて免割帳の面一人前上納高取立  
の高を書記し合せ高の内より臧拂又給人扶持方諸  
上納共に右取立の一紙を差引いたし百姓共能承り  
居候へば上納分は兼て存し居る爲の帳面なり  
一青葉改之事

此青葉改と云は五六月にかけ見圖帳より糺したる  
所の小前帳を以五ヶ村の内窺當り一ヶ村にて總庄  
屋を初五ヶ村庄屋共立合見分いたし帳面に付立る  
但總百姓受持の畝方一圓に有之ヶ所間には畔を  
潰し勝手に斗見圖帳の根源を失ひ候様成儀は其  
際目を正し經界を全くし置く様に青葉見分之節  
内檢より糺すなり此畑此田には麥種粟其外何々  
作り付有と云事を改め帳面に書立るなり

一荒地改之事  
此は毎年惣庄屋見分仕開明たる畝方は其年より五  
ヶ年の間無免に仰付らる六ヶ年目より全上納申付  
る然れども惣庄屋より改め畝指て無之内檢より改  
の節五年目ノ六七月の比命あり右改の節餘計の  
起畝有之分は地味大抵に有は見分向にて察計いた  
し前年の改起畝に願出させ其を一紙の帳面にして  
内檢より上達す夫たけは公の所務増すなり受免已  
後内檢廢官となる此等の改關典となり公の損とな  
る事恐るべき事なり議せずんば有べからず

一色付帳之事  
色付は六月朔日より相改秋に至り免極の根帳にて

色品は申に及ばず田畑屋しき作りまで夫々相改め  
帳面仕立郡局に相達す見圖帳名寄帳より取出すな  
り

一秋免之事  
秋免と申は秋に至り作毛登の時候に相成り候へば  
何も出在にて村々毛上の次第を見分いたし此は土  
免通り是は損引との差引なく一ト下ヶ各限委しく  
見分いたし免極の儀は所作の者々願出する時に損  
高を極むる事惣庄屋よりいたす村々よりは法のと  
ふり帳面を差出す内檢在中村々を廻り内升を入小  
積帳よりしらへ立になる損高をぬき色付帳面内檢  
に出す時内檢のみこみより損高ふとくみゆれば總  
庄屋へ察計いたす減つめになり損引坪に下見帳を  
以見分の上一村にて毛上馴合中分の畝方又は上中  
下三段にも内升を入間には下見不同有之右之村方  
は畑以委しく相糺し村役人をも撫なぐさしの事申聞惣庄  
屋え問合惣庄屋より糺たる已後人別小積帳を以免  
すりノの者受のかせ、いかにもうけのきがたき  
者は損引に出す様につき吟味をどくる故に檢  
見向にて多くの損高減し事により一村も二村も受

のく様にいたす此境において 上の損益にかゝり  
下の利害にもかゝるなり

一上知配地之事

上知にも家中の知行上り知になり納り藏と成る又  
相續の節減知になるを云配地とは知行を新に給り  
又は加増知等を云譬へば三百石村高之内百石配知  
に給るになれば惣庄屋より百石宛三ツに引わけ百  
石相當の高人畜の當否を糺し總庄屋より百石組三  
ツ夫々一圓を以配地を極る節内檢立會來る右配地  
一紙取分の儀畝高相當仕來り米反當各別増減無之  
様に舊法の通内檢より分ける事なり

但百姓共自然不同の頗ちをなし人畜地方相當な  
る事なく零落の百姓か又は越し高多く受持ては  
双方彌以相濟かたき事ゆへに法式の通り田畑上  
中下位と共に正直に分ち候様に内檢より糺すな  
り右之通にて檢見向春秋手札渡し反別下免下小  
前帳等の儀内檢の取調なり

一反懸米之事

反懸と云は田畑一反に何升とて極め出米を歛する  
なり一升二合野開に二合宛歛す寶曆六年免除なり

一年貢米 一反懸作事料 是城郭の作事に用  
右本方に納

一各別畝物米 一増水夫米 一馬恩米 一年賦米  
一郡方開

右小物成納

一二の口米 一増水夫米

右二稜は享保十五年免除と成

一飼料米代は三十貫目在中割賦なり

一本方と云は藏に納る地方并給知を云なり又古新地  
と云有是は昔より極りたる畝の外に空地海川干出  
古池堤等の潰れたる所を開くを云本方に納るなり

一土免極延寶年中

一地引合寶曆六年より始り明和八年に終る

一免方潤色安永三年天明中兩度なり延寶八年已上を  
古新地と云其已後開き明たる地を新地と云也

一永荒開は往昔より極りたる堤井手下川に成山崩な  
とにて潰滅したる坪々久しくあれ地にて有しを漸  
々手を入中古より追々高を持たるを古新地と同じ  
事なり

一寄下右先代加藤氏の時より有之たる由申傳へたり

しかれども其事詳ならず本畝の内に加り一結は二  
十歩半結は十歩元祿八年の比より一統崩して田地  
に加る寶曆七年吟味に成古來より寄下有之高外に  
成居たるを高に加へたるを見ゆれども歲月遼とじ  
て其由來を詳にせず

但本方の内に寄下添と申地方あれ其何の所より  
何の所をさして申と云事を辨せず

一出高 右本方新地床畑を田作にいたし上畝物  
上畝物と云は畑を  
田作にしたるを云

一本方 一古新地 一永荒 一寄下 一出高

此五品は本方に納るなり

一郡方新地 右古新地同前延寶八年已後開たるを郡  
間納になる今小物成に納

一山方新地 右は公藪受藪の内を百姓願て公許の上  
開きわけ高を持たるを云納り右に同

一上畝物 右本方新地畑等の水理宜しき所を開き田  
作になし田の年貢上納より床畑物成を引餘を上徳  
米と云

一居畝物 右一年畝物歲月久庵にして本方と同前定  
米に成たる所おとす

一一年畝物 右空間の土地をひらき其年の出來次第  
年貢極るを云一毛畝物とも云なり

一野開 右芝野を發きわけ運上銀本方郡方共に納む  
並には銀六匁六分宛なり地悪しき所は又減て納む

一田成畑 右本方新地共水利あしく年々早損して登  
らす如此は公許を得て畑となす此を田成畑と云

一雜穀替口

一胡麻 上一升 中一升 下一升 米 一升五合 一升四合 一升三合

一粟 二升 同 四升

一荏子 一升 上一升 中九合 下八合

一小豆 米一升 上一升二合 中一升三合 下一升四合

一大豆 米一升 二升

一大麥 米一升 上一升三合 中一升四合 下一升五合

一小麥 米一升 一升五合

一野稻は同等なり

- 一 稗 米一升 三升五合
- 一 蕎麥 米一升 二升宛
- 一 黍 米一升 二升五合
- 一 大米 米一升 一升二合
- 一 綿一俵 代米一石

一 水夫米は物成百石に三石六升宛の征なり田畑の間竿六尺三寸を用

一 見圖帳 右は 妙解公襲封の翌年檢地あり見圖帳とて出來たり此時新に出來たるにあらず加藤氏より用ひ來るを檢地之上にて改め作りて恩田隱田を改めしるさる此れ一村を限りて調進す此帳簿今に至るまで郡局の大典なり田畑の高物成畝數地主地主一村を限り總計して公税の數を記す一村積て一郷となる郷積りて縣となる縣積りて郡となる郡積りて一國の高と成此其不易の典なりゆるがせにすべからず

見圖帳は田畑の地位上中下定り坪々の肩に何枚〳〵と枚數を記し坪々〳〵の下に通し番を記し其下に受持百姓の名を記し肩に藏納給地夫々各目を記すを云なり

一名寄帳 右は一村限り年貢帳面を新にして田畑の作林主を記す作主は年々變ずればなり此村正のあすかる所なり此帳を詳に辨せざれば此れ免方にて民の利害にかゝる重き帳なり田畑の上中下の地位を記し畝數高物成作り主の小前〳〵を記し百姓共無筆無算の者たり共身前の年貢納め高を能く覺え居せ秋に至り納るなり此帳を以百姓の年貢を規矩とするなり寶曆年地引合の時に改る

但一助分の畝數幾坪にても見圖帳よりうつし坪に其地位の高を書記し田畑の高を合せ物懸出し土免割帳名寄帳は土免割帳の根元なり根帳たるにより其坪一切の事は委細に記し置て一紙小前帳共に免限にしらへるなり見圖帳名寄帳は最田地樞要の帳面内檢以て貴重する帳也又曰名寄帳は明白に改めおき夫より免帳を仕立念を出入米を書入人別の年貢上納の石高合勺才まで違無様に清算を入内檢より手札を渡し手札前の米高を上納させ百姓の疑なき様にしたる者なり右寶曆引合の時改る

一 古新地の事 右前にも出たり  
妙解公襲封已來延寶五年まで新地永荒開出高等の

追々仕立に成たるを當時古新地と申て本方に納るなり延寶六年より郡方新地を仕立てになる此を新地と唱故已前の新地を古新地と唱るより二品と名

一 外引高之事 右古書簿帳を閱するに永川床ミカドシキ公麻 井手床 道下 寺院屋敷等其外諸費地方の高物成免方帳村高に結び入れず高引にして物成は勿論諸公役共にかゝり不申事

一 内引高之事 右往昔公麻井手床其外費地にも免帳村高之内に結びこみ其内より物成引くると見ゆれ共地引合已後は外高引になりたる故帳面の混亂となるにより却而費地分の引高は免帳内外に申付らる尤諸夫役共に懸らぬなり且引高と云事給地の内にも有之處若後年地方返し被給時右引高分の物成諸夫役等は如何して辨に相成可申やと已前の事共檢閱するに井手料米等は給人を辨へられたると相見るなり高役は纔の事にて殘高にて割合せ申たると見ゆるなり泰勝寺野屋敷を神水村に下さる處太田小右衛門内藤彦大夫知行所の内に加り居るに付其分は兩人に代地を渡し下さると見たり井手料米

の儀は自身地方の爲の養水たる故に給人より辨になるなり如此なれば様子次第に給人辨へ又代地を下さる給人望によりては現米を以て下さるも有なり

一 千石水夫米 右浦々水夫を召仕るに三口づゝ一口は其身二口は妻子從類に給る此を水夫跡扶持と云年々千石づゝ國中より割り出す物成百石に三石六升六合あて出すなり寛文八年十月改め征す

一 山野海邊を開事都て重んずる所本方の荒地を發き明る事に力を用ひず新規に海邊などに開を仕立る事は不都合なり自然と本方の衰微となる已來新地開發の儀無用に被成との事元文二年 仰出さる

一 反懸米は先年江戸屋敷類焼せる故白銀作事料の爲に在中に歛せらる寶曆元年迄年數なれども成就に不成故給地反懸半方新地野開は今迄之通赦免開は五割増其數量

一 田畑畝數六萬三千五百六十町餘

此米三千七百十石餘 反ニ六合宛

一同千九百七十町餘

此米五百八十石餘 反ニ一升二合宛

右新地郡方開畝物共ニ

一 田畑三千四百五十町餘

赦免開

此米六百二十石餘

反ニ一升八合

畝合七萬二千二十町餘

米合四千九百十石餘

○田畑高定

一本上田一反

分米一石三斗分米と云は後世高と云なり天正慶長頃の帳を閉するに皆分米と記したり

一中田一反

一下田一反

同二石二斗

同二石一斗

一同上畑 同八斗

一同中畑 同七斗

一下畑 同五斗

右國中の高定にして撫地（オモテ、下田）は先代加藤家の時の檢地帳の残りたるを本據とし 妙解公の御世に國中田畑地撫じさな給ひ其村々の惣高を有畝に割付け高を定めし故に村割に高定め同じからず本田畑は撫地を以て沙汰ありしなり

一 豊後國の内の領分は田畑高定の儀は其村々同じからず故に村々下帳面の村々に傳りたるを本據として沙汰有しなり

○新地高定

一 上田一反 分米一石三斗 上々ハ無シ

一中田一反 同 一石二斗

一下田一反 同 一石一斗

一下々田一反 同 一石

一 上畑一反 同 八斗 右同

一中畑一反 同 七斗

一下畑一反 同 五斗

一下々畑一反 同 三斗

右寛永十年に國中并豊後之内領分の分は如此申付に成

○畑成田出高

一 上田一反 分米一石三斗

此本畑一反分米八斗差引五斗出高

一中田一反 分米一石二斗

此本畑一反同七斗同五斗出高

一下田一反 同 一石一斗

此畑一反同五斗同六斗出高

右畑を田にいたす出高のさし引此の如し但し其田所により上中下有之分は其坪々の地位次第に上田にいたす地味は其位次第に高を定元畑上中下の高定を以さし引いたし出高の吟味相定るなり

一本田畑には下々の高定無之故に出高の儀上中下三だんの吟味を以出高極るなり

一 豊後の内も右同出高は其村々田畑分米不同あるに付其村々の元畑分米を以差引出高相定るなり

一 山畑一反分米 三斗五升〇中二斗五升 下は一斗五升

右前々より今以其分に而沙汰あり

一 諸公役 右は名寄帳面の高を書ぬき右の高より引高を引高役をまごめ一人前の出夫を兼てきわめおき相勤る不同無き爲の仕法なり

一 諸出銀之事 此銀高を付割賦之儀は名寄帳面より書ぬき高の内より引高を引銀當り何程と申儀を記し小百姓共疑なき様にいたすなり  
一五ヶ條

一 免割帳 此帳のしらべは廉直にいたすべし

一 取立庭帳 此帳は明白にいたすべし

一 諸差引は正直にいたすべし

一 諸公役は高相當最負無き様いたすべし

一 諸出銀は不直の儀なき様にいたすべし

右五ヶ條村役人會所役人の廉直を糺す事内檢之職なり享和三年より此官廢す會所役人村役人任せにすればいか程の私曲あらん小百姓共は無筆無算の者多し愚なる者なればたごへば五合七合又は二升三升二分三分乃至五分七分づくの割増を出さしむる共去年の上納に引合勺才分厘を引糺して納むるやふの者は一村に一人も有か無きかなり然れば夫たけの割増は一斗積りて斗石となり一手永積て十石百石となる一郡二郡の積ては千石二千石となる此姦曲の會所村役人の所得とするなり上よりは少々にても下の傷みとならぬ様仁惠の政を施し給ふを右の如くするは非死を免さざるべし糺さずんば有べからず然れども其官廢しつれば今に至りていかんともしがたし逐年民の膏腴は姦吏の爲に征せられ村里の荒亡

國家の憂となるまさに大息すべし

一 永荒の事 永荒とは寛永檢地の時より洪水荒川床山崩堤床塘等は永荒になりて荒地起畝にならず此を永荒と云なり

一 隱地之事 恩田錄 此地方空原平野を開き田畑にいたし百姓共無年貢にて私に作て押隠し置を云此を寛永十一年檢地已後百八十年の後寶曆の末より明和の中迄十三年を歴て檢地あり此を地撫と唱て改め出す此を畝物上納に申付る夫を唱て新出畝物と云郡間納めたりしを四千石を分ち本方に上納す此米を以て地引合に出役せし人々の造作料飯米とするなり○荒地をも改め畝高共に帳面に記して年季受開き明候様に申付る開き明け作りになりて年貢上納になりたるを荒地起畝物米と云○永荒川成塘下に成荒たる所を紛らかし荒地餘計に有様に姦民の取なすを精々相糺し有筋に此節改めらる其畝高共に帳面に記し年々に起き方を改む永荒川床塘下等にていかにも起き方無之見ゆるは一毛畝物空地開野開等を替地に出さしめ荒地起方に命せらる

一 上納免除の事

一 種子利米寶曆四年に免除せらる

一 反懸米同六年右同

一 土免二步下り米右同年

此下り米と云は損引なく土免通りの年貢を上納する者には二步通り下さるなり

一 増水夫米并二ノ口米右同九年

一 地筒の者開地の事 下々野開畑高二十石開地に仰付らる此を新地鐵砲の者開き渡り地と云

一 免方潤色の事免と云は元來田畑の高物成を定め此程は公に納め其餘何程は百姓に免して取らこむると云より免方と云今は賦斂の惣名とは成れり予郡政要覽に田賦斂法を辨する事詳らかなり併せ見て我藩賦斂法を知るべし

妙解公入藩し給ひしより免は年々變らざりしを安永三年午七月に此法を改めらる其詳なる事は郡局の大典繁冗なれば今略之

一 免方帳村々より仕出分

一 春秋免帳

一 郡中一紙目錄

一 一村々免受目錄

一村々土免通假受帳

一 損引見積一紙帳

一 大小豆青葉改小前帳

一 五ヶ年目く荒地改村々小前帳

一 田畑作毛色付人別小前帳并村々一紙

一 損引之節高分帳

一 早中晩田下見帳

一 免切一紙帳

一 早中晩土免通畝懸帳

一 損引德揃帳

一 損引積立帳

一 右同抜下見帳

一 右内檢に惣庄屋より出すなり

一 反當りと云事 反當りと云は譬へば此田畑一反に

何斗之當りを以上納仰付らるると云事なり

一 土反と云事 土反と云は在中の言ならわしなれど

も今は官府の通言となるたとへば此田畑共に反に

何斗何升有之たると云事なり田なれば反にためし

て一石五斗又は二石と有たるだけを年貢と定りた

るを云

一 慶安元年の免 此頃まではすべて地方を渡されて

自己の收納所務なり故に高物成の事詳らかならず

と云共免は四ツ九朱九厘と云事慶安の簿書に見へ

たり

一 荒地高 寶曆中地撫の時荒地を改めて記する所の

高一萬千七百七十一石餘物成五千四百八十石餘

一 免方手數の事

一 免極りて年貢納に至給知を分ちて地高の差引内

檢の取調なり

一 土免は毎春手札を受合相濟たる上一紙の目錄并

手永限の小前帳共に百七十餘冊惣庄屋より仕出

たるを内檢よりしらべるなり此を春土免割と云

一 慶納と給知と新地と共に上地配又は引畝起畝等

有之においては高物成田畑反別退轉せざる爲に

手永反別を改めいたすなり此又内檢の掌る所な

り

一 右同田畑諸德懸の一件内檢の職掌なり

一 右同諸色付帳大概四千六百冊程代官より毎年差

出したるを秋に至り損引仰付らる内檢より手永

限免下積帳差出たるを内檢より夫々引合せ伺目

るを云



録しらべ立仰渡され相濟又々受目録仕立るなり  
 一右同田畑荒地之内起畝改の帳面毎年内檢役より差出たるをしらべ一紙帳面相しらべる事手数なり  
 一右同秋免帳數百冊一々讀合清算を入外に代官より調出したるを對讀し郡頭の印を受算用局に納む此一ヶ年の總計なり  
 一諸郡開地徳米野開上り開畝物類の徳米銀積り帳百五十冊内檢役より差出すをしらべるなり  
 一代官付札算用の證文しらべ此又郡頭の印形を取り右同斷  
 一年貢皆濟目録は代官手永限の帳面村々小前帳共に相添差出たるを吟味方へ仕向郡間え控を取置相しらべるなり  
 一右同正月十一日目錄しらべの事  
 一右同算用帳の儀夫々しらべ吟味方へ仕向るなり  
 一諸郡見圖帳名寄帳の儀内檢のしらべなり  
 一新知加祿知行割一件書證の添目錄内檢しらべなり  
 一知行取病死暇閉門の節知行押并開立山押差紙又

跡目知行引渡差紙起畝引高差紙一件のしらべ且隱居家督之面々知行所沙汰之事  
 一公義へ差上らる國中入別改年々影附一紙帳面等しらべ  
 一山方算用一件并熊本廻地子米銀取立算用帳共にしらべ郡頭印を取算用所に納るなり  
 一年始門松諸飾物家中寺社の門松共にしらべなり  
 一熊本作事所の用木材竹其外家萱古猫伏等郡中割賦品々之事  
 一所々用の濫掃除方川尻作事所舟方普請方其外鶴崎用水竹木繩シユロ藤なわの類割賦之事  
 一天守方舟方用の雞の尾羽賦配の事  
 一國中處々橋かけ等入用の銀馬飼料代國方江戸荒仕子郡限出夫柄の割且臨時出米銀割賦之事  
 一圍籾其外公膳の用大小麥大小豆飼鳥用の糶粟稗の類在中割賦之事  
 一赦免開立山帳の一件  
 一水夫二ノ口米根帳二百冊引合清算受方目錄清算一年貢米日々所々の藏え納める高達たるをしらべ遲滯するを催促する事

一家中地子内作證文年貢米小前帳手永限代官より年々調出したるを夫々しらべ勘定所へ達する事  
 一赦免開立山讓渡の節割印書仕直し手數の事  
 已上郡間の取計當時郡局の取調と成る内檢の手數職掌は惣庄屋の職掌に成郡間廢して郡局の職掌と成受免已來檢見の法寛永已來の法廢す其利害得失管見を以て議し難し

一肥後國郷高  
 一五十四萬石  
 内、  
 五十一萬九千八百九十一石四斗餘 肥後國  
 二萬百八石五斗餘 豐後國  
 外に高  
 四萬三千九百六十五石七斗餘  
 肥後之内天草球摩并五ヶ庄の郷帳なり此村數百七十三ヶ村  
 一高七十四萬六千四百四十石四斗四合  
 右寛永九年 上使方引渡されし目錄にて現高なり  
 一高一萬三千九百八十八石七斗一升七合七勺七才

右土使引渡已後新地出高分現高二加ル合七十五萬三千七百三十九石一斗二升一合七勺七才  
 内、  
 一高三萬五千二百五十三石七斗三升二合九才  
 右宇土知行内分  
 一高二千三百三十三石八斗五升四合三勺九才  
 右社領并別莊屋敷道床川床の引高なり  
 残り  
 七十一萬六千三百五十一石五斗三升五合二勺九才  
 物成  
 三十三萬五千四百七十石一斗六升九合四勺  
 高四ツ六歩八朱三厘三弗  
 ○藏納給地高  
 四十三萬七千八十石餘 藏納  
 三十萬九千二百六十二石餘 給知  
 ○免帳内引ニテ上納免許  
 一△新井手 △新川△新堤 新道 塘下  
 右費地分此印△ハ三ヶ一上納三ヶ二ハ免許也

一用宅床公一在藏床一小庄屋給千石ノ村  
一用心苗床一沼山津無田三割増用心苗代  
一園粗代米一郡代足高分之手取米  
右之分免帳内引なり

○文化四年の物成

一米二十九萬四千九百二十六石餘

右之内

四十一石八斗 雜穀代米

九千七百廿二石銀納

此銀四百六十五貫四百四匁餘

百六十石 津奈木願代錢納

此錢十一貫四百二十八匁餘

二萬二千三百四十八石一斗 願立拂

二十六萬二千六百五十四石餘 現米納

外ニ

一米二千八百七十六石六斗餘

一銀二十八貫八百五十七匁餘

一錢三十二貫百十八匁餘

右三稜請藪代米

一米二百七十五石餘

一銀二百九十貫九百十八匁餘

右野開連上

一同百十八貫五百五十一匁餘

一錢百十三匁

右諸色運上

○請運上高

一銀百三十五貫目

右文化七年より受上納になる

○二ノ口米三ノ口米 二ノ口三ノ口云は二斗三斗の規矩を以出賦する故に二ノ口三ノ口云なり

一三ノ口米ハ物成高十石ニ二斗宛

一三ノ口米ハ同三斗宛

一水夫米ハ 同三斗六合六匁

一増水夫米 右同

○鹽納之事 寛文六年極ル

一鹽濱上一反ニ付一石三斗

一中一石二斗 一下一石一斗

右今時五割増なり

○免割の事

妙解公之代寛永十七年までは土免四つ成にて家中の俸祿に相渡さる

眞源公の代寛永十八年より正保二年迄は右同割

にて渡さる正保三年より寛文八年迄前三ヶ年の

秋免の内下り免一ヶ年殘二ヶ年の秋免をならし

四つ成にて割り家中に給る寛文五年からは土免割

に申付らる

右免方の大略なり其隱微なる機事は内檢の職掌

にて其道に入其事を執にあらざれば詳にする事

を得ず然し一つを以て二つを推す時は其道を辨

じ知らざる事や有べからず能く不能は心を用る

と用ひざる事によるべし今大略を記するは予が

微志なり

○開を知行に直す願の事

開地を 公に上りて其代に知行を給る事は不容

見開地仕立百姓村立附居地味居り古來より本方

の地同前に有之は其時の議により知行にも直し

下さる事も昔時は有之たるよし今世は其儀なし

○國中荒地高

一萬千七十一石餘物成五千四百八十石六斗餘寛

政九年の改なり

○知行取惣人數九百八十七人内藏前之知行百六十

人なり時々少々宛増減有寛政六年改めなり

○二ノ口米を賦する始は往時はなし寛文中迄は

五の口を納め來るをつるかけ升を京升に命せら

るにより升の算計變り有により五の口は差止め

三の口になる享保二年江戸龍口の邸焼亡の節僉

議有て三年か五年の間二の口上納仰付らる其後

長く納め來れる處橋谷市藏と申代官存寄相達候

は二の口米享保の年か五ヶ年と定められ夫を五

ヶ年過候てもやはり免除なくのびくく上納仰

付らる儀下に信義立不申下の氣受宜しからず候

へば早々御免有たしと申上る依て免除せらる

三齋公御隠居料高三萬七千三十石の所務也

○小物成

妙解院様眞源院様妙應院様御三代

一千三百四十七石 寛永十七年分

野開 櫛實 受藪 御野菜代

一銀八十六貫二百三十目

野開 茶代 紙代 眞綿 諸札 竹木

漆 密柑 荷 椿 薑板

眞源院様御代

一米二千五百二十五石 慶安元年分  
 一銀百八十二貫九百三十目  
 右品々之外ニ 七島 葎 商札 酒屋 麴屋  
 問屋 俵物 熊本廻 地子  
 妙應院様御代  
 一米千七百五十石 延寶七年分  
 右之外ニ相増候分 清酒 酒屋 判屋  
 川口入申酒油樽 鱒十分一 他國賣出馬  
 諸網 他國釣舟 さくら網 唐網  
 ○悟真寺春光寺領  
 一三十石 悟真寺 一百石 春光寺  
 右は佐渡殿手開之内を御寄附御書出は延寶五年  
 十二月初て從 大守様被成下候事  
 ○法成寺領  
 一三十石  
 右は米田助右衛門殿手開を以同六年右同斷  
 八代城付米  
 一年々二千石被渡下作事は帶刀殿引受に付材木竹  
 は御山内より被渡下候  
 同武器

一大筒一挺二百目 一同百五十目  
 一同二挺四十五匁 一同三挺二十目  
 一同五挺十匁 一小筒二百挺三匁  
 一弓二十張 一大身鎧五十本  
 一長柄百本 一番筒百挺  
 一玉藥十荷 一長柄百本 此稜  
 一侍具足三十領 一番弓三十張  
 一大筒十五匁廿目迄 一狸々緋筒袋二十  
 一長刀五振 一刀百腰  
 一陣笠百蓋 一藥二百斤  
 右之分寛文二年二月廿三日佐渡殿へ拜領なり

### 官職制度考四

#### 雜部

○江戸屋敷  
 江戸下屋敷拜領 眞源公の代寛永二十年増上寺南  
 の方に下屋敷指上られ翌正保元年甲申代地を給る  
 龍口は慶長年中江戸詰大名屋敷割の時に 三齋公  
 拜賜其頃迄は此邊空地なり地形惡き故に加藤主計  
 頭の屋敷は高き岡にて有つるを其地形を引き龍口  
 の地形を上げらる白銀は 眞源公拜領之由正保元  
 年正月同三年四月移徙なり  
 ○八代蜜柑  
 八代蜜柑は献上の果實にていつの頃より始りたる  
 や寛永十一年進献之事見へたれば 妙解公襲封の  
 頃より始りたるにや又は加藤氏の時代に始りたる  
 にや考未暇  
 ○三齋公隱居料  
 三萬七千石に相極る宇土侯の別封推恩は此領を以  
 てし給へり

○寺社員數  
 一天台宗百十一寺 十一寺熊本百寺郡中  
 一眞言宗十八寺 六寺熊本十二寺郡中  
 一禪宗百七十九寺 二十九寺熊本百五十寺郡中  
 一淨土宗六十五寺 三十一寺熊本三十四寺郡中  
 一時宗二寺  
 一法華宗六十寺 二十二寺熊本三十八寺郡中  
 一眞宗西三百五十寺 五十九寺熊本二百九十一寺郡中  
 一同東百八寺 二十九寺熊本七十九寺郡中  
 總計八百九十四寺  
 社六百一社  
 大小之社あり  
 右寺社之内領知寄附の高三千四百二十石餘  
 ○宮女の位階 天明中用人手島角彌上進  
 一老女は物頭に准す  
 一若年寄中臈頭は平士知行取に準す  
 一中臈小姓奥女中は士席に準す  
 一次女中三の間は獨禮已下に準す  
 一中居半下は足輕已下に準す  
 ○總庄屋

惣庄屋は他邦にてはすべて大庄屋と云當國の事組  
を手永と云總庄屋と云事 妙解公襲封之後かくは  
改められし事古き書に見へたり其詳は未考

○田畑

一五萬九千七百四十四町五反九畝十四步

○新出町

新出町は本無之池田手永岩立村之内にて正徳元年  
大木夕岸え岩立村の中を屋敷に賜りしに付其村の  
百姓を出京町口より外に百五間を限り作り出し町  
並となれり初は村の支配にて出小屋に准じたりし  
を天明中に議有りて熊本出京町の内に加る

○家中上知

延寶八年正月家中之知行地方を上召さる俸祿は  
粟米を以て給せらる貞享元年地方は返されしか共  
粟米を以給る事は今に至りて不變なり

手取二十石の所追て三十石に成旅給四十石

○五人組初

寛文十二年切支丹改について寺社町人百姓は五人  
組を彌定して切支丹宗門にて無之何宗に紛無之不

審成者は五人組より急と可申出旨其頭々方可申付  
との令なり親類を五人組に入れ申問敷との事元祿  
二年十一月達に成元祿の令

○天草郡 肥後國

百二十三ヶ村高二萬千七百六拾八石九斗七升六合  
加藤主計頭清正此一郡を以豊後國之内野津原高田  
關等の郷を以て替地とせらる豊後合二萬百八石五  
斗八升五合天草郡の高は元祿十四年評定所に達し  
なる國郷帳前なり

○五ヶ庄

五ヶ庄は八代郡種山手永の内なり無高なり 妙解  
公國中寛永十一年巡見の時初て此山中に人幽栖す  
る事を知しめし公義に届給ひてより公義の支配と  
なる此郷士緒方藏座の二氏を以て其長とす其先祖  
は平氏にして壽永元暦の役に平氏敗して海底に没  
す其餘族此山中に隠ると云予若年の時或禪刹にて  
一僧に會す五ヶ庄の人なり其來歴を問答云五ヶ庄  
の先は小松内大臣重盛の三男左中將清經西海を遁  
れ豊後緒方左馬之介實國の掣となる所産の男を緒  
方市郎停國と云其所傳の系圖之由にて見せし記之

平將軍貞盛

讃岐守政盛

刑部卿忠盛

大政入道清盛

池大納言頼盛

門脇平宰相教盛

修理大夫經盛

薩摩守忠度

但馬守經正

淡路守清房

大夫教盛

越前守通盛

能登守教經

大夫舜盛

三河守經俊

尾張守清房

小松内大臣重盛

右大臣宗盛

右衛門督清宗

新中納言知盛

本三位中將重衡

三河守知度

三位中將惟盛

新三位資盛

左中將清經

少將有盛

丹後侍從忠房

備中守師房

安藝守俊實

緒方市郎停國

右清經平家没落の時元暦元年豊後に下  
り緒方左馬助實國が掣と成停國を生

緒方五郎實家

緒方少將盛實

緒方記四郎盛幸

緒方三郎近盛

緒方兵部實明

武藏守知章

兵部少正明

緒方次郎左衛門

緒方三郎重盛